

令和3年第3回宇城市議会定例会 会期及び審議予定表

会期 17日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
9月1日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 報告第16号から認定第8号までの30議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 ○ 陳情第1号、請願第2号及び発議第3号を上程 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
9月2日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（大村、豊田、岡本、石川） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
9月3日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（五嶋、河野（正）、高橋、坂下） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
9月4日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
9月5日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9月6日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（三角、中山） ○ 報告第16号から報告第20号までの質疑 ○ 議案第57号から議案第73号までの質疑・委員会付託 ○ 認定第1号から認定第8号までの質疑・決算審査特別委員会を設置し付託 ○ 陳情第1号、請願第2号の委員会付託 ○ 発議第3号の提案理由説明・質疑 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回決算審査特別委員会 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
9月7日	火	休 会	○ 議事整理
9月8日	水	休 会	○ 常任委員会（総務文教、建設経済、民生）

月 日	曜	会議の種別	件 名
9月9日	木	休 会	○ 議事整理
9月10日	金	休 会	○ 決算審査分科会（総務文教、建設経済、民生）
9月11日	土	休 会	○ 市の休日のため休会
9月12日	日	休 会	○ 市の休日のため休会
9月13日	月	休 会	○ 議事整理
9月14日	火	本会議	○ 開議 ○ 議案第57号から請願第2号までの委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 発議第3号の討論・採決 ○ 発議第4号の追加上程・提案理由説明・質疑・討論・採決 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
9月15日	水	休 会	○ 議事整理
9月16日	木	休 会	○ 議事整理
9月17日	金	本会議	○ 第2回決算審査特別委員会 <p style="text-align: right;">【 閉 会 】</p> ○ 開議 ○ 認定第1号から認定第8号までの委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 議案第74号の追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・討論・採決 <p style="text-align: right;">【 閉 会 】</p>

第 1 号

9月1日 (水)

令和3年第3回宇城市議会定例会（第1号）

令和3年9月1日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸報告 |
| 日程第4 | 報告第16号 | 令和2年度宇城市一般会計継続費精算報告について |
| 日程第5 | 報告第17号 | 令和2年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について |
| 日程第6 | 報告第18号 | 令和2年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告について |
| 日程第7 | 報告第19号 | 令和2年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について |
| 日程第8 | 報告第20号 | 令和2年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第9 | 議案第57号 | 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第10 | 議案第58号 | 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第59号 | 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第60号 | 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第61号 | 令和3年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第62号 | 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第63号 | 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第64号 | 令和3年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第65号 | 宇城市個人情報保護条例及び宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第66号 | 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第67号 | 宇城市税特別措置条例及び宇城市企業振興促進条例の一 |

部を改正する条例の制定について

- 日程第20 議案第68号 宇城市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第69号 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第70号 宇城市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第71号 工事請負契約の締結について（小川中学校改築工事）
- 日程第24 議案第72号 宇城市過疎地域持続的発展計画策定について
- 日程第25 議案第73号 令和2年度宇城市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第26 認定第1号 令和2年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第2号 令和2年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第3号 令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 認定第4号 令和2年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 認定第5号 令和2年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 認定第6号 令和2年度宇城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第32 認定第7号 令和2年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第33 認定第8号 令和2年度宇城市市民病院事業会計決算の認定について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

- | | |
|------------|------------|
| 2番 永木 誠 君 | 3番 山森悦嗣 君 |
| 4番 三角隆史 君 | 5番 坂下 勲 君 |
| 6番 高橋佳大 君 | 7番 高本敬義 君 |
| 8番 大村 悟 君 | 9番 福永貴充 君 |
| 10番 溝見友一 君 | 11番 園田幸雄 君 |
| 12番 五嶋映司 君 | 13番 福田良二 君 |
| 14番 河野正明 君 | 15番 渡邊裕生 君 |

16番 河野一郎君
18番 入江学君
20番 中山弘幸君
22番 岡本泰章君

17番 長谷誠一君
19番 豊田紀代美君
21番 石川洋一君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川康明君 書記 桑田祥一君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田憲史君	副市長	浅井正文君
教育長	平岡和徳君	総務部長	天川竜治君
企画部長	西岡澄浩君	市民環境部長	杉浦正秀君
健康福祉部長	岩井智君	経済部長	黒崎達也君
土木部長	梅本正直君	教育部長	豊住章君
総務部次長	元田智士君	企画部次長	坂本優子君
市民環境部次長	森下功治君	健康福祉部次長	植野修君
経済部次長	浦田敬介君	土木部次長	平木恵一君
教育部次長	井住寿宏君	三角支所長	梅田徳久君
不知火支所長	岩竹泰治君	小川支所長	木下義明君
豊野支所長	赤星徹君	市民病院事務長	坂井明人君
上下水道局長	木見田洋一君	会計管理者	井澤ふさ子君
監査委員事務局長	松川弘幸君	農業委員会事務局長	白木太実男君
財政課長	米田年宏君		

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（園田幸雄君） ただいまから、令和3年第3回宇城市議会定例会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（園田幸雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定によって、16番、河野一郎君及び19番、豊田紀代美さんの2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（園田幸雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日9月1日から9月17日までの17日間
にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月17日
までの17日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

- 議長（園田幸雄君） 日程第3、諸報告を行います。
議長の諸般の報告として、まず、8月17日において、第3回熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会が開催され、委員長に石川洋一君、副委員長に豊田紀代美さんがそれぞれ互選されました。

次に、お手元に配布しておりますとおり、1ページから6ページに、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告書について、令和3年5月分から7月分までが提出されております。

次に、陳情書等について申し上げます。先の第10回議会運営委員会において、机上配布と決定しました4件の陳情書等については、配布しております陳情書等一覧のとおりであります。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

- 市長（守田憲史君） 発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。
はじめに、市内における新型コロナウイルス感染症の動向について報告します。
市内において感染が確認された件数は、8月27日現在で累計362件であり、

先週1週間で45件の増加となっております。

蔓延防止等重点措置は9月12日まで適用されますが、感染者の高止まりの状況は本市においても例外ではなく、予断を許さない状況です。引き続き国県と連携したコロナ対策を継続してまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の実績を報告します。

2回目の接種が終わっている割合は、65歳以上で90.1%、64歳以下で32.6%、全体で55.6%となっております。

今後も、広報紙やホームページ等でワクチン接種に関する情報を発信してまいります。

次に、熊本ヴォルターズのプレシーズンゲームについて報告します。

ウイングまつばせメインアリーナの大規模改修の終了に伴うオープニングイベントとして、熊本バスケットボール株式会社に打診しておりましたプレシーズンゲームについて、9月11日土曜日及び12日日曜日の開催が決定しました。

対戦相手は愛媛オレンジバイキングスで、通常2,000人程度収容できるメインアリーナですが、感染防止対策のため857席として両日開催されます。

プロバスケットの試合が宇城市で開催されることは初めてだと記憶しておりますので、盛会に開催されますことを期待しております。

先の報道でもありましたとおり、宇城市はヴォルターズホームアリーナ建設の候補地として名乗りを上げています。その弾みとなればと思っております。

次に、松橋中学校女子ハンドボール部と柔道部の中体連全国大会出場について報告します。

6月下旬に行われました宇城中学校体育大会の結果、松橋中学校の女子ハンドボール部が準優勝、同中学校柔道部男子60キロ級個人が優勝し、勝ち上がっております。7月中旬から下旬に開催された熊本県中学校体育大会ではそれぞれ優勝、8月上旬に開催された九州中学校体育大会では3位の成績だったことから、両者とも8月下旬に開催された全国中学校体育大会に出場することとなりました。

女子ハンドボールは埼玉県で開催され、結果は1回戦で涙をのんでおります。一方、柔道は群馬県で開催されましたが、8月20日から群馬県にも緊急事態宣言が適用されたため、感染拡大防止のため棄権しております。

全国大会に出場できる権利を得ること自体、並大抵の努力では成し得ませんので、これまでの選手の皆さんの健闘を称えたいと思います。

以上、行政報告といたします。

○議長（園田幸雄君） 市長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。



- 日程第4 報告第16号 令和2年度宇城市一般会計継続費精算報告について
- 日程第5 報告第17号 令和2年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について
- 日程第6 報告第18号 令和2年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告について
- 日程第7 報告第19号 令和2年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について
- 日程第8 報告第20号 令和2年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について
- 日程第9 議案第57号 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第58号 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第59号 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第60号 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第61号 令和3年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第62号 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第63号 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第64号 令和3年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第65号 宇城市個人情報保護条例及び宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第66号 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第67号 宇城市税特別措置条例及び宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第68号 宇城市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第69号 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第70号 宇城市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第71号 工事請負契約の締結について（小川中学校改築工事）

- 日程第 2 4 議案第 7 2 号 宇城市過疎地域持続的発展計画策定について
- 日程第 2 5 議案第 7 3 号 令和 2 年度宇城市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第 2 6 認定第 1 号 令和 2 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 7 認定第 2 号 令和 2 年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 8 認定第 3 号 令和 2 年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 9 認定第 4 号 令和 2 年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 0 認定第 5 号 令和 2 年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 1 認定第 6 号 令和 2 年度宇城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 2 認定第 7 号 令和 2 年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 3 3 認定第 8 号 令和 2 年度宇城市民病院事業会計決算の認定について

○議長（園田幸雄君） 日程第 4、報告第 1 6 号令和 2 年度宇城市一般会計継続費精算報告についてから、日程第 3 3、認定第 8 号令和 2 年度宇城市民病院事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 本日から、令和 3 年第 3 回市議会定例会では大変お世話になります。

今回提出しますのは、報告案件として、令和 2 年度宇城市一般会計継続費精算報告の報告など 5 件。予算案件として、令和 3 年度宇城市一般会計補正予算など 8 件。条例案件として、宇城市個人情報保護条例の一部改正など 6 件。その他案件として、小川中学校改築工事の請負契約締結など 3 件。認定案件として、令和 2 年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定など 8 件です。合わせて 3 0 件をお願いするものでございます。詳細につきましては、それぞれ関係部局長が説明いたします。

これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、報告第 1 6 号令和 2 年度宇城市一般会計継続費精算報告についての詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集 6 ページをお願いいたします。報告第 1 6 号令和 2

年度宇城市一般会計継続費精算報告について説明します。

本報告は、継続費の予算として、これまで議決をいただきました3つの事業について、令和2年度をもって事業が完了し、継続年度を終了しましたので、継続費精算報告書を調製し、報告するものです。

議案集7ページをお願いします。

平成31年3月の当初予算で議決を得た黒崎内潟線戸馳大橋架替事業（橋りょう撤去工）については、年割額の合計が5億円、実績の支出済額は3億8,400円余。特定財源は、国の道路更新防災等対策事業補助金と過疎対策事業債、その他は解体資材の売却収入になります。

平成30年12月の補正予算の議決後に、令和2年2月の補正予算で変更の議決を得た松橋中学校屋内運動場建築事業については、年割額の合計が8億4,900万円余、実績の支出済額は7億7,200万円余。特定財源は、国の学校施設環境改善交付金と合併特例事業債になります。

平成30年12月の補正予算で議決を得た学校給食センター建築事業については、年割額の合計が22億2,000万円、実績の支出済額は21億3,000万円余。特定財源は、国の学校施設環境改善交付金と合併特例事業債になります。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 報告第16号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第17号令和2年度三角町振興株式会社の経営状況の報告についてから、報告第19号令和2年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告についてまでの詳細説明を求めます。

○経済部長（黒崎達也君） この経営状況報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものです。

宇城市が出資しております、三角町振興株式会社、不知火温泉有限会社、有限会社アグリパーク豊野の3件の経営状況報告をいたします。

報告第17号令和2年度三角町振興株式会社の経営状況について、議案集は8ページになります。別冊の令和2年度三角町振興株式会社の経営状況報告書で説明いたします。

1ページをお願いいたします。比較貸借対照表の当期について説明いたします。

資産の部は、流動資産471万8,751円と固定資産87万5,812円の合計で559万4,563円となり、前期比で約268万円増加しております。

負債の部は、流動負債111万7,934円と固定負債133万6,550円の合計で245万4,484円となり、前期比で約342万円減少しております。

純資産の部は、資本金は1,570万円で、それに利益剰余金と自己株式を合わ

せた純資産合計が314万79円となっております。

次に2ページの比較損益計算書を説明いたします。

売上総利益が1,609万7,620円で、これから販売費及び一般管理費1,475万5,237円を控除した営業利益は134万2,383円となり、当期純利益は609万3,423円になります。

次に、3ページの比較販売費及び一般管理費について説明いたします。

販売費及び一般管理費は1,475万5,237円で、前期比としては約22万円増加しております。増加した理由は、給与手当や賃借料、貸倒損失等が全体的には減少しているものの、租税公課や修繕費、浄化槽維持費が増加しているためです。

9ページからは、令和3年度の事業計画及び予算を添付しております。

以上で、三角町振興株式会社の経営状況の報告を終わります。

次に、報告第18号令和2年度不知火温泉有限会社の経営状況について、議案集9ページとなります。別冊の令和2年度不知火温泉有限会社の経営状況報告書で説明いたします。

不知火温泉有限会社は、新型コロナウイルスの影響による経営不振に伴い、令和3年1月13日に事業停止、1月20日に裁判所へ破産申立申請を行い、1月22日に破産手続が開始されております。そのため、今回報告する経営状況については、令和2年4月1日から令和3年1月22日までのものとなります。

1ページをお願いいたします。比較貸借対照表の当期について説明いたします。

資産の部は、流動資産1,958万7,762円と固定資産2,158万1,240円の合計で4,116万9,002円となり、前期比で約1,137万円減少しております。

負債の部は、流動負債1,226万3,406円となり、前期比で約1,438万円減少しております。

純資産の部は、資本金が3,300万円で、それに利益剰余金マイナス3,409万4,404円を合わせた純資産合計がマイナス109万4,404円となっております。

次に、2ページの比較損益計算書を説明いたします。

純売上高1億979万3,621円から売上原価8,275万8,094円を差し引いた売上総利益は2,703万5,527円となり、これから販売費及び一般管理費6,035万7,265円を控除した営業利益はマイナス3,332万1,738円、当期純利益はマイナス2,698万7,953円になります。

売上高減少の主な理由は、令和3年1月13日に事業を停止したことに加え、令和2年4月に新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、温泉館、レストランを休館

したこと、それに併せて来客数が減少し、物産館の売上げも減少したためです。

次に、3ページの比較販売費及び一般管理費について説明いたします。

販売費及び一般管理費は6,035万7,265円で、前期比で約7,052万円の減少となっております。

以上で、不知火温泉有限会社の経営状況報告を終わります。

続きまして、報告第19号令和2年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況について、議案集10ページとなります。別冊の令和2年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況報告書で説明いたします。

1ページをお願いいたします。比較貸借対照表の当期を説明いたします。

資産の部は、流動資産6,758万5,335円と固定資産1,298万3,843円の合計で8,056万9,178円となり、前期比で約2,443万円増加しております。

負債の部は2,829万3,803円となり、前期比で約1,550万円増加しております。主な増加理由は、買掛金が約900万円、未払金が216万円、未払法人税等が約256万円増加したためです。

純資産の部は、資本金は1,370万円で、それに利益剰余金を合わせた純資産合計が5,227万5,375円と前期より893万1,739円増加し、経営状況は好調と言えます。

次に、2ページの比較損益計算書を説明いたします。

純売上高4億129万3,161円から売上原価3億2,051万552円を差し引いた売上総利益は8,078万2,709円となります。これから販売費及び一般管理費6,914万5,385円を控除した営業利益は1,163万7,324円となり、当期純利益は893万1,739円になります。売上高増加の主な理由は、物産館と青空市場を合わせたアグリパーク豊野の売上げが3,997万3,918円増加したことに加え、令和3年2月から運営している道の駅不知火物産館の売上げが約2か月で2,531万5,726円となったためです。

次に、3ページの比較販売費及び一般管理費について説明いたします。

販売費及び一般管理費は6,914万5,385円で、前期比で約925万円増加しております。主な増加理由は、不知火物産館の運営開始に伴い給与手当等が増加したこと、前期まで仕入高に計上していた運賃を分離して新たに532万8,252円計上したためです。

8ページからは、令和3年度の事業計画及び予算を添付しております。

以上、有限会社アグリパーク豊野の経営状況報告を終わります。

これで、第3セクター3社の経営状況報告を終わります。

○議長（園田幸雄君） 報告第17号から報告第19号までの詳細説明が終わりました。

次に、報告第20号令和2年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について及び議案第57号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第4号）の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集11ページをお願いします。報告第20号令和2年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について説明します。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条の規定に基づき、監査委員の意見を付して報告するものです。

まず、表1の令和2年度宇城市健全化判断比率について説明します。

1番目の実質赤字比率は、普通会計の赤字比率を示しています。

2番目の連結実質赤字比率は、宇城市の全会計を対象にした赤字比率を示しています。この2つの判断比率は、いずれも黒字のため横線としています。

3番目の実質公債費比率は、宇城市の全会計に加え、広域連合や一部事務組合等を対象とし、実質的に返済若しくは負担した公債費比率になります。令和2年度は8.7%です。早期健全化基準として定められている25%、財政再生基準の35%を大きく下回っています。参考として、令和元年度は8.9%でしたので、前年度比で0.2%下がっています。

4番目の将来負担比率は、宇城市の全会計に加え広域連合や一部事務組合、さらに地方公社や第3セクターを対象範囲として、市債残高、債務負担行為残高、退職金見込額などの将来的な負担見込額を、標準財政規模等で除して得た比率で表すものです。令和2年度は15.1%です。早期健全化基準として定められている35%を大きく下回っています。参考として、令和元年度は2.0%でしたので、前年度比で13.1%上がりましたが、県内14市の順位としては、前年度6位から5位になったところです。

以上のとおり、宇城市の健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準以下の数値となっており健全な状態に位置しています。

表2の令和2年度宇城市公営企業会計資金不足比率につきましては、3つの公営企業会計ともに資金不足はありませんので横線としています。

以上で、詳細説明を終わります。

続きまして、議案第57号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第4号）について説明します。別冊で配布しております令和3年度宇城市各会計補正予算書1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7,828万1千円を追加し、歳入

歳出予算の総額をそれぞれ345億289万6千円としています。補正の内容については、普通交付税や前年度決算剰余金に係る繰越金などの収入の増額見込み、人事異動等に伴う人件費の調整や7月梅雨前線による災害復旧など、新たに発生した財政需要に対し早急な予算対応を行うものです。

2ページをお願いします。主な歳入費目では、款11地方交付税で6億5,000万円余の追加、款16県支出金、項2県補助金で1億7,800万円余の追加、款19繰入金、項2基金繰入金で7億9,200万円余の減額、款20繰越金で1億2,900万円余の追加、款21諸収入、項6雑入で1億6,400万円余を追加しています。

3ページをお願いします。主な歳出費目では、款3民生費で1億3,200万円余の追加、款5農林水産業費で1億8,400万円余を追加しています。

4ページに移ります。款7土木費で1億4,700万円余の減額、款9教育費で7,200万円余を追加しています。

5ページをお願いします。第2表、繰越明許費補正です。款7土木費で、道路維持単独事業、河川維持事業の2件を追加しています。

6ページをお願いします。第3表、地方債補正です。1追加で、農林水産業施設災害復旧事業費を1件追加し、2変更で、社会教育施設整備事業費ほか3件について紙面のとおり変更しています。

続いて、歳出の主なものとその特定財源について説明します。

13ページをお願いします。款1議会費、項1議会費、目1議会費のうち節11役務費から節17備品購入費において、議会システムの構築費などをそれぞれ追加しています。議会のペーパーレス導入経費になります。

21ページをお願いします。款3民生費、項8災害救助費、目1災害救助費、節12委託料で600万円、節14工事請負費で5,500万円を追加しています。小川町と豊野町の応急仮設住宅の土地原状回復事業になります。財源は、県の災害救助費負担金で全て賄われます。

23ページをお願いします。款5農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費、節18負担金補助及び交付金で、6次産業化市場規模拡大対策整備事業補助金1億5,600万円余を追加しています。農林水産物や食品等が、輸出先の認定・認証の規制対応に必要な設備投資等を支援する県10分の10の事業になります。

同じく、目3農業振興費で1,129万2千円を補正しています。このうち、次代につながる熊本の果樹強化対策事業補助金413万2千円は、樹園地の集積に伴う園地整備や貯蔵環境の改善を支援する事業になります。財源は、県補助金が2分の1から10分の10を見込んでいます。

同じく、経営継承・発展等支援事業補助金700万円を追加しています。後継者の経営継承や発展を目的に、地域の農地利用等を担う経営体を確保する事業になります。財源は、諸収入で他団体補助交付金350万円を計上しています。

27ページをお願いします。款7土木費、項5都市計画費、目2下水道費、節23投資及び出資金で、下水道事業会計出資金1億7,900万円余を減額しています。令和2年度国補正予算での事業前倒しによる減額、下水道企業債での借入れに変更したことによる減額などが主な理由になります。

30ページをお願いします。款9教育費、項4社会教育費、目5図書館費、節14工事請負費で、中央図書館等外構工事費3,902万7千円を追加しています。中央図書館等の中規模改修工事に合わせた駐車場の舗装や外灯、サインなどの改修工事になります。財源は、公共施設等適正管理推進事業債を予定しています。

33ページをお願いします。款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費で300万円を補正しています。令和3年5月の梅雨前線豪雨により被災した農地の災害復旧工事になります。財源は、県補助金が5割、受益者負担が3割、残りの2割を市債で賄う予定です。

同じく、項2公共土木施設災害復旧費、目1公共土木施設災害復旧費で700万円を補正しています。令和3年7月の梅雨前線豪雨により被災した市道2路線の災害復旧工事になります。財源は国庫負担金が66.7%、残りを市債で賄う予定です。

また、今回の補正予算においては、各費目で人事異動等に伴う人件費の調整も行っていますので申し添えます。

以上で、歳出予算の説明を終わります。

続いて、歳入予算の説明をいたします。特定財源については、歳出予算の説明の中で説明していますので、一般財源の主なものを中心に説明します。

9ページをお願いします。款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税で6億5,000万円余を補正しています。普通交付税の交付額決定に基づく増額になります。増額の主な要因は、基準財政需要額において、地域デジタル社会推進費の新設に伴う増加、災害復旧費の元利償還額の増加、国の普通交付税配分額の伸びなどになります。

11ページをお願いします。款18寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金で、中学校費寄附金1,000万円を追加しています。小川中学校建替事業に対する寄附になります。

款19繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で7億9,300万円余を減額しています。普通交付税や各特別会計からの決算剰余金の繰入れなどによ

り、財源調整を行っています。

続いて、款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金で、前年度繰越金1億2,900万円余を補正しています。

12ページに移ります。款21諸収入、項6雑入、目5雑入で、宇城広域連合過年度精算返納金1億5,900万円余を追加しています。令和2年度の決算剰余金の返還になります。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 報告第20号及び議案第57号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第58号令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）及び議案第59号令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 補正予算書の101ページをお願いいたします。議案第58号令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,909万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億1,372万4千円とするものです。

まず、歳入を説明しますので106ページをお願いいたします。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金515万3千円の減額は、職員給与費等人事異動に伴う人件費の繰入金の減額でございます。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金3,424万4千円の増額は、令和2年度決算による繰越金でございます。

続きまして、歳出を説明しますので107ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費515万3千円の減額は、歳入でも御説明しました職員給与費等人事異動に伴う人件費の減額でございます。

款6基金積立金、項1基金積立金、目1財政調整基金積立金1,407万4千円の増額は、令和2年度決算額の確定に伴い基金積立を行うものです。

款8諸支出金、項2繰出金、目1一般会計繰出金2,017万円の増額は、令和2年度決算額の確定に伴い、実績に合わせ一般会計からの繰出金を戻すものです。

以上で、議案第58号の詳細説明を終わります。

続きまして、補正予算書の201ページをお願いします。議案第59号令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明します。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,360万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億1,822万2千円とするものです。

まず、歳入を説明しますので、206ページをお願いします。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目2事務費繰入金661万8千円の増額は、人事異動に伴い人件費を一般会計より繰り入れるための増額でございます。

款5繰越金、項1繰越金699万円の増額は、令和2年度決算による繰越金です。続きまして、歳出を御説明しますので207ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費661万8千円の増額は、歳入でも御説明しました職員人事異動に伴う人件費の増額でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金211万6千円の増額は、令和2年度分の宇城市の保険料等負担金が確定しましたので、前年度精算金として後期高齢者医療広域連合に納付するものです。

款4諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金487万4千円は、先ほど歳入で説明しました繰越金699万円から、前年度精算金211万6千円を差し引いた金額を一般会計に繰り出すものです。

以上で、議案第59号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第58号及び議案第59号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第60号令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（岩井 智君） 補正予算書の301ページをお願いいたします。議案第60号令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億298万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ72億9,116万6千円とするものです。

307ページをお願いいたします。歳出の主なものから説明します。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金の2億4,347万4千円の増額は、前年度繰越額確定に伴う元金積立金です。

同ページの款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金の1億1,622万9千円の増額は、過年度国庫支出金等の返還金で、前年度実績による国県及び支払基金への精算返還金です。

308ページの項2繰出金、目1一般会計繰出金の4,210万1千円の増額は、前年度の介護給付費と事務費の実績を精算し、一般会計へ繰り出すものです。

次に、歳入の主なものについて説明します。306ページをお願いいたします。

款9繰越金、項1繰越金、目1繰越金で3億7,219万6千円を前年度繰越金として増額しています。

以上で、議案第60号の説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第60号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第61号令和3年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 補正予算書の401ページをお願いいたします。議案第61号令和3年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）について説明します。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ153万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,802万3千円とするものです。

403ページをお願いいたします。前年度繰越金153万2千円を育英事業費奨学金基金に積み立てるものです。

以上で、議案第61号の説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第61号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第62号令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第63号令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（木見田洋一君） 議案第62号令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）について詳細説明いたします。別冊の宇城市各会計補正予算書501ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第2条、収益的収入及び支出で、収入におきましては、第1款水道事業収益の既決予定額から補正予定額24万円を減額し、収入予定額を11億8,494万3千円としています。支出では、第1款水道事業費用の既決予定額から補正予定額221万5千円を減額し、支出予定額を14億1,276万円としています。収入・支出ともに、人事異動に伴います人件費等の調整を行っております。

第3条、資本的収入及び支出です。502ページに移ります。収入の第1款資本的収入においては補正額の増減はありませんが、第1項企業債で2,500万円の減額、第3項出資金において2,500万円の増額と、同額での予算組替えを行っております。これは、令和3年度から新たに過疎地域として認定された豊野地区において実施します配水管布設替工事に係る財源の予算組替えとなります。

第4条、企業債では、変更で、建設改良事業の起債限度額について紙面のとおりの減額いたしております。

次に、503ページをお願いいたします。第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。人事異動等に伴う人件費の減額に伴い、職員給与費として補正予定額206万9千円を減額しております。

第6条、他会計からの補助金につきましては、今回補正の財源組替え等に伴いまして紙面のとおり増額変更を行っております。

以上で、議案第62号の詳細説明を終わります。

続いて、議案第63号令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）について詳細説明を行います。資料は同じく補正予算書の601ページをお願いいたします。

まず初めに、予算の総額について説明いたします。

第2条、収益的収入及び支出で、収入におきましては、第1款下水道事業収益の既決予定額から補正予定額299万1千円を減額しまして、収入予定額を12億3,983万4千円としています。支出では、第1款下水道事業費用の既決予定額から補正予定額1,365万8千円を減額し、支出予定額を14億6,022万5千円といたしています。水道事業会計と同様に、収入・支出ともに人事異動に伴う人件費等の調整となります。

602ページに移ります。第3条、資本的収入及び支出です。収入におきましては、第1款資本的収入で既決予定額から補正予定額5,338万2千円を減額し、収入予定額を7億1,172万6千円としています。支出では、第1款資本的支出で既決予定額から補正予定額5,758万9千円を減額し、支出予定額を12億1,691万8千円といたしております。前年度の国補正予算の方で予算対応を行いました建設改良費の減額及びその事業財源等の予算組替えが主な補正理由となります。

次に、第4条、企業債です。603ページに移ります。変更で、公共下水道の起債限度額につきまして財源の組替えに伴い、紙面のとおり増額いたしています。

また、第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、また第6条では他会計からの補助金、そして第7条では利益剰余金の処分として、今回の補正予算に伴いまして、別途各項目の増減を明らかにいたしております。

以上で、議案第63号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第62号及び議案第63号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第64号令和3年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第1号）の詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（坂井明人君） 議案第64号令和3年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第1号）について、詳細説明を申し上げます。資料は、別冊の令和3年度宇城市各会計補正予算書701ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。

第2条、収益的収入及び支出で、収入においては、第1款病院事業収益の既決予定額から補正予定額250万円増額し、病院事業収益総額を4億2,540万9千

円としています。支出では、第1款病院事業費用の既決予定額から1,330万2千円減額し、病院事業費用総額を5億2,450万円としています。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費を1,336万円減額し3億4,969万9千円としています。

707ページをお願いいたします。款1病院事業収益、項2医業外収益、目4補助金、節1国庫補助金で、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金の250万円になります。

708ページをお願いします。款1病院事業費用、項2医業費用、目1給与費で、既決予定額から1,336万円減額し3億4,969万9千円とするもので、職員の人事異動に伴う人件費等の調整によるものです。

709ページをお願いします。項2医業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費で、既決予定額5万1千円に5万8千円増額し10万9千円とするもので、企業債支払利息になります。

以上で、議案第64号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第64号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第65号宇城市個人情報保護条例及び宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第66号宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案集12ページ、説明資料は2ページをお願いします。

令和3年5月に公布されたデジタル改革関連法において、同年9月1日に施行される規定による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部改正を行うものです。

改正内容は2点で、1点目は、情報提供等記録の提供先への通知先を総務大臣から内閣総理大臣へ改正し、2点目は、引用条文の繰下げ対応を行うものです。

以上で説明を終わります。

続きまして議案集14ページ、説明資料は4ページをお願いします。議案第66号宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

宇城市民病院は、従来からの厳しい経営状況に加え、診療報酬の引下げや人口減少による医療需要の減少、加えて医師不足などの医療を取り巻く環境は将来を見通せない状況にあります。

このような中、これまでの経営状況を調査し、今後の公立病院としての方針を審査・検討するため、外部委員を加えた附属機関を新たに設置する必要が生じたため、

条例の改正を行うものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第65号及び議案第66号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第67号宇城市税特別措置条例及び宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第68号宇城市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○企画部長（西岡澄浩君） 議案第67号宇城市税特別措置条例及び宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、詳細説明をいたします。議案集は15ページ、説明資料は5ページと6ページです。

今回の改正内容につきましては、過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日で失効し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が同年4月1日に施行されたことに伴い、宇城市税特別措置条例及び宇城市企業振興促進条例の一部を改正する必要があるため、改正を行うものです。

資料集の5ページが、宇城市税特別措置条例の第2条第1号の新旧対照表、資料集の6ページが、宇城市企業振興促進条例の第3条第1項第1号の新旧対照表です。それぞれ過疎地域自立促進特別措置法第31条を過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条に改めるものです。

次に、議案第68号宇城市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。議案集は17ページから21ページ、説明資料は7ページから13ページです。

社会全体のデジタル化に向け、令和元年5月31日に行政手続オンライン化法の改正法、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、略してデジタル手続法が公布されました。

これに伴い、市においても行政手続等のオンライン化原則の実現に向けた条例の整備が必要となりましたので、本条例について、オンライン化のために必要な事項及び情報システムの整備に関する事項などについて整理し、併せて条例の名称を、宇城市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例に改めるものです。

今回の改正により、市の行政手続及び本人確認について、内閣府が提供する行政手続をオンラインで行うインターネットサイトぴたりサービスを利用したオンライン化や、手続きに係る手数料の納付がオンラインでできるキャッシュレス化の推進が可能となります。

以上で、議案第67号及び議案第68号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第67号及び議案第68号の詳細説明が終わりました。
ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第69号宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての詳細説明を求めます。

○経済部長（黒崎達也君） 議案第69号宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。議案集22ページ、説明資料集14ページです。

土地改良事業に係る換地業務の円滑な遂行を図り、換地計画を公正かつ適切に実施するため、換地工区ごとに土地改良事業換地委員を設置しておりますが、換地業務に関する活動は、換地に必要な基準、調査、権利者関係の調整及び一時利用地の指定、換地原案の作成等多岐にわたるため、実働に応じた報酬額をより明確にするために今回改正するものです。

換地業務に従事した時間が4時間以下の場合においては、2分の1の額とする旨を別表第1（第2条関係）として備考へ追加するものです。

以上で、議案第69号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第69号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第70号宇城市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第71号工事請負契約の締結について（小川中学校改築工事）の詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 議案集23ページ、説明資料集15ページをお願いします。議案第70号宇城市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

経済的支援を必要とする学生に必要な資金を貸し付けるため、入学前に一時金を貸し付ける入学支度金制度の新設と併給禁止要件を廃止する改正を行うものです。

入学支度金制度は、入学金や教科書代の支払いなど入学前に必要となる経費の支払いに充ててもらふ目的で、高校生等に20万円、短大生・大学生等に40万円を貸し付ける制度です。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案集25ページ、説明資料集18ページをお願いします。議案第71号工事請負契約の締結について説明します。

今回の小川中学校改築工事に係る工事請負契約の締結は、令和3年8月17日に契約の相手方と仮契約を締結しています。

契約の内容は、工事名、小川中学校改築工事。工事場所、宇城市小川町南部田287番地2。契約金額、31億2,400万円税込です。契約の相手方、住所、熊本県八代市迎町2丁目9号10番地。商号又は名称、和久田建設・高橋建設・実栄企業建設工事共同企業体。代表者氏名、代表取締役、和久田数臣。

本工事は、令和3年度から令和5年度の継続費工事として、小川中学校の校舎や体育館等を建設するものです。工事設計金額が5,000万円を超えるため、熊本県内に主たる営業所または支店若しくは営業所を有する建築工事の総合評定値が、1,100点以上の業者を代表構成員とした3者JVを資格要件とし、条件付一般競争入札において実施しました。その結果、2者の応札があり、8月16日の指名審査会において落札者を決定し、仮契約を締結したところです。

工事概要につきましては、建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式、昇降機設備工事一式となります。構造及び規模については、鉄筋コンクリート造地上3階建、延べ床面積9,676.33平方メートルです。工期は、令和5年8月31日までとしています。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第70号及び議案第71号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第72号宇城市過疎地域持続的発展計画策定についての詳細説明を求めます。

○企画部長（西岡澄浩君） 議案第72号宇城市過疎地域持続的発展計画策定について、詳細説明いたします。議案集は26ページ、説明資料は、別冊の宇城市過疎地域持続的発展計画です。

過疎地域の総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が、令和3年度から令和12年度までの時限立法として制定、令和3年4月1日から施行されました。これに伴い、県の過疎地域持続的発展方針に基づき市の新たな計画を策定します。

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年。新たに豊野地域が一部過疎に含まれたことから、三角地域と豊野地域が計画の対象となります。

計画書の内容について、要点のみ説明いたします。

計画書の3ページをお開きください。最初に基本的な事項として、宇城市の概況と三角・豊野地域の概要を記述しています。

5ページから9ページの人口及び産業の推移と動向については、市全域と三角・豊野地域の人口の推移と見通し、産業別人口の動向について。次の9ページから市

町村行財政の状況として、行財政計画における課題について記述しています。

13ページでは、計画書の前段で整理した課題を受けて、地域の持続的発展の基本方針と基本目標を定めています。第2期宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本理念である、人々がこの地域で生まれ育ち、市の優れた子育て支援や教育を受けて、生涯にわたり健康に過ごしながら、地域社会で活躍・貢献し、次世代を育むことを基本方針として定め、市の人口ビジョンの将来展望を基に、令和7年度の基本目標を人口で三角地域が6,383人、豊野地域が3,701人と設定しています。また、本計画に計画の達成状況の評価に関する事項を設け、最終評価の結果は市議会に報告を行うこととしています。

次の15ページから51ページまでは、地域の持続的発展のために取り組むべき施策について、施策区分ごとに現況と問題点を明らかにし、その対策と計画について記述しています。

今回の持続的発展計画では、過疎地域の持続的発展に必要な施策として、新たに移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、地域における情報化、交通手段の確保、子育て環境の確保、再生可能エネルギーの利用促進の5つの施策区分を加え、計画を策定します。

なお、各施策区分におけるソフト事業については、過疎地域持続的発展特別事業として、巻末の52ページから54ページに再掲しています。

以上で、説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第72号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第73号令和2年度宇城市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての詳細説明を求めます。

○上下水道局長（木見田洋一君） 議案第73号令和2年度宇城市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、詳細説明をいたします。議案集は27ページ及び28ページをお願いいたします。

公営企業会計におきましては、決算の認定に際しまして、資本的収入が資本的支出に対して不足する額を補填する場合は、損益勘定留保資金などの補填財源を用いることとなりますが、補填財源のうち未処分利益剰余金につきましては、議会における処分の議決を行わずに、直接補填財源として使用することはできないこととなっております。

このため、28ページに別紙として添付の剰余金処分計算書に記載しておりますとおり、当年度末未処分利益剰余金のうち1億624万8,871円について、企業債の償還財源に充てるため、減債積立金として特定の目的を持たせた上で処分し補填を行う必要があるため、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づきまして

議会の議決を求めるものです。

以上で、議案第73号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 議案第73号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第1号令和2年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について、各部の所管に関する詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 認定第1号令和2年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について説明します。

まず、歳入歳出決算の実質収支について説明します。令和2年度宇城市歳入歳出決算書の16ページをお願いします。

実質収支に関する調書です。表の上段から、1歳入総額は461億9,892万8千円、歳出総額は449億5,081万5千円、3歳入歳出差引額は12億4,811万3千円、4翌年度へ繰越すべき財源は合計で3億8,909万4千円、3の歳入歳出差引額から、4の翌年度へ繰越すべき財源を差し引いた5実質収支額は、8億5,901万9千円となります。6実質収支のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は4億3,000万円としております。

続きまして、総務部所管の概要を説明します。17ページ以降の一般会計歳入歳出決算事項別明細に沿って、主なものについて説明をします。

まず、歳入を説明します。

18ページ、19ページをお願いします。ページの下段になります、款2地方譲与税です。収入済額が3億1,019万2,944円で、前年度比259万2,525円、0.8%の増です。

20ページ、21ページをお願いします。款4配当割交付金です。1,492万2千円で、前年度比202万6千円、15.7%の増です。

款5株式等譲渡所得割交付金です。1,461万5千円で、前年度比600万円、69.6%の増になります。

款6地方消費税交付金です。12億6,720万7千円で、前年度比2億3,221万4千円、22.4%の増です。

22ページ、23ページに移ります。款7ゴルフ場利用税交付金です。3,153万8,524円で、前年度比マイナス383万7,732円、10.8%の減になります。

款8環境性能割交付金です。2,096万8千円で、前年度比1,156万3千円、122.9%の増となります。本交付金は、令和元年10月に自動車取得税の廃止に伴い、新たに創設された交付金になるため、令和2年度は前年度比で大幅に伸びています。

款9 地方特例交付金です。5,358万6千円で、前年度比マイナス4,704万9千円、46.8%の減です。令和元年度のみ交付された子ども・子育て支援臨時交付金の減少が主な要因です。

款10 地方交付税です。99億8,784万1千円で、前年度比3億9,526万1千円、4.1%の増となります。地方交付税の内訳については、普通交付税が90億8,027万1千円、特別交付税が9億757万円となります。

続いて32ページ、33ページの下段をお願いします。款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金です。収入済額73億8,953万1,175円で、前年度比73億31万3,265円の増となります。

34ページ、35ページの上段に移ります。増加の要因のうち総務部所管は、特別定額給付金給付事業費補助金58億8,883万9,475円になります。

続いて52ページ、53ページをお願いします。款18 繰入金です。10億2,099万9,742円で、前年度比6億2,909万5,924円、160%の増です。増加の要因は、項2 基金繰入金が9億8,109万7千円で、前年度比6億7,444万8,523円の増加が主な要因です。

54ページ、55ページをお願いします。款19 繰越金です。8億4,106万800円で、前年度比マイナス1億5,044万8,088円、15.2%の減となります。

64ページ、65ページをお願いします。款21 市債です。市債全体の収入済額は74億7,770万円で、前年度比12億4,450万円、20%の増になります。増加の要因は、本庁舎大規模改修事業などで総務債が4億3,190万円の増加、学校給食施設整備事業などで教育債が9億3,370万円の増加などになります。

続いて、歳出の主なものについて説明いたします。

74ページ、75ページをお願いします。款2 総務費、項1 総務管理費の支出済額97億5,437万2,390円のうち、総務部所管の支出済額は84億3,258万5,359円で、前年度比64億3,897万1,117円の増になります。増加の主な要因としましては、令和2年度の特別定額給付金事業費58億8,883万9,475円、それから本庁舎大規模改修の継続費事業で令和2年度の事業費4億9,165万193円などになります。

続いて234ページ、235ページをお願いします。款8 消防費の支出済額は36億6,128万3,138円で、前年度比11億2,159万2,711円、44.2%の増となります。

240ページから245ページにかけてをお願いします。款8 消防費の増加の要因としましては、目4 災害対策費において、現年度分、繰越明許及び事故繰越の合計

が25億9,394万7,173円で、前年度比10億1,778万8,614円、64.6%の増加が主な要因となります。防災拠点センターや防災行政無線の整備費などによるものです。

318ページ、319ページをお願いします。款11公債費です。支出済額39億8,162万7,788円で、前年度に比べ4億1,654万7,704円、11.7%の増になります。増加の要因といたしましては、平成29年度に借り入れた熊本地震における災害廃棄物処理事業の起債借入れ38億6,880万円の元金償還が令和2年度から始まったことが主な要因です。

以上で、総務部所管の歳入歳出決算の説明を終わります。

○企画部長（西岡澄浩君） 企画部所管の決算について説明いたします。

まず、歳入決算につきまして、決算書の52、53ページをお願いします。

款17寄附金、項1寄附金、目1指定寄附金、節1総務費寄附金のうち、備考欄のふるさと応援寄附金5億8,790万8千円です。前年度に比べ約6,800万円の増となっております。

次に、歳出の決算になります。決算書は74、75ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費の支出済額97億5,437万2,390円のうち、企画部所管の支出につきましては、職員人件費を除いて9億3,218万3,583円となっております。主な科目としては、88ページの子目6企画費、それから98ページの子目10広聴広報費、100ページの子目11情報システム運営費、120ページの項5統計調査費です。

主な決算額を説明いたします。

91ページをお願いいたします。子目6企画費では、備考欄の下から2段目、ふるさと納税事務一括代行業務委託料3億3840万4,423円。それから95ページをお願いいたします。上から2段目、ふるさと応援寄附金の基金積立に係る地域振興基金、元金積立金の2億546万188円を支出しております。

同じく企画費で、93ページをお願いいたします。節18負担金補助及び交付金の補助金で、下から2段目、路線バスを運行するバス会社に対し、赤字を補填するバス運行対策費補助金として1億1,227万1,208円を支出しております。

次に、子目11情報システム運営費になります。101ページをお願いいたします。使用料及び賃借料で、情報システム関係の使用料として9,166万7,795円を支出しております。

以上で、企画部所管の決算についての詳細説明を終わります。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 市民環境部所管について説明いたします。

まず、歳入から説明します。2ページから3ページをお願いいたします。

款1市税です。収入済額が60億6,008万917円で、前年度に比べ7,193万7,814円の減、前年度比マイナス1.17%になりました。

内訳は、市民税が24億8,377万2,792円で、前年度比2,206万1,771円の減、固定資産税が29億5,344万1,223円で、前年度比4,618万9,443円の減となりました。

その他、軽自動車税が2億2,460万5,003円で、前年度比1,084万9,706円の増、市たばこ税が3億9,826万1,899円で、前年度比1,453万6,306円の減となっております。

市税全体の収入未済額は2億1,696万1,710円で、前年度に比べ2,427万6,733円の増となっています。

収納率は、現年度分が98.5%、滞納繰越分が27.3%、合計で96.14%、前年度収納率を0.41ポイント下回りました。

続きまして、歳出を説明します。

106、107ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目16社会保障・税番号制度対策費、支出済額3,352万4,791円です。これは、マイナンバーカードの作成・交付等に係るものです。

118、119ページをお願いします。項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節12委託料のうち窓口業務委託料、支出済額4,554万132円は、本庁、支所における各種証明書発行に係る窓口業務の委託料です。

128、129ページをお願いします。款3民生費、項1社会福祉費、目3国民健康保険費、節27操出金5億4,110万340円は、国民健康保険特別会計への法定内操出金です。

170、171ページをお願いします。款4衛生費、項2環境衛生費、目1環境衛生総務費、節18負担金補助及び交付金、支出済額7,889万7千円、続きまして172、173ページをお願いします。項3清掃費、目1清掃総務費、節18負担金及び交付金、支出済額5億1,667万8,897円は、主に宇城広域連合の事業費負担金です。

以上で、市民環境部所管の説明を終わります。

○健康福祉部長（岩井 智君） 健康福祉部所管の歳出の主なものについて説明いたします。

106、107ページをお願いいたします。款2総務費、項1総務管理費、目17熊本地震復興基金事業費、109ページに移りまして、節16公有財産購入費4,491万7,200円は、小川応急仮設住宅用地6,604平方メートルの土地購入費であります。

124、125ページをお願いいたします。款3民生費です。総額110億6,851万5,645円の支出で、前年度より約2億5,500万円の増となっています。

それでは、健康福祉部所管について項目別に説明します。

項1社会福祉費7億6,152万1,183円のうち、健康福祉部所管分は2億2,042万843円です。社会福祉職員人件費、生活困窮者自立支援事業、新型コロナウイルス対策住居確保給付金、民生委員児童委員協議会補助、社会福祉協議会運営補助などの経費が主なものです。

130ページになります。項2障害者福祉費22億5,533万7,017円です。主なものは135ページ、節19扶助費20億7,879万3,386円、障害福祉サービス等事業費と児童発達支援事業費などです。

同ページで、項3老人福祉費の24億5,298万4,587円のうち健康福祉部所管は12億6,743万2,800円です。主なものは、137ページ、目3介護保険費、節27繰出金、介護保険特別会計への繰出金10億5,945万4,100円などであります。

138ページ、項4児童福祉費43億3,995万3,971円で、主なものは141ページ、目1児童福祉総務費、節18負担金補助及び交付金、保育所等整備事業補助金1億6,209万円、目2児童手当費、節19扶助費、児童手当9億989万円、目3子ども・子育て支援費、145ページの節18負担金補助及び交付金24億2,117万2,929円で、私立保育園運営費負担金及び認定こども園施設型給付費負担金が主なものです。

150ページ、項5母子福祉費4億875万4,968円で、主なものは153ページ、節19扶助費、児童扶養手当2億7,198万1,170円などです。

項6生活保護費8億1,654万6,371円、主なものは157ページ、節19扶助費7億5,671万6,249円です。

158ページ、項8災害救助費2,794万8,885円で、主なものは、節12委託料、地域支え合い事業委託料1,530万1,235円となります。

同ページ、款4衛生費、項1保健衛生費12億223万6,301円のうち、健康福祉部分については7億2,685万5,301円です。主なものは163ページ、目2予防費の節12委託料、予防接種業務委託料などで1億6,844万4,953円、165ページ、目3母子衛生費の節19扶助費、こども医療扶助など1億3,056万562円、目4健康増進事業費、節12委託料、各種健診業務委託料6,068万2,959円などとなりました。

以上で、健康福祉部所管の説明を終わります。

○経済部長（黒崎達也君） 経済部所管の令和2年度決算について説明いたします。

172、173ページをお願いします。款5農林水産業費、支出済額12億8,767万3,713円です。これは農業委員会所管分を含めた金額となります。

178、179ページをお開きください。主なものとしては、まず項1農業費、目3農業振興費、節18負担金補助及び交付金、支出済額1億27万6,231円です。これは、備考欄の農業次世代人材投資事業補助金6,025万3,476円などです。

184、185ページをお願いします。目8農地総務費、節18負担金補助及び交付金、支出済額1億7,621万1,044円で、主なものは、備考欄の多面的機能支払事業補助金1億6,408万8,244円です。

186、187ページをお願いします。目9農業施設維持管理費、節14工事請負費、支出済額5,943万6,664円で、主なものは、備考欄の用排水施設維持管理適正化工事費4,313万8,301円などです。

続いて同ページ下段になります。目9農業施設維持管理費（繰越明許）、節14工事請負費（繰越明許）、支出済額6,867万220円は、農業用水利施設安全対策工事費です。

190、191ページをお開きください。目13ほ場整備事業費、節18負担金補助及び交付金、支出済額3,813万円で、主なものは、県営畑地帯総合整備事業負担金3,802万円です。

次にその下段になります。目14湛水防除事業費、節14工事請負費、支出済額5,264万4,720円で、これは排水機場維持管理適正化工事費3,138万9,562円と団体営農業農村整備工事費2,125万5,158円です。

さらにその下段になります。節18負担金補助及び交付金、支出済額7,343万3,633円で、主なものは、備考欄にあります排水機場適正化事業拠出金1,369万6,320円や、次の193ページの上段にあります県営湛水防除事業負担金5,460万円などです。

192、193ページの中段になります。項2林業費、目1林業総務費、節12委託料、支出済額3,594万4千円は、有害鳥獣駆除業務委託料になります。

196、197ページをお願いします。項3水産業費、目3漁港管理費、節12委託料、支出済額7,562万5,043円で、主なものは、備考欄にあります大規模漂着流木等撤去回収業務委託料3,162万952円や大規模漂着流木等処分業務委託料4,255万6,991円などです。

198、199ページをお開きください。目4漁港改良費（繰越明許）、節14工事請負費（繰越明許）、支出済額5,093万8,322円は、水産物供給基盤機

能保全事業工事費です。

次にその下段になります。款6商工費、支出済額26億9,335万7,902円です。200ページ、201ページをお願いします。主なものは、項1商工費、目3商工振興費、節12委託料、支出済額21億9,396万9,670円で、主なものは、プレミアム付商品券業務委託料21億9,125万8,910円です。

次に、同ページ最下段になります。節18負担金補助及び交付金、支出済額1億9,835万5,126円です。202、203ページをお願いします。これは、備考欄の新型コロナウイルス対策中小企業特別融資資金利子補給補助金3,241万3,724円や、事業持続化対策特別支援金8,290万円、飲食店コロナ感染防止対策支援金4,260万円などになります。

208、209ページをお開きください。目4観光費（事故繰越）、節14工事請負費（事故繰越）、支出済額2,733万3,936円で、これは、金桁温泉施設建設工事費です。

312、313ページをお願いします。下段になります。款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、支出済額7,735万5,764円、繰越明許費5億1,035万2千円です。次ページの314、315ページをお願いします。主なものとしましては、まず目1農業用施設災害復旧費、節12委託料、支出済額2,693万2,030円で、これは測量設計業務委託料などになります。

次に、節14工事請負費、支出済額2,609万9,284円で、これは農業用施設災害復旧工事費になります。なお、繰越明許費は4億9,430万円になります。

以上で、経済部所管の説明を終わります。

○土木部長（梅本正直君） 土木部所管の説明をいたします。

決算書の208、209ページをお願いします。款7土木費です。支出済額39億9,695万6,267円で、前年度に比べ20億6,862万2,483円の減となっております。主な理由としましては、災害公営住宅の建設が令和元年度中に完成しまして令和2年度の施工がなかったためです。

支出の主なものですが、216、217ページをお願いします。項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費、支出済額6億1,573万6,328円と、218ページ、219ページの目3道路新設改良費（繰越明許）の支出済額8億9,570万9,516円で、合計が15億1,144万5,844円で、前年度に比べ3億8,122万5,497円の減となっています。主なものは、上段の節14工事請負費4億9,649万8,118円と最下段の節14工事請負費繰越明許分の7億4,253万6,570円で合計の12億3,903万4,688円です。これらの主な内容につきましては、黒崎内潟線戸馳大橋架替工事や、松橋駅西線、長崎久具線などの

道路改良工事などです。

226、227ページをお願いします。項5都市計画費、目3駅周辺開発推進事業費、支出済額が1億5,773万9,886円と、228、229ページの目3駅周辺開発推進事業費（繰越明許）の支出済額7,347万6,165円の主なものにつきましては、中段の節14工事請負費5,886万5千円と下段の節14工事請負費（繰越明許）の7,058万3,165円で、松橋駅西側及び東側の整備に係る費用でございます。

314、315ページをお願いします。款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費の支出済額1億6,135万392円で、主なものは316、317ページの上段にあります節14工事請負費4,606万8,673円、中段の節14工事請負費（繰越明許）786万467円、その下段にあります節14工事請負費（事故繰越）3,527万1,414円で、これらの内容につきましては、救の浦川や桂原川などの災害復旧工事です。

以上で、説明を終わります。

○教育部長（豊住 章君） 決算書の244ページ、245ページをお願いいたします。教育部所管につきまして説明をいたします。

款9教育費の支出済額は、総額53億5,770万4,274円で、前年度より12億5,085万円余の増です。主な要因は、松橋中学校屋内運動場及び武道場の建設、松橋総合体育文化センター大規模改修第2期工事、学校給食センター建築工事等によるものです。

歳出の主なものを説明します。

項1教育総務費で、支出済額5億4,694万6,886円です。主なものは、248ページ、249ページをお願いします。目3教育振興費、節12委託料で備考欄ICT支援包括提携事業委託料。251ページの備考欄になりますが、事務機器等賃借料として中学生1人1台のタブレット配備になります。同じく、備考欄の機械器具購入費として、小学校タブレット用充電保管庫購入などになります。

同じく251ページ、項2小学校費では、支出済額6億8,080万220円になります。253ページをお願いします。主なものは、目1学校管理費で備考欄の一番上になりますが、特別支援教育支援員報酬、257ページの節14工事請負費で不知火小学校校舎改築工事などになります。

258、259ページをお願いいたします。項3中学校費では12億8,197万3,480円です。263ページをお願いします。主なものは、備考欄の測量設計業務委託料で小川中学校実施設計業務委託料、節14工事請負費で松橋中学校武道場改築工事。265ページをお願いします。備考欄の松橋中学校屋内運動場改築

工事などになります。

266ページ、267ページをお願いします。項4社会教育費では4億533万922円です。主なものは283ページになります。中段にあります目7三角センター費、節14工事請負費で三角センター解体工事費などになります。

同ページ、項6文化費では、支出済額6億4,365万4,778円です。主なものは291ページになります。目5松橋総合体育文化センター費で、松橋総合体育文化センター大規模改修工事などになります。

294ページをお願いします。項6保健体育費では、支出済額が1億9,990万5,802円です。主なものは297ページになります。備考欄の上段ですが、目1保健体育総務費、節12委託料で不知火地区体育施設指定管理業務委託などになります。

306ページ、307ページをお願いします。項7学校給食費では、支出済額15億9,909万2,186円です。主なものは312、313ページになります。目5給食センター建設費の現年度及び遞次繰越分で、学校給食センター建築工事費が主なものとなります。

以上で、教育部所管の説明並びに令和2年度宇城市一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） これで認定第1号の詳細説明を終わります。

次に、認定第2号令和2年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第3号令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を求めます。

○市民環境部長（杉浦正秀君） 決算書の510ページをお願いいたします。認定第2号令和2年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、詳細説明を申し上げます。

まず、特別会計の実質収支を説明いたします。歳入総額76億4,369万6千円に対し歳出総額76億945万1千円となり、3,424万5千円の実質収支になりました。

歳入から説明いたします。

502、503ページをお願いいたします。款1国民健康保険税、収入済額は14億6,746万5,536円、前年度から544万2,529円の減、不納欠損額が2,425万4,612円、収入未済額が2億2,646万3,257円となりました。

次に、款4県支出金54億1,492万6,630円は、県からの補助金です。

款6繰入金6億9,123万340円は、一般会計からの法定内繰入金と財政調

整基金繰入金の合計額です。

歳入合計は、末尾の欄になりますが、収入済額76億4,369万6,192円となりました。

次に、歳出を説明いたします。

504、505ページをお願いいたします。款2保険給付費は53億325万1,491円となり、総支出の69.7%を占めています。前年度に比べ2億2,618万7,379円の減となっています。高額療養費、出産育児費、葬祭費等を交付いたしております。

款3国民健康保険事業費納付金21億3,076万5,083円は、県への負担金です。

款5保健事業費4,811万6,554円は、特定健康診査及び人間ドック業務委託料です。

506、507ページをお願いします。最後に、末尾の欄になりますが、歳出合計の支出済額は76億945万1,428円となりました。

以上で、認定第2号の詳細説明を終わります。

続きまして、決算書の608ページをお願いいたします。認定第3号令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、詳細説明を申し上げます。

まず、特別会計の実質収支を説明します。歳入総額8億7,046万7千円に対し歳出総額8億6,347万6千円となり、差引699万1千円の実質収支になりました。

歳入から説明いたします。

602、603ページをお願いします。款1後期高齢者医療保険料は、収入済額5億7,606万7,400円です。収入未済額は100万6千円ですが、年金からの特別徴収過納分、これは死亡者等の返還金になりますけれども68万9,500円が加わっておりますので、実質の収入未済額は31万6,500円となります。

款4繰入金2億6,422万9,198円は、一般会計からの保険基盤安定事業繰入金及び事務費繰入金です。

款6諸収入2,470万5,657円の主なものは、項3受託事業収入で後期高齢者医療広域連合からの健診受託事業収入2,295万2,457円です。

歳入合計は、末尾の欄になりますが、収入済額8億7,046万7,316円となりました。

次に、歳出を説明します。

604、605ページをお願いします。款2後期高齢者医療広域連合納付金8億

1,767万2,898円は、熊本県後期高齢者医療広域連合への保険料負担金及び保険基盤安定負担金で、総支出額の94.7%を占めております。

款3保健事業費1,490万9,139円は、特定健康診査業務委託料で委託先の医療機関に支払うものです。

最後に、歳出合計は末尾の欄になりますが、支出済額8億6,347万5,653円となりました。

以上で、認定第3号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 認定第2号及び認定第3号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第4号令和2年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を求めます。

○健康福祉部長（岩井 智君） 決算書の710ページをお願いいたします。認定第4号令和2年度介護保険特別会計歳入歳出決算の主なものについて説明いたします。

はじめに、実質収支に関する調書についてです。歳入総額が72億9,427万4千円、歳出総額が69億2,207万7千円、差引額が3億7,219万7千円、実質収支額も同額となっております。

次に、歳出の主なものについて説明します。

722、723ページです。款1総務費、項1総務管理費の支出済額は8,776万9,348円です。人件費の6,985万8,860円と節12本田会裁判訴訟業務委託料1,523万5千円が主なものです。

724、725ページの款2保険給付費、項1保険給付費の支出済額は、前年度比約5,600万円増の60億6,147万1,784円です。

728、729ページの款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金は、前年度比約2億1,000万円増の3億8,878万7,069円です。

次に、歳入の主なものについて説明します。

712、713ページをお願いいたします。款1保険料は、65歳以上の第1号被保険者の保険料で、収入済額13億6,445万8,919円です。

同ページ、款3国庫支出金は、前年度比約2,800万増の17億3,623万9,170円です。介護保険保険者努力支援交付金が新たに交付されており増額となっております。

714、715ページの款4支払基金交付金は、前年度比約500万円増の16億6,088万3,574円です。

同ページ、款5県支出金は、前年度とほぼ同額の9億364万1,408円です。

716、717ページの款8繰入金、項1一般会計繰入金で、前年度比約4,8

00万円増の10億5,945万4,100円です。低所得者保険料軽減制度が拡充されたことにより、繰入金増となっております。

同ページ、款9繰越金は、令和元年度決算による繰越金で3億4,164万9,738円であります。

以上で、認定第4号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 認定第4号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第5号令和2年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についての詳細説明を求めます。

○教育部長（豊住 章君） 認定第5号令和2年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について説明します。

まず、実質収支に関して説明します。決算書808ページをお願いいたします。

歳入総額2,766万7千円、歳出総額2,613万4千円、歳入歳出差引額は153万3千円、実質収支額も同じく153万3千円です。

事項別明細で、歳入の主なものを説明します。810ページ、811ページをお願いします。

款4繰越金の節1前年度繰越金の収入済額657万5,541円は、前年度からの繰越金です。

款5諸収入の節1奨学資金貸付収入の収入済額1,575万1,750円は、貸付者からの貸付金返還金で、節2奨学資金貸付収入滞納繰越分の収入済額219万50円は、奨学金滞納分の返還金です。

款6寄附金の節1育英事業費寄附金の収入済額300万円は、個人からの奨学金事業運営資金として寄附されたものです。

次に、歳出の主なものを説明いたします。814ページ、815ページをお願いします。

款1育英事業費、節20貸付金の支出済額396万円は、令和2年度貸付者7人に対する貸付金です。同じく、節24積立金の支出済額2,217万2,660円は、奨学基金に積み立てるものです。

以上で、認定第5号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 認定第5号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第6号令和2年度宇城市水道事業会計決算の認定について及び認定第7号令和2年度宇城市下水道事業会計決算の認定についての詳細説明を求めます。

○上下水道局長（木見田洋一君） 認定第6号令和2年度宇城市水道事業会計決算の認定について、詳細説明をいたします。議案集は34ページです。説明は別冊の令和2年度宇城市水道事業会計決算書で行わせていただきます。

決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。令和2年度宇城市水道事業会計決算報告書となります。この報告書におけます決算額は、全て税込額となっております。

まず、(1)収益的収入及び支出における収入です。第1款水道事業収益の決算額は11億8,624万3,674円となりました。内訳としましては、第1項営業収益で10億5,291万3,956円、主なものは水道料金となります。同じく第2項営業外収益では1億3,332万9,718円です。主なものは、一般会計からの補助金や加入金となります。

次に支出です。表の下段になります。第1款水道事業費用の決算額は13億5,051万4,881円です。内訳は、第1項営業費用で12億5,928万5,671円。主なものは、受水費や動力費、職員給与、減価償却費などが主なものとなっております。同じく、第2項営業外費用では9,098万6,110円となり、企業債の利息が主なものとなっております。第3項特別損失は、過年度加入金の還付などで決算額は24万3,100円です。

4ページ、5ページをお願いいたします。(2)資本的収入及び支出です。まず、表上段の収入です。第1款資本的収入の決算額は4億9,077万2,500円です。内訳は、第1項企業債で1億970万円、同じく、第3項出資金で3億8,107万2,500円です。出資金の主なものとしましては、一般会計からの繰入れとなります。

次に、表下段の支出です。第1款資本的支出の決算額は5億4,064万7,062円です。内訳としましては、第1項建設改良費で1億2,795万1,318円となっております。主なものは、施設改良等に伴います工事請負費となっております。同じく、第2項企業債償還金では4億1,269万5,744円の決算額となっております。

6ページをお願いいたします。令和2年度宇城市水道事業会計損益計算書となっております。こちらの計算書は税抜額での表示となっております。計算書の下から4行目に記載しておりますとおり、当年度純損失が1億7,588万257円となります。その下に記載しております、前年度繰越利益剰余金2億5,618万5,924円からこれを差引した金額8,030万5,667円が、末尾に記載の当年度未処分利益剰余金となります。

7ページ以降につきましても、決算書類となる財務諸表といたしまして、3剰余金計算書、4剰余金処分計算書、また、資産及び負債の状況や資本金の状況を示した5貸借対照表及び6注記や、事業報告書などの決算附属書類を調製しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上で、認定第6号の詳細説明を終わります。

続けて、認定第7号令和2年度宇城市下水道事業会計決算の認定について、詳細説明を行います。議案集は35ページとなります。説明は、別冊でお配りしております令和2年度宇城市下水道事業会計決算書で行います。

決算書の2ページ、3ページをお願いいたします。令和2年度宇城市下水道事業会計決算報告書です。

(1) 収益的収入及び支出における収入です。第1款下水道事業収益の決算額は14億6,437万1,820円となりました。内訳としましては、第1項営業収益で5億5,910万9,749円、下水道使用料が主なものとなります。同じく、第2項営業外収益で9億522万714円です。主なものは、一般会計からの補助金となります。同じく、第3項特別利益では41,357円の決算額です。消費税修正申告に伴います過年度損益修正益となります。

次に、支出です。表の下段になります。第1款下水道事業費用の決算額は14億3,581万3,410円です。内訳は、第1項営業費用で12億9,296万4,168円となります。主なものとしましては、処理場の維持管理費や、職員給与、減価償却費などとなります。同じく、第2項営業外費用では1億4,284万9,242円となり、企業債の利息が主なものとなります。

4ページ、5ページをお願いいたします。(2) 資本的収入及び支出です。まず、表上段の収入です。第1款資本的収入の決算額は5億9,781万8,800円です。内訳は、第1項企業債で2億4,940万円、同じく、第2項補助金で1億8,444万4千円、国庫補助金となります。第3項分担金及び負担金は2,993万5,800円で、受益者負担金が主なものとなります。第5項出資金1億3,403万9千円は、一般会計からの繰入れとなります。

次に、表下段の支出です。第1款資本的支出の決算額は10億9,052万1,249円です。内訳は、第1項建設改良費で4億7,632万7,498円となります。主なものは、施設改良等に伴います工事委託費などとなります。同じく、第2項企業債償還金では6億1,419万3,751円の決算額となっております。

6ページをお願いいたします。令和2年度宇城市下水道事業会計損益計算書です。計算書の下から4行目に記載しております当年度純利益は114万644円となります。この金額に、その下に記載しております前年度繰越利益剰余金1億4,310万9,124円を加えた1億4,424万9,768円が、末尾に記載の当年度未処分利益剰余金となります。

7ページ以降につきましては、7ページで3剰余金計算書、8ページで4剰余金処分計算書のほか決算書類となります財務諸表、また、12ページからは、事業報

告書などの決算附属書類について、水道事業会計と同様に調製しております。

以上で、認定第7号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 認定第6号及び認定第7号の詳細説明が終わりました。

次に、認定第8号令和2年度宇城市民病院事業会計決算の認定についての詳細説明を求めます。

○市民病院事務長（坂井明人君） 認定第8号令和2年度宇城市民病院事業会計決算の認定について詳細説明を申し上げます。議案集は36ページです。説明は、別冊の令和2年度宇城市民病院事業会計決算書で行います。

決算書の2ページ、3ページをお願いします。令和2年度の宇城市民病院事業会計決算報告書です。この表における決算額は、全て税込額となります。

1番、収益的収入及び支出における収入です。第1款病院事業収益の決算額は3億7,492万8,996円です。内訳は、第1項医業収益3億591万4,587円で、主なものは入院・外来収益です。第2項医業外収益6,600万6,379円で、主なものは他会計補助金などです。第3項特別利益300万8,030円で、主なものは感染症対応従事者慰労金などになります。

次に支出で、下段の表になります。第1款病院事業費用の決算額は4億8,578万8,460円です。内訳は、第1項医業費用4億7,751万5,932円で、主なものは職員給与、経費などになります。第2項医業外費用357万2,647円で、主なものはその他雑損失などです。第3項特別損失469万9,881円で、過年度診療報酬などです。

続いて、4ページ、5ページをお願いいたします。2番、資本的収入及び支出における収入です。第1款資本的収入の決算額は1,421万1千円です。内訳は、第1項企業債980万円、第2項出資金178万5千円、第4項補助金262万6千円です。

次に支出で、下段の表になります。第1款資本的支出の決算額は1,746万5,780円です。第1項建設改良費1,389万6,245円で、医療機器の購入や施設の改修工事費などです。第2項企業債償還金356万9,535円の決算額となっています。

6ページをお願いいたします。令和2年度宇城市民病院事業会計損益計算書です。計算書の下から3行目に記載しておりますとおり、当年度純損失が1億1,105万2,460円となります。この金額に前年度繰越欠損金1億2,289万8,965円を合わせました2億3,395万1,425円が、当年度未処理欠損金になります。

7ページ以降も決算附属書類を調製しておりますが、説明については省略をさせ

ていただきます。

以上で、認定第8号の詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 認定第8号の詳細説明が終わりました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後0時33分

第 2 号

9月2日 (木)

令和3年第3回宇城市議会定例会（第2号）

令和3年9月2日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

2番 永木 誠 君	3番 山森 悦嗣 君
4番 三角 隆史 君	5番 坂下 勲 君
6番 高橋 佳大 君	7番 高本 敬義 君
8番 大村 悟 君	9番 福永 貴充 君
10番 溝見 友一 君	11番 園田 幸雄 君
12番 五嶋 映司 君	13番 福田 良二 君
14番 河野 正明 君	15番 渡邊 裕生 君
16番 河野 一郎 君	17番 長谷 誠一 君
18番 入江 学 君	19番 豊田 紀代美 君
20番 中山 弘幸 君	21番 石川 洋一 君
22番 岡本 泰章 君	

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川 康明 君 書記 桑田 祥一 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田 憲史 君	副市長 浅井 正文 君
教育長 平岡 和徳 君	総務部長 天川 竜治 君
企画部長 西岡 澄浩 君	市民環境部長 杉浦 正秀 君
健康福祉部長 岩井 智 君	経済部長 黒崎 達也 君
土木部長 梅本 正直 君	教育部長 豊住 章 君

総務部次長	元 田 智 士 君	企画部次長	坂 本 優 子 君
市民環境部次長	森 下 功 治 君	健康福祉部次長	植 野 修 君
経済部次長	浦 田 敬 介 君	土木部次長	平 木 恵 一 君
教育部次長	井 住 寿 宏 君	三角支所長	梅 田 徳 久 君
不知火支所長	岩 竹 泰 治 君	小川支所長	木 下 義 明 君
豊野支所長	赤 星 徹 君	市民病院事務長	坂 井 明 人 君
上下水道局長	木見田 洋 一 君	会計管理者	井 澤 ふさ子 君
監査委員事務局長	松 川 弘 幸 君	農業委員会事務局長	白 木 太実男 君
財政課長	米 田 年 宏 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（園田幸雄君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、8番、大村悟君の発言を許します。

○8番（大村 悟君） おはようございます。議席番号8番、会派彩里の大村悟でございます。時間が限られていますので、議長にお許しをいただきました項目について早速質問に入らせていただきます。今回は大きくは3点、1点目は新型コロナワクチン接種について、2点目は市営住宅両仲間団地について、3点目は学校プールの在り方についてであります。

まず、大きな1点目の新型コロナワクチン接種についてですが、宇城市においては既に対象の12歳以上の全員に接種券が届けられ、現在、対象の方全員の接種予約が順次できる状態になっています。これは、当初の予定を大きく前倒ししていただいた結果だとありがたく受け止めております。

そこで、まず小さな1点目ですが、これまでの接種状況についてお尋ねいたします。宇城市内の感染状況等も含めながら答弁いただければありがたいです。

○健康福祉部長（岩井 智君） これまでの接種状況についてお答えいたします。

本市の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、4月20日から高齢者施設入所者及び従事者を対象として開始をしており、接種体制は市内35の医療機関と町ごとに集団接種会場を開設しております。

一般市民の接種受付は年齢区分を設け、専用コールセンターとインターネットにより5月6日から開始をしました。また、一時的に接種受付が混雑していたため、6月1日から7月末までの期間に4つの各支所及び宇城市保健福祉センターにヘルプデスクを設置して、市職員による受付代行支援を行い、延べ3,137の方が接種受付・相談で利用されています。

9月1日現在における宇城市の感染状況ですが、感染確認者が370人で、8月の約1か月間で190人の感染と急激に増加をしております。特に10代以下の若年層の感染確認者が61人と特に急増しているところであります。

9月1日現在のワクチンの接種状況ですが、65歳以上の高齢者で2回接種を終了された方が90.2%で、予想を大きく超える接種率となっております。年代別の感染確認者も高齢者が減少傾向にあるため、ワクチン接種の効果が現れているものと認識しております。

また、12歳以上の全対象者で1回目接種率が69.6%、2回目接種率が56.4%という状況であり、市民の半数以上の方が2回の接種を終了されています。64歳以下の年齢層においては、年齢層が低くなるにつれ接種受付のスピードが鈍化する傾向となっておりますが、ワクチン供給量が減少しており依然として接種ニーズがあることから、今後も広報紙号外やホームページ及び防災無線等を通して、接種の啓発、情報の周知に努めてまいります。

○8番（大村 悟君） 最新の数値でお答えいただきました。9月1日現在で高齢者の接種率が90.2%で、これは予想を大きく上回る接種率ということでもあります。また12歳以上の全対象者で考えると、第1回目接種率が69.6%、第2回目接種率が56.4%ということで、既に半数以上の方が受けておられるということになるかと思えます。感染者数も紹介していただきましたが、高齢者が減少傾向にあると、これはワクチン接種の効果の表れだと思ったところでもあります。宇城市においても、小中高校生を含む若年層の急激な感染増加があるということで、夏休みを終えたばかりの学校生活を心配しています。これまで以上の対策が必要かと思えますが、学校に対する適切な指導及び指示を教育部にはよろしく願いをしておきます。

次に、小さな2点目に入ります。国からのワクチン発送が滞ってきたという話もあり、果たしてワクチン数の確保等は大丈夫なのだろうか、希望者全員のワクチン接種完了が果たしていつ頃になるのだろうかかと心配もしているわけですが、そういう点も含めて今後の接種計画についてお尋ねいたします。

○健康福祉部長（岩井 智君） 今後の接種計画についてお答えします。

今後のワクチンの供給について、熊本県によれば、国からのファイザー社製ワクチンの供給量が減少傾向にあるとの報告を受けております。

住民接種向けのファイザー社製ワクチンの供給量が減少傾向にある中で、7月からはモデルナ社製ワクチンを利用しました職域接種や、熊本県がグランメッセ熊本に開設した県民広域接種センターや9月から開始予定のアストラゼネカ社ワクチン接種センターなど、市民にとって接種機会の選択肢が増え、希望される方により早期の接種が可能になったことで、本市においても8月には予約受付の年齢区分を見直し、12歳以上で希望される全ての市民に対して、接種予約ができる環境を整えることとしております。

現在の接種体制については、ファイザー社製ワクチンの在庫数が9月1日現在で約4,800回分と、次期の供給量を考慮した中で接種医療機関と連携を取り調整を行いながら接種計画を立てており、今後も接種医療機関の御協力をいただきながら現行の接種体制を保持していきたいと考えております。

現在、各町の防災拠点センターにおいて実施中の集団接種については、9月末で終了予定ではありますが、予約受付状況や市民ニーズを注視しながら今後の開催についても検討してまいります。

ワクチン接種の進捗ですけれども、当初の予定より少しだけ早めとなっており、このままの状況でいけば、接種を希望される方については、11月中旬頃までには2回目の接種を終えることができると見込んでおります。

○8番（大村 悟君） ファイザー社製ワクチンの在庫数が、先ほど言っていたきましたが9月1日現在で約4,800回分あると、次期入荷量と組み合わせながら今後の接種を進めていかれると思うのですが、最終的には、11月中旬までに希望者全員の接種が終了予定ということで、少しは安心をしたところであります。予定どおり進んでいきますようによろしくお願いいたします。

次に、大きな2点目の市営住宅両仲間団地についての質問に移ります。地域の方の声として団地の入居者が減ってきており、棟によっては少数の入居しかなく、地域のコミュニティが保障できているのか。また、お隣もおらず、安心・安全面は大丈夫なのかという御心配の声があります。

そこで小さな1点目ですが、現在の入居状況と安心・安全面からの課題についてお尋ねをいたします。

○土木部長（梅本正直君） 宇城市におきましては、熊本地震後に建設しました災害公営住宅を含め1,400戸近い市営住宅がございます。お尋ねの両仲間団地は、昭和46年から50年にかけて建築され、コンクリートブロック造、平屋建ての長屋タイプの住宅です。当時は、高度成長期の人口急増へ対応するため、主に核家族の子育て勤労者世帯を想定した標準タイプの供給方式により、市内各町に900戸を超える同様な市営住宅が建設されております。

両仲間団地は、管理戸数108戸と市内では大型の団地となっておりますが、建築から50年ほど経過し、幸いにも先の地震では大きな被害はありませんでしたが、現在の基準では、耐震性も満たしておらず危険な状態でございます。そのため管理上は、政策空き家として新たな入居者を募集せず、機会があれば移転の交渉を行っておりますが、高齢であるなどの理由により本年度まで76世帯が残っておられる状態です。

市営住宅の入居者の高齢化は、社会全体に比べ急激に進展しています。高齢者世帯の増加に伴い入居期間が長期化し、若年世帯の入居機会が相対的に低下することによって、入居者の年齢構成に偏りが生じております。その結果、団地の活力やコミュニティ機能が低下し、防犯性の低下や自治活動への影響が懸念されているところでございますので、若年世帯の入居を促すよう集約建て替えを計画しています。

○8番（大村 悟君） 両仲間団地は、管理戸数が108戸、現在76世帯が居住しておられるということであり、課題ということでは築50年経過しており、現在の基準では耐震性も満たしていないということでもあります。また、年齢構成に偏りが生じており、団地の活力やコミュニティ機能の低下、さらには防犯性の低下や自治活動への影響を懸念しているとのことでもあります。

そういう課題解消のためにも、若年世帯の入居を促すような集約建て替えを計画していると示していただきましたが、それを受けて小さな2点目、将来に向けての方向性についてお尋ねいたします。

○土木部長（梅本正直君） 令和2年度に作成しました宇城市営住宅長寿命化計画では、約1,400戸あります市営住宅の管理戸数を、国が示す宇城市の人口規模に応じた標準的な戸数に合わせ、10年で400戸程度減らす計画としています。

その計画で両仲間団地は、現在の位置で集約し建て替えを計画しておりますので、まずは集約に向け、本年度以降から本格的に住民へ集約建て替え方針を再度周知し、残っておられる世帯の移転交渉を進めてまいります。

今後は、通常の軽微な維持管理は行いますが、建て替えに向けた準備中でございますので、住宅に不具合が生じた場合は、住宅の安全性、建て替えの必要性等の説明をしながら御理解をいただくようお願いし、修理ではなく市で引っ越し費用などを負担し移転をお願いしたいと思っております。

公営住宅は、住宅セーフティネットの重要な役割を担う存在として、低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者の住生活の安定性を確保する責任を果たす必要がございます。

入居者の高齢化の進行等で、住民の活力やコミュニティ機能が低下し、防犯性の低下や自治活動への影響が懸念されるところでございますが、住宅及び住生活を取り巻く社会構造の変化を踏まえた、新たな安全・安心できる両仲間団地を造りたいと考えております。

○8番（大村 悟君） 両仲間団地は、現在の位置で集約して建て替えを計画していると、早速、本年度以降から本格的に住民へ集約建て替え方針を周知し、残っておられる方の移転交渉を進めていくとのことでありましたので、住民の方々への説明会等を繰り返しながら、十分理解を得た上で着実に進めていただきますようによろしくをお願いをしておきます。

次に、大きな3点目、学校プールの在り方についてに入ります。2月に開催された宇城市総合教育会議の議事録が宇城市ホームページに掲載されており、読ませていただきました。不知火小学校のプールに関しての内容でありました。

そこで、小さな1点目ですが、総合教育会議で協議された不知火小学校水泳授業

での市営温水プール活用策についてお尋ねをいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** 学校プールの在り方についてお答えします。

宇城市内の小中学校17校のうち、プール建設後40年以上経過している学校は6校あります。これまでのところ大きな不具合は起きていませんが、ろ過設備や塗装等の更新など、近年中に大規模な改修や改築が予想されています。

一方、市の財政状況は厳しく、少子化の影響により児童生徒数も減少していることから、安全性が高く、効率的にプール授業を実施していくため、今後の学校プールの在り方について検討しました。

また、ほかの自治体におきましては、学校プールの共同利用や公営プールの活用、また民営プールの活用が進んでおりますので、これらの効果や課題についても検討しております。

本市にあります市営及び民営プールを活用した場合の効果につきましては、1つ目に天候や季節に左右される心配がない、2つ目に教職員の負担が軽減される、3つ目に専門家の指導を受けることができる、4つ目に維持管理経費等の削減ができるなどが挙げられます。

一方、課題につきましては、1つ目にプールが学校施設内にないため移動時間がかかる、2つ目に一般利用者の利用制限が発生する、3つ目に夏季休業中のプール開放ができないなどが挙げられます。

その本市における具体例として、来年度建設を計画しています不知火小学校プールについて、経費比較、効果と課題及び不知火温水プール指定管理者の意見等を提示し、様々な御意見をいただいたところです。

学校プールの全体の在り方につきましては、子どもたちの安心・安全を確保し、中長期的な維持管理・更新に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るため、今後も慎重に検討を続けていきたいと考えております。

○**8番（大村 悟君）** 答弁いただきました内容は繰り返しません。今の答弁の中で、不知火小学校の水泳授業での市営温水プール活用策を提案した理由、あるいはそれを提案したきっかけとなるもの等を説明していただいたのかなと思います。それを受けてになりますが、総合教育会議議事録によると、協議の中では参加しておられた委員さん方にも意見を求められているようであります。

そこで小さな2点目に入りますが、総合教育会議参加者の反応と今後の方向性についてお尋ねいたします。

○**教育部長（豊住 章君）** まずは、参加委員の反応からお答えします。

総合教育会議では、学校プールの在り方に関し、全国的な取組事例及び不知火小学校を例に説明した後、委員から御意見をいただきました。

その意見として、1つ目に、学校としては、水泳の時間を確保して子どもに負担がかからないような形で安全にできればよいのではないか。2つ目に、第一の問題は移動時間であり、着替えの時間等を考慮すると実質の指導時間は非常に限られてくる。3つ目に、不知火温水プールの課題を考慮すると、中学校プールを活用できないか。4つ目に、市内全小中学校を総合的に考え、今後の学校プールの使用をどうするかを検討していく必要があるなどの意見がありました。

また、総合教育会議開催後に、民間プールの活用を含めた再編を検討し、民間スイミングクラブとの協議を行いました。その内容は、プールのコース数・現状の受け入れ団体・更衣室の広さなどの現状確認と、受入れにあたっての可能日時及び1回当たりの受け入れ可能人数等をお聞きしてきました。

教育委員会としましては、市内の公営・民営プールの現状や他自治体の事例等を参考に、総合的に判断してまいりたいと考えています。

○8番（大村 悟君） 参加委員の詳細な発言内容を紹介していただきありがとうございます。また総合教育会議後、民間スイミングクラブとの協議も行われたということも紹介していただきました。教育委員会としては、市内の公営・民営プールの現状や他自治体の事例等を参考に、総合的に判断してまいりたいと考えているとの答弁でしたが、そこで再質問をさせていただきます。

私は、分かりやすく自分の頭の中を整理するために考えてみましたが、不知火小学校にはプールを造らず、市営温水プールで水泳授業を行うという案についても、総合教育会議での協議だったかと受け止めています。小学生が学校を離れて別の場所で水泳授業を行うことによって生じる新たな課題、例えば移動の時間は今までの生活時間帯のどこから捻出するのか、移動手段はどうするのか、移動中や指導中の安全確保をどうするのかなど、思い付くだけでも課題はたくさんあり、当然検討していただけているとは思いますが、これらの課題を全て解決するのは非常に困難であると思っています。よって、今検討中の不知火小学校につきましては、是非、校内にプール建設をしていただきたいと思います。市の見解をお願いいたします。

○市長（守田憲史君） 学校プールの在り方についての検討は、今年度始めたばかりでありますので、今後も全ての小中学校に対する議論は必要だと考えております。

しかしながら不知火小学校につきましては、大村議員の御提案を受けまして総合的に判断し、不知火小学校プールを建設いたします。

○8番（大村 悟君） 過去のことはありますが、校内にあるプールで小学生に水泳指導をしてきた教育現場での経験者として、ホームページの議事録を見たときからずっと心配をしていました。今、心からほっとしております。不知火小学校にはプ

ールを建設するという適切な判断をしていただきありがとうございました。

最後になりましたが、新型コロナウイルス感染拡大により、宇城市においても長期間様々な行事等が中止あるいは延期になっており、市全体が沈み込んでいるような気がしております。一日も早く終息し、活気づいた通常の生活に戻れますように期待し、そのためにはコロナ感染拡大防止対策事業等に、市には引き続き重点的に取り組んでいただきますようお願いをし、今日の私の一般質問を終わります。

○議長（園田幸雄君） これで、大村悟君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時32分

再開 午前10時40分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

19番、豊田紀代美さんの発言を許します。

○19番（豊田紀代美君） おはようございます。19番、新志会、豊田紀代美でございます。議長のお許しをいただきましたので、先般御通告申し上げておきました、大きくは2点について質問をいたします。

まず大きな1点目、本年8月の記録的大雨による本市の災害状況について、先月の大雨により本市で発生した災害において、住家・道路・河川及びため池等の件数、さらには農業等に関する被害、期間内に計測された雨量及び避難者数についてお尋ねをいたします。なお、議長のお許しをいただきまして、災害状況の詳細資料を議員各位あるいは執行部の方々に机上配布をさせていただいております。御参照いただければと思います。

○総務部長（天川竜治君） 先月8月11日からの大雨において、宇城市に大雨洪水警報及び土砂災害警戒情報が発表されました。これにより、警戒レベル3の高齢者等避難を市内全域、警戒レベル4の避難指示を三角町全域、不知火町松合地区、松橋町竹崎地区に発令しました。

雨の状況として、8月11日の降り始めから不知火町で730ミリの累積雨量、時間最大では豊野町で46ミリの記録となっております。また、被災状況は、住家が3件、道路が2か所、河川及びため池が各1か所、その他が、松橋町竹崎地区しらぬい荘の所有地内で発生した土砂崩れ1か所の合計8か所を県へ報告しています。この災害における人的被害の報告はありませんが、住家1件が一部損壊でした。

なお、避難場所は、各防災拠点センター6施設と青海小学校体育館の7施設を開設し、最大59人の避難者でした。

○19番（豊田紀代美君） 各地区での復旧作業については御苦勞をおかけしますが、市民の安心・安全のために御尽力をお願いいたしておきます。今回8月11日の大雨災害で、松橋地区の重点ため池に指定されております島堤ため池が被災をいたしました。今後の島堤ため池の復旧計画についてお尋ねをいたします。

○経済部長（黒崎達也君） 島堤ため池につきましては、堤体の一部が崩落しておりますが、ブルーシートで被覆し、応急処置を施しています。今後は、補助災害復旧事業に計上し、査定後の早期復旧を目指します。

○19番（豊田紀代美君） 災害復旧として査定後早期に復旧工事をしていただくということで感謝申し上げます。8月11日の大雨後に、一時的には堤体が危険な満水状態になり、迅速なポンプアップ排水で難を逃れました。8月14日から8月19日まで地元区長より連絡をいただき、本市経済部、九州地方整備局、宇城地域振興局、末松県議にも島堤ため池の現地視察をしていただきました。島堤ため池は重要な農業用施設であり、早期の復旧と地元負担の軽減に特段の御配慮をお願いしておきたいと思います。また、現在も復旧作業を急がれているとは思いますが、萩尾ため池の南部幹線水路であるずい道は、修復完了まであと1年ほどかかるとお伺いをいたしております。受益農家570戸を控えており、農業用水が不足するおそれがあります。各地域で用水確保に努められており、松橋町豊福地区では、これまで余り使われていなかった秋迫ため池の使用を検討しております。経済部長、課長に立ち会っていただいておりますので、十分御理解はいただいていると思いますが、早急な農業用水の確保と農家の負担軽減を考慮し、農業用施設の有効利用に特段の御尽力をお願いいたしておきたいと思います。

また、大雨で松橋町竹崎地区のしらぬい荘敷地内の傾斜地で被災が起きております。本市防災消防課、市土木部、県警、宇城地域振興局、宇城広域連合消防、それから地元区長、地元消防団、末松県議、吉田県議、私も8月18日と8月26日に現地に視察をいたしております。そこで、土木部長に被災内容についてお尋ねをいたします。

○土木部長（梅本正直君） しらぬい荘敷地内の斜面が、横幅約11メートルにわたり崩壊しています。8月18日に被災箇所を確認し、宇城地域振興局に報告しています。また、被災箇所については、ブルーシート等により養生し、増破しないよう助言しています。

○19番（豊田紀代美君） 8月18日に地元竹崎区に10時38分だったと思いますが、警戒レベル4の避難指示が発令されました。しらぬい荘の急傾斜地の崩壊現場を地元竹崎区長と地元消防団の方々と現場の視察をいたしました。その時までは赤土がパラパラと落ちているような状態でありました。8月26日に末松県議、吉田

県議と共に現地視察をいたしております。被災箇所が18日に現地視察をしたときよりも幅が広がっていたと思っております。しらぬい荘私有地とはいえ、長年にわたり地域や社会貢献等をしていただいている施設でもあり、何らかの対策、方策はないものか、執行部に御検討いただくよう要望いたしておきます。8月の大雨被害が国の激甚指定になるように、国にも働き掛けが必要だと強く思っているところでございます。

小さな2点目、消防団員が減少していることや、災害が多発化・激甚化する中で消防団の活動が近年著しく増加していると思われま。そこで、宇城市においても消防団の活動運営費として補助金を交付されておりますが、災害等を含む地元活動などに出動している消防団の運営費等の見直しを検討されているのかどうかお尋ねをいたします。

○総務部長（天川竜治君） 火災出動や訓練のほか近年の多々発生する災害等に、地域の消防防災体制の中核的役割として活動していただいている消防団に深く感謝しているところでございます。

消防団運営費等補助金につきましては、消防庁から令和3年4月13日付けで消防団処遇改善等に関する通知が来ています。宇城市における消防団の運営に必要な経費は、適切に予算措置を行っているところですが、今後、近隣市町の状況を踏まえ、消防団と協議を行い、消防団処遇改善に取り組んでまいります。

○19番（豊田紀代美君） 総務部長の御指摘のとおり、消防庁から消防団処遇改善の通知が来ております。所管の総務文教常任委員会からも近隣市町の先陣を切って、宇城市消防団運営費等の補助金の処遇改善に取り組んでいただくよう強い要望が来ております。消防団報酬につきましては、坂下議員の一般質問にもありますので割愛をしますが、消防団処遇改善を強く要望いたしておきます。

続きまして小さな3点目、自主防災組織によるコロナ禍における災害避難訓練の実施についてでございますが、本年も先月のような大雨による災害が、いつ・どこで起こってもおかしくない状況であります。宇城市では、自主防災組織における災害避難の訓練を、このコロナ禍でどのような形で実施されているのかお尋ねをいたします。

○総務部長（天川竜治君） 自主防災組織の災害避難訓練は、県と連携し、県危機管理防災課自主防災組織活動支援員を講師として招いて講習を実施しております。また、令和3年7月から防災消防監に坂本勝夫氏を迎え、自主防災組織への加入促進や、元消防長としての経験を活かした地域の防災対策相談など、様々な形で災害対策に取り組んでいきます。

今後もコロナ禍においては、避難所へ避難するだけでなく、安全な親戚や身内

の家に避難することや、事前に安全な建物に移動するなど、避難する方法なども周知し、大規模な災害に備えていきます。

- 19番（豊田紀代美君） 総務部長より御報告がありました坂本防災消防監が7月1日に着任されましたことは、心強く思っているところでございます。本市の自主防災組織は、現在115か所に認定がされておりますが、防災力の強化や組織率の向上にも御尽力いただけると期待をしているところでございます。また、防災拠点センター等を利用したジュニア防災リーダー育成等、幅広い活動にもお取組いただけるよう要望いたしておきます。

それでは小さな4点目、浅川河川について、上流の豊福地区の国道3号より上流に長年にわたる土砂堆積があります。8月11日に本市土木部、宇城地域振興局、吉田県議、地元区長、役員と共に現地を視察いたしました。半端な堆積量ではないので水害の原因になる心配があります。早急なしゅんせつをお願いしたいと思えます。また、下流域の島地区の江口橋より上流においては、水草のヒシが川一面を埋め尽くしております。水面のみならず根を張っているのが非常に厄介です。7月12日、7月15日、8月23日と宇城地域振興局、本市土木部、経済部、末松県議と共に現地視察をいたしました。取水に悪影響が出ており、早急な撤去をお願いしたいと思えますが、土木部長にお尋ねをいたします。

- 土木部長（梅本正直君） 県が管理します2級河川の浅川においては、国道3号より上流の箇所、数年にわたって大雨により堆積した土砂があることを確認しております。8月に地元の区役員及び関係者により現地で状況を確認しております。

河川の堆積土砂については、河川の通水断面を阻害し、越水のおそれもありますので、速やかに土砂の撤去工事が行われますよう管理者の県へ要望をしております。

また、下流域の江口橋から上流の揚橋までについても、水草が繁茂している状況です。取水口に詰まるなどの支障を来しておりますので、今後、水草の過繁茂を抑制するために、江口堰の管理者に定期的な頭首工の倒伏が必要と考えられます。こちらの下流域についても水草と堆積土砂の撤去も併せて県へ要望していきます。

- 19番（豊田紀代美君） 末松県議、吉田県議にもお力添えをお願いいたしているところでございますが、本市としても県への強い要望をお願いいたしておきます。

その浅川には、農業用施設として重要な江口堰がありますが、設置から年数が経過して機能が低下しております。このように老朽化した農業用施設の整備や維持管理について、経済部長にお尋ねをいたします。

- 経済部長（黒崎達也君） 江口堰のような農業用施設である頭首工につきましては、設置や改修にかなり高額な予算を必要とします。そのため、日頃のメンテナンスや

適正な維持管理がとても重要です。地元の受益者には管理の徹底に努めていただきますとともに、多面的機能支払事業を活用することにより農家の負担軽減を図り、適正な農業用施設の維持管理と長寿命化を推進します。なお、改修の必要性が生じた場合は、団体営補助事業を活用します。

- 19番（豊田紀代美君） 江口堰のような農業用施設を地元の受益者が管理徹底に努めていただくようにということでございますが、1年間に支払われる15,000円の維持管理費が妥当かどうか疑問に思っております。場所によっては、管理費がゼロであるというところもあるとお聞きをし驚いております。江口堰につきましては、経済部農林水産課の御指導をいただき、島区も8月26日に関係者を区長が招集され、多面的機能支払事業の手続きをされることが決定されました。島区同様、多面的機能支払事業の活用をされる場合、申請の際に事務量が膨大で断念される区があるとの御報告もあります。担当課におかれましては、努力はしていただいていることは十分承知しておりますが、事務量の軽減やサポート体制についてもなお一層の御配慮をお願いいたしておきます。

続きまして大きな2点目に入ります。中央図書館についてでございますが、小さな1点目、内部空間等製作業務委託についてでございますが、8月18日付けの熊日新聞の市政記者席の欄に、業務委託、透明性に疑問という記事をご覧いただいた宇城市民の方から、私にお問合せをいただきました。

そこでまず、中央図書館等内部空間等製作業務委託契約の目的についてお尋ねをいたします。

- 教育部長（豊住 章君） 本市は、プロポーザルにより指定管理者を決定する際、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社が提案したコンセプトに伴う空間デザインを採用し、ブック&カフェ形態の新しい図書館を目指しています。それを実現するためには、CCC（株）が持つ特定した技術、オリジナルの空間デザインが必要となり、CCC（株）に内部空間等製作業務を委託するものです。

なお、契約につきましては、協定を締結したCCC（株）と共同で行う事業で、特定の者を契約の相手方とするものであり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」により随意契約を採用しています。

- 19番（豊田紀代美君） 教育部長の御答弁で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に則って、適正に契約はなされたと理解をいたしました。さらには、契約にあたって競争性や透明性についての確認をしたいと考えております。どう本市が関わってこられたのか、また、契約後もCCC株式会社に任せっきりでなく、本市も連携を図り関与していくべきだと考えておりますが、教育部長に答弁を求め

ます。

○**教育部長（豊住 章君）** 内部空間等製作等業務の工事は、建設業法第2条における内装仕上げ工事に該当します。本市における登録業者は31社の登録があり、施工業者の株式会社スペースも登録された1社であり、ほかの4社についても同等の規模及び完成工事高を有する大手企業です。業者の選定においては、技術的かつデザイン性を模倣されないための高い技術を保有する企業であり、CCC（株）との信頼性や技術力により選定されています。

なお、価格の積算根拠につきましては、CCC（株）から提出のあった仕様に基づき、本市担当者及び1級建築技師により内容をチェックし、昨年12月から8月まで計46回にわたる協議を重ね、本市の要望や基準等を取り入れた上で仕様書を確定しています。

CCC（株）が実施した入札の流れは、この仕様書に基づき、先の大規模建築系企業5者から見積りが提出され、安価であった3者に絞り、最終的には3者の入札により施工事業者が決定されております。

その結果、落札率は基準価格と比べ88.65%と抑えられていますし、競争性、透明性については充分担保されています。

なお、工事はCCC（株）が工事監理を行います。市担当職員が工程会議等に出席し、市が関わりをもって工事を進めていきます。

○**19番（豊田紀代美君）** 教育部長より競争性、透明性については十分担保されていると力強い御答弁をいただきました。本市が工程会議等にも出席をし、関わりを持って工事を進めることについても共通理解ができました。

次に小さな2点目、ブック&カフェの図書館づくりについてでございますが、図書館の魅力を向上させ来館者を増加するためには、カフェを併設したブック&カフェのスタイルが有効と考えております。これを実現するために、話題性や宇城市自体の宣伝効果をもたらすカフェの誘致が必要です。強くそういうふうには思っておりますが、教育部長の答弁を求めます。

○**教育部長（豊住 章君）** 指定管理者のプロポーザルでは、近年のトレンドであるブック&カフェの形態を提案したカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社を選定しました。

図書館は、生涯学習の場としてだけでなく、市民の憩いの場としてのニーズへと進化しています。また、武雄図書館にも代表されるように、地域の賑わいの核となるケースも増えています。

これらのことから、居心地が良い空間を提供するためにブック&カフェのスタイルは適しており、本市としてもそれが実現でき、市民が利用したいと思うような魅

力的なカフェを考えております。

隣接する公共施設や徒歩圏内にある松橋駅との立地を活かし、交流人口を増加させ、市の認知度の向上やイメージアップを図り、定住人口の増加までつながることを期待しております。

○19番（豊田紀代美君） ブック&カフェのスタイルで図書館が市民の憩いの場として、また交流人口の増加により滞留時間の延長が期待できると思いますし、松橋駅周辺開発や本市の活性化につながるような認知度が高く、魅力的なカフェが出店することで効果が最大化するというふうに考えております。この件についての本市の方針について、教育部長にお尋ねいたします。

○教育部長（豊住 章君） 本市としてのカフェの選考は、CCC（株）と連携し、スターバックスコーヒーに出店をお願いしております。

スターバックスコーヒーは、若い世代を中心に幅広い世代から支持されている企業で、環境問題や地域活動、地域貢献を積極的に行っている世界を代表する企業です。

市の一大プロジェクトである図書館・美術館リニューアルのコンセプトを実現するためには、この上ない最適の企業だと認識しておりますので、是非出店していただけるよう最大限の努力を行ってまいります。

○19番（豊田紀代美君） 教育部長に御答弁をいただきましたが、最後に、スターバックスコーヒーに対する市長の思いをお示しいただきたいと思います。

○市長（守田憲史君） 再三にわたり、豊田議員のお考えを蔦屋、CCC株式会社に伝えているところであります。スターバックスコーヒーの魅力は、私も十分理解していますし、是非出店してほしいと申入れをしております。このプロジェクトの成功の要と思っていますので、全力で取り組んでまいります。おそらく豊田議員の御希望がかなうものと考えております。

○19番（豊田紀代美君） 市長のお考えに私も全く同感でありまして、スターバックスコーヒーは、地域貢献の企業理念があり、経済効果をもたらしてくれる企業とあります。話題性があり美術館・図書館の景観やコンセプトに沿ったカフェ営業が可能な、全世界の主要都市に3万3,000店舗展開しているグローバル企業です。スターバックスコーヒーを誘致することにより、宇城市の活性化を最大化すると市民の声もお聞きをいたしております。守田市長より、このプロジェクトの成功のために全力でお取組いただくと力強い御答弁をいただきましたので、大きな期待を寄せて、私の一般質問を終わります。

○議長（園田幸雄君） これで、豊田紀代美さんの一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11 時 08 分

再開 午前 11 時 20 分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

22番、岡本泰章君の発言を許します。

○22番（岡本泰章君） 皆さんおはようございます。新志会、岡本泰章でございます。

コロナ禍で質問時間に制約がありますが、コロナに負けないように本市の人口減少問題に歯止めをかける、食い止める、移住・定住などの住宅対策の具体化について質問をいたします。

まずは、1点目の人口減少を食い止める必要性についてでございます。日本の人口減少問題は、少子高齢化などの影響で全国的な課題であります。特に地方での人口減少の加速が大都市圏への一極集中にますます進んでいるのが、今日の日本の現状であります。本市においては、平成27年の国勢調査では平成17年1月15日の合併から4,610人の減少となっています。本市も例にもれず、このように減少の一途をたどっています。

さて、人口が減ると交付税や自主財源の税収にも影響が出ます。本市としての対策は、おそらく歳出の削減には強力な財政改革が行われます。例えば施設の統廃合、痛みを伴う最も困難なものですが、保育園の民営化などの取組であります。歳入の増加につきましては、深刻化する人口減少への取組が自主財源に乏しい本市においては有効な施策と考えられます。

ところで、人口が増加した場合の財政的な効果は、まず地方交付税については、本市では一人当たり10万円程度の増額となります。さらには市民税においては、15歳以上65歳未満の生産年齢人口が増加することで、個人住民税が課税対象者一人当たり76,000円程度の増加となります。このように地方交付税や個人住民税を踏まえると、健全で持続可能な財政運営を構築するにあたり、また市民に対する行政サービスを低下させないためにも、人口減少を食い止めることが最善の策と認識しているところであります。ならば、人口増加と定住化の促進が待ったなしの喫緊の課題であります。

そこで、人口減少対策として移住・定住等による持ち家の建設を促進するにあたり、宅地確保に対する市の思い切った支援、いわゆる先行投資について総務部長の見解をお伺いいたします。

さらには、企画部長にもお尋ねいたします。本市は熊本県のほぼ中心に位置し、地理的にも恵まれ最高の地域です。市の中心部には、鹿児島本線が朝夕は30分間

隔で走り、また国道3号線が南北に走り、さらには高速道路については松橋、宇城氷川2か所にインターチェンジがあることから、県内90分構想の交通の要衝でもあります。このようなすばらしい地理的条件を広く大いにアピールすべきであると考えます。移住・定住化を図り人口減少を食い止めることについて、企画部長の見解をお伺いします。

○総務部長（天川竜治君） 人口減少対策については、本市においても重要な課題と受け止めております。移住・定住事業の促進は、人口減少に歯止めをかける有効な施策の1つとして認識をしております。

移住・定住等の宅地確保の支援につきましては、空き家・空き地バンク制度や、老朽危険空き家解体制度などの補助金制度をはじめ、分譲地の取得・造成や販売・貸付など、様々な取組が考えられる中、予算措置が必要な移住・定住の施策については、事業内容を吟味した上で、国県の補助金や起債の活用、一般財源などの財政措置を対応したいと思っております。

○企画部長（西岡澄浩君） これまで宇城市の認知度及び魅力度向上のためのシティプロモーションとして、UKINISUMをキャッチコピーとした県内外への定住促進プロモーションを行ってまいりました。

まずは宇城市を知ってもらう、宇城市に関心を持ってもらうことから始め、住みたくなる宇城市として、宇城市の魅力、住みやすさを発信してまいります。

また、移住・定住施策の一環として、空き家・空き地の活用も進めております。

現在、空き家・空き地バンクについて、市内外への広報活動を進めているほか、個人だけではなく、不動産事業者をはじめとする民間事業者、法人も利用できるような制度の改正を行いました。今後、空き家の活用が定住人口の増加に寄与すると思われれます。

また、7月より、老朽危険空き家の解体・除却に対する補助金を創設しております。地域住民の安心・安全を守り、地域の景観維持を図るためだけでなく、空き家を解体・除却することにより、宅地の確保が期待できます。

こうした様々な取組を行いながら、移住・定住を進めてまいります。

○22番（岡本泰章君） 心強い総務部長と企画部長の見解がありました。ありがとうございます。

それでは2番目の質問に入ります。議長のお許しを得て資料を配布しております。本市の人口減少の実態であります。日本国内での人口減少は、平成27年の国勢調査を境にいたしまして減少が始まっています。本市においては、冒頭にも述べましたが、平成17年の5町合併時の人口は64,366人、10年後の平成27年の国勢調査では59,756人、10年間で4,610人の減少であります。これは

あくまでも5年に一度の国勢調査の平成27年までの本市の人口減少の実態であります。

そこで、企画部長にお伺いたします。平成17年の5町合併から令和3年までの16年間の人口減少の推移、さらには5年と1年ごとの減少の実態を毎年の実数でお答え願います。

○企画部長（西岡澄浩君） 人口の推移についてお答えします。住民基本台帳人口では平成19年から平成23年までの5年間で1,456人、平均291人減少しています。平成24年から平成28年までは2,068人、平均で414人減少、平成29年から直近の5年間では2,553人、平均511人減少しています。平成17年の合併から令和3年までの16年間では6,028人、平均377人減少しています。

○22番（岡本泰章君） ただいま企画部長から説明がありましたように、合併してから5年間隔で取ってもらいましたところ、1年の平均が大体291人という数字であります300人、それから後の5年間で400人、直近の今の令和3年までが500人とおもしろい現象が出ております。こういうところをひとつ頭に入れて人口減少対策に取り組んでいかねばならないと思っているところでございます。

そこで3番の質問に入らせていただきます。移住・定住化等の住宅対策の具体化についてであります。もう作文ばかり、言いつばなしだけではできません。本当に具体的に取り組まなければならないというところで私は質問をしていますので、よろしく願い申し上げておきます。持ち家の建設などの基盤となる宅地用の土地の確保が、現在の住宅建設では大変重要な課題であります。

そこで1つ目として、宅地用の土地の確保であります。まず市所有の空き地や市営住宅団地の活用についてお尋ねいたします。先ほどから土木部長の答弁にもあっておりましたように、市営住宅の老朽化というところでいろいろ計画をなさって、実際に三角においては行動が起こされていると思います。そういうところで、土木部長には市営住宅の活用方法をひとつお聞かせいただきたいと思っております。

それで、市営住宅団地などの実態調査をお済みでございますが、もう1回喫緊にここらあたりをやってもらいまして、耐用年数が大幅に過ぎた、旧態依然としたしかも先ほどからありましたように、空き家が多い市営住宅団地の敷地については、整備した上で持ち家用の宅地として活用するならばと私は思っているところでございます。

また、市で宅地開発に毎年計画的に予算を組んで、小規模な宅地開発を行い、格安で貸し付ける、この策は何かと。若い方々に移住・定住を図るための策でございます。地の利を活かして、この方々に持ち家の建設を促進する。この住宅対策に対

し、先ほども言いましたが土木部長は市営住宅用地の活用について、それから総務部長は宅地開発への財政措置につきまして、先行投資みたいなことですね、答弁をいただきたいと思っております。

○土木部長（梅本正直君） 市営住宅用地の利活用でございますが、宇城市営住宅長寿命化計画では、老朽化した政策空き家の管理戸数を減らし集約する予定でございます。賃貸や譲渡用地の創設は可能になりますが、御指摘のとおり空き家がまとまっておらず集約ができない状況でございます。

現在も、政策空き家の居住者の移転と建物の解体を進めておりますが、ある程度集約が進んだ三角町の古氷団地におきましては、本年度に仮設住宅を利用した市営単独住宅を建設し、建物の集約と団地内の移転交渉を進める予定でございます。

また、三角町以外にも200戸を超える政策空き家がございますので、空き室を1棟に集約し、住棟を解体し、空き地を創設するなどのほか、他の自治体の施策の先進事例を勉強しながら、集約移転交渉を進めてまいります。

○総務部長（天川竜治君） 市が所有する未利用地の利活用につきましては、これまでも様々な用途での貸付けや、宅地分譲地として売却してきた経緯があります。

今後は、移住・定住事業の更なる促進に向けて、目的や制度を十分に議論し、移住・定住等の住宅対策に取り組んでいきたいと考えております。

また、市有地の低価格での貸付けや、分譲についても柔軟に対応できるように、国県の補助金や起債等の活用可能な財源確保に努めてまいります。

○22番（岡本泰章君） 再質問いたしますが、答弁は要りません。しばらく御清聴願います。

ただいま土木部長と総務部長から答弁がございましたが、まずは土木部長からいきますけど、総務部長も混ぜましてですね。私が今回のこの市有地を宅地用に格安で貸し付け、持ち家の建設促進で移住・定住化を図る具体策についての質問、一番メインになるところでございます。どういうことかと言いますと冒頭申しましたように、人口減少を止めることがうちの財政、自主財源が乏しい、住民税それから地方交付税、普通交付税、これをうまく賄っていくためには、本腰になってこの歯止めをかける政策をやっていかなくてはいけない。先ほどの企画部長の説明にもありましたが、皆さん方資料を見てください、机上配布してあると思います、どうぞ。直近で年間500人ずつ、16年間では延べで377人、1年間に減少しております。これが宇城市の現状でございます。この対策といたしまして、私は先ほどから言っておりますように、ここをにかけているわけです。もうそれが1つ、本市の人口を地の利を活かして一番若い方々、ここに市有地を低価格で貸して、そして呼び込んで、それには制限があります。申請者の年齢制限とか宇城市にその宅地を買って

定着したならば、最低20年は居住してもらいたい。もろもろこういう条例化をしまして、そして細則につきましては条例施行の規則によってしぼる。そうすると何も後々まで問題は起きません。中において贈与とか貸付け、ここらあたりにつきましては条例改正をやっていけばいいのであります。補助金に乗せてやればそれが何十年かはしぼられることもありますが、それはそれが過ぎてからいいでしょう。そういう思いで私は質問をしております。何度も申しますが、若い方々が来れば、後でその良い例が小川町の河江のところがありますので、じっくりやりたいと思います。そういうところで、ひとつ。そしてまたその若い方々が来て持ち家を造られるとき、契約してから2年以内ぐらいに、持ち家を原則として市内の業者の方に依頼する、発注をします。もうこういうところで、すばらしき21世紀の新住宅、市営住宅。今までは全部家から地域からつくり上げて、そして提供して皆さん方に入ってもらおう。今、皆さん方考えてください。多くの若者たちは共稼ぎでございます。そういうところで、この市営住宅にはなかなか制限がございます。所得あたりがどうしても宇城市に住みたいなと思っても、安いところに行ったり、いろんなところにお世話になったり、アパートに入ったり。だからこの人たちが、アパート代と少しいろいろ一番ネックになるのが宅地でございます。ここらあたりにローンで20年ぐらいかけてやれば、継続的にここをやれば立派な持ち家が若い方でもできると。そういうシステムを宇城市で1つつくってみる、このような思いでございます。

ここら辺で、次の質問に入らせていただきます。2つ目に入りますが、都市計画による土地利用の誘導・規制などで、民間の業者による宅地開発を支援し、持ち家の建設促進によって移住・定住化を図ることについて、土木部長にお伺いいたします。参考までに申します。重々御認識されていると思えますけど、民間の業者による宅地開発、持ち家の建設で、若い方々の移住・定住者が実際に増加しました。小川町河江校区川尻の例であります。これは行政といたしましては農用地の除外のみで、あとは全て民間の小規模宅地開発業者並びに住宅メーカーによる開発であります。ここ7、8年間で、若い方々の新築持ち家が約80戸ぐらい河江小学校の近くにはできています。まだ現在も開発中であります。これこそ民間の力での開発でありまして、河江小学校では、教育関係御存じのとおり、令和2年度から1年生の学級増となっております。令和3年度今こそありませんでしたが、令和4年度にはまた1年生の学級増の予定であります。そういうところでひとつ御答弁願います。

○土木部長（梅本正直君） 土地利用の誘導につきましては、都市計画区域内では、現在作成中の宇城市立地適正化計画で、これから土地の様々な利用形態の変化に対応し、国の補助事業等が利用できるよう居住誘導区域、都市機能誘導区域などを設定

し、公営はもとより民間活力の導入を支援する予定でございます。

また、このほかの具体策として市では、交通結節機能の強化策として松橋駅、小川駅周辺で新たに駅西口の整備を行い、さらに民間開発の呼び水となるよう道路の新設を進めているところでございます。

次に開発についてでございますが、面積が開発許可対象規模を超える開発行為につきましても、様々な規制や、道路、公園、給排水施設の整備基準があり、一定規模以上の優良な宅地が形成されます。

市内には、過去に都市計画法の規制のない小規模宅地開発で宅地化された一部地域で、排水不良による宅地浸水、防災上問題となる行き止まりの共有名義の道路、安全性が確保されていない宅地等、様々な住民の不利益が発生しております。

しかし、許可申請の必要ない小規模宅地開発につきましても、低廉な販売価格、短期間での宅地化等、一定の効果があることも事実でございます。

市では、これら様々な宅地開発が市民の利益になり、バランスの取れた開発となるように注目しているところでございます。

○22番（岡本泰章君） 先ほどちょっと市営住宅のところで、非常に困ったなという土木部長のお答えがございましたので申し添えますが、市営住宅の団地を余儀なく整備するにあたり転居されることが決まったなら、入居者あたりに転居の交渉に入られるときは、入居者がある程度納得されるような大胆な発想で交渉に当たられるならと考えます。思い切ったことを言いますけれども、例えば転居の場合は、転居先の部屋は全てリフォームして入っていただく。それから、住宅使用料につきましても今までの同額で入っていただく。このような諸条件を付して交渉に入っていただければ、入居者の皆さんの同意も得られると思っております。やはり1つの事業をするには、それだけの今まで一生懸命住宅に入っておられた方も子育てされ、そしてゆっくりされているところにいろんな問題が来れば大変でございますので、そういうところを解消するためにも、こういう思い切った策を打って移転してもらうようなことをやっていただきたいと思います。

先ほど答えていただきましたので、時間もありませんから、最後に市長に答弁を願います。企画部長の答弁で、合併から16年間の本市の人口減少の推移並びに5年と1年ごとの減少の実態等で、直近の5年間では年間500人の人口減少をはっきりした数字で実態把握ができました。この年間の人口減少に的を絞って、待ったなしの最重要課題と位置付け、市長の陣頭指揮で具体的な取組を行うプロジェクトチームを結成していただき、その段取りの取組について決意のほどをお伺いいたします。

○市長（守田憲史君） 人口減少を食い止めるには、子育て世代の移住・定住を進める

ことが重要です。特に、アパート等の賃貸住宅への居住ではなく、戸建住宅を取得していただくことが定住につながります。

なお、子育て世代は子どもの小学校入学時に居住地を決めると言われ、そのような時期に、本市において条件に合う宅地を提供できれば、市内からの人口流出を抑制し、さらに市外からの転入を促すこととなります。

今後の施策として、松橋駅西、小川駅西、三角駅その他2駅を含めて、鉄軌道の利便性を徹底的に追及すべきだと考えております。人口減少を緩和するには、鉄軌道だと考えるところがございます。

宅地の供給は移住・定住のために必要な施策の1つですが、一部の地域においては、新たな宅地の確保が困難であるため、宅地の確保だけでなく、空き家の利活用も含めた住宅施策に取り組んでまいります。

また、移住・定住施策においては、宅地の確保のみならず、道路、上下水道のほか、様々な周辺環境の整備も併せて行う必要があります。

プロジェクトチームということでございますが、岡本議員の御提案を受けまして、企画部と市長政策室の連携協力を強化するための方策を今後検討してまいります。

○22番（岡本泰章君） 市長の心強い一言、強力なリーダーシップで先ほど言われましたような、そしてスピード感を持って頑張っていかれると。総合的な移住・定住対策に取り組むという決意のほどを聞かせていただきました。確かに受け止めました。市長、継続は力なりで必ず結果が付いてまいります。目指すコンパクトシティ形成に向けて、英知を結集され頑張ってくださいと高く受け止めまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（園田幸雄君） これで、岡本泰章君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

21番、石川洋一君の発言を許します。

○21番（石川洋一君） 皆さん、こんにちは。約3年ぶりぐらいに質問させていただきますので、少し緊張しておりますけれども、緊張感を持って質問に入りたいと思います。ただいま議長の方からお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

この新型コロナウイルスが世界中に感染拡大をしまして、特に日本においては緊

急事態宣言、蔓延防止の重点措置等の指定が増えてまいりまして、非常に危機を感じるわけですが、そういった中で宇城市の方も感染が少し減ったかなと思えば、また増えますし、非常にやはり危機感を持っておりまして、市長もそういう気持ちでおられるのではないかなと思っておりますが、ひょっとしたら御存じだと思いますけれども、100年前にスペイン風邪というのが流行ったんですね。ちょうど1918年、第一次大戦の頃ですね、ヨーロッパで。終息まで3年かかったそうです。1918年から1920年まで、ちょうど第一次大戦の頃でその時の人口が19億人というふうに記されておりますけれども、正確ではありません。ただ、5億人の人が感染したと、4人に1人以上ですね。すごい数が感染されまして、そしてそのうち5,000万人が亡くなられたと、10分の1ですね。すごい風邪であったわけですが、今と100年前は、医療と感染対策は全然違うのですけれども、反対にどこでも今行ける時代になって、人が動くということが感染拡大の大きな要因ですので、我々も十分注意をしながら宇城市の安全のために頑張っていかなければならないと、また執行部にもそういう対応をお願いしたいということを前置きしまして、早速質問をしたいと思っておりますけれども、市長も御承知のとおり、三角は非常に過疎化が止まらないと。先ほど岡本議員の方からも人口問題について少し触れておられましたけれども、6,000人減っておりますけれども、統計を見ますと半分は三角町なんです、半分以上ですかね。ということは、年に200人単位で三角町が亡くなられたり、転出されたりを繰り返しながら、合併後急速に人口が減ってまいりました。

そういう地域に住む議員として、今日は3つの質問をさせていただきたいと思いますが、まず第1点目の熊本天草幹線高規格道路整備についてですが、これは平成6年に計画が出されまして、過疎指定を受けているこの三角町にとっては非常に大きな期待をし、執行部と議会が協力をして、整備区間の指定に向けて関係機関に対し要望活動を続けてまいりました。そして、平成17年に宇城市となった後も、歴代市長の皆さん方にも格段の御努力を賜りながら、ようやく27年をかけて整備区間の決定を受けることができました。市長をはじめ、関係各位に心から感謝と御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

そこで、①の今後整備が進められる中でどのような課題が予想されるのか、執行部の考え方をお聞きしたいと思います。

○土木部長（梅本正直君） 宇土三角道路の整備については、国直轄事業として国土交通省により事業実施していただくこととなります。

事業進捗にあたっては、おおよそ道路計画・用地取得・工事施工とステップを踏みますが、安定的な事業予算の確保はもとより、用地取得においては土地所有者個

人との交渉となるため、スムーズな用地取得事務執行が事業進捗に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

また、計画が予定されている3か所のインターチェンジへのアクセス道路整備については、相当な宇城市の財政負担も想定されます。

宇城市としましても、国、宇土市と連携し、事業が進捗するよう努めてまいります。

○21番（石川洋一君） ただいま答弁いただきましたけれども、やはり用地取得の問題とインターへのアクセス道路の問題が挙げられるだろうなと思っております。用地取得については地元の協力が必要でありますし、アクセス道路については重要な社会資本になるわけで、市としても750億円の投資をいただく側として、再質問になりますけれども、市として対策室等の設置が必要ではないかと考えますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○土木部長（梅本正直君） 宇城市としましても、重要な事業として位置付けております。国との協議等をスムーズに進めるためにも、専属の必要性は認識しているところでございます。

○21番（石川洋一君） やはり27年かけて勝ち取った整備区間、そしてこれは国の直轄事業ですので、国の考え方一つで10年が15年かかるということもあります。やはり投資を受ける側としての姿勢といいますか、そういうものは非常に重要だろうと考えます。是非対策、そこに対応できる方の職員の設置等をお願いしたいと思います。市長は何かその件についてお考えですか。

○市長（守田憲史君） 土木部長が申しましたように、専属の必要性がございますので、今後鋭意努力してまいります。

○21番（石川洋一君） よろしくお願いを申し上げます。

次に、②の路線の詳細についてですが、これは発表段階にないという伺っておりますが、大体のラインだけが今示されているんだろうと思いますけれども、やはり地元として非常に関心の高いところでありまして、分かっているだけでお答えいただきたい、分かっているだけお答えいただきたいと思っております。

○土木部長（梅本正直君） 宇土三角道路は、宇土市上網田町から宇城市三角町への約13.5キロの区間で、道路中心線については、国土交通省ホームページで公開されている概略のラインを基準に、今後計画が進められます。

当該区間内には、宇城市内に3か所のインターチェンジの設置が予定されており、これらのおおむねの位置は、オープンハウスやアンケートなどで意見聴取を行い、令和3年2月の九州地方小委員会での審議結果を踏まえたものとなっております。

宇土市側から見ますと、仮称郡浦IC、仮称波多ICそして仮称みすみICとさ

れており、仮称郡浦 I C と仮称波多 I C は、上下線両方への乗り降りができる施設となる見込みです。

仮称みすみ I C は、熊本側への乗り降り機能を持った I C で、天草側への乗り降りは、既に供用が開始されております天城橋付近のみすみ I C を活用し、この 2 か所が相互補完し、機能を果たす I C として計画が進められる見込みとなっております。

○21番(石川洋一君) 路線については余り詳しくお話はありませんでしたが、やはり 13.5 キロメートルの中に 3 か所のインターチェンジができたこと。当時我々は 1 か所を一生懸命要望してきたんですけれども、今回市長や地域の皆さん方の要望があって、3 か所という嬉しい決定をいただいております。本当に皆様方は心から喜んでおられると思いますけれども、地域にとって利便性の高い大変嬉しい決定だと私も思っております。今後詳細が分かれば情報をお出しいただいて、市民の皆様方にお知らせをいただきたいとお願いをしておきたいと思っております。

次に、③の九州自動車道との結末についてお聞きしたいと思います。今回整備区間となりました高規格道路は、熊本へのアクセス道路でありまして、高速自動車道との結末がありません。そこで、天草地域、宇城地域西部そして宇城地域の皆様方が、この高規格道路をさらに活かすためには、松橋インターとの連結が必要であると考えますが、市長の所信をお伺いしたいと思います。

○市長(守田憲史君) 天草から九州縦貫自動車道松橋インターチェンジ間の高速交通体系の整備については、国道 57 号及び国道 266 号の利用者から、できる限り早く九州縦貫自動車道へつなげてほしいとの要望を認識しております。そして、私の大きな公約の 1 つでもございます。

令和 3 年 3 月に整備区間に指定された宇土三角道路から、松橋 I C までをつなぐ高速交通体系の整備について、これまで毎年 2 回、財政支援等の要望の際に、熊本天草幹線道路整備促進と並べ継続要望しているところであります。

一方で、令和 3 年 6 月に熊本県新広域道路交通計画が熊本県・熊本市にて、同 7 月に九州地方新広域道路計画が九州地方整備局により、おおむね 20 年から 30 年を対象とした中長期的な視点で検討されたものとしてそれぞれ策定されましたが、その中には、三角町から松橋 I C への構想路線が明示されていません。宇城市としましては、今後も継続して当該路線の必要性を国県に要望し、まずは構想化が実現されるよう努めてまいります。

○21番(石川洋一君) 27 年をかけて高規格道路整備の決定をいただきました。おそらく完成には 10 年以上かかるのではないかと予想されますけれども、その間に是非、今市長もお示しになった地元としての構想を実現できるように、私たちも応

援をしながら支えながら、今後もそういった要望活動を積極的にやってみたいと思います。先日、九州地方整備局長室に行きまして、ついぼろっと言ってしまったんですよ。「ここが決まりましたので、こっちの方はどうでしょうか」と、「いや、まだここが決まったばかりですから」というお話の中ですられましたけれども、やはり天草から宇城市を通過して熊本に行く国道266号の路線上に、この松橋町があるわけで、これを起点として逆の方向もありますので、そういう発展の1つの基礎になるのではないかなと思いますので、是非実現に向けて進めていただきたいと思います。何か市長がそのほかにあればお願いしたいと思います。

○市長（守田憲史君） もとより先ほど申しましたように、私の大きな公約の1つでございます。三角郡浦インターチェンジから国有林の多い山間部を通過して松橋駅西にインターチェンジ、岡岳グラウンド北側を通過して松橋町と城南町の境にジャンクションを設ける。私は天草、八代架橋よりも安上がりで実現性が高いと考えています。石川議員の邸宅から松橋駅まで15分、無料の高速道路でございます。

話はそれますが、三角宇土熊本高規格道路は、三角町の3つのインターチェンジから熊本駅まで40分程度と考えます。通勤がずっと楽になりますし、これは信号無しの無料です。高規格道路は全部無料になります。三角町のこの高規格道路とこの松橋郡浦インターチェンジ間ができますと、三角町の立地性、利便性が大きく変わると思います。

午前中、鉄軌道の話をしてしましたが、高規格道路そして九州縦貫道、JR鹿児島本線の連携が宇城市にはできます。今後も国県の予算を大きく引き出し、発展に努めてまいります。

○21番（石川洋一君） 非常に具体的なお話をいただきまして嬉しく思いますし、実現に向けて頑張ってくださいますようお願いを申し上げたいと思います。

それでは次に、三角東港の振興についてお聞きをしたいと思います。何度も申し上げますが、三角町が過疎化する中で、東港は熊本県が90億円を投じて、現在水深10メートル、12,000トン級の船が入るレベルの埠頭を造っていただきました。延長が500メートルになりますし、4ヘクタールの整備が終わっているんですけども、そこで①になりますが、東港の状況と一緒に②の今後の活用について、宇城市がどのような振興をしたいと考えているのかをまとめてお聞きしたいと思います。よろしくお聞きいたします。

○企画部長（西岡澄浩君） 三角東港は、九州鉄道、現在のJR三角線の開通を契機に、昭和初期から海陸交通の要衝として発展してきた港です。昭和18年、当時県内唯一の大型岸壁が完成。国際貿易港として栄え、昭和26年に重要港湾に指定されました。

しかし、昭和から平成にかけ、天草五橋開通や熊本港、八代港の港湾整備が進められたことにより、現在は人流・物流ともに県下で3番目の港と位置付けられています。

令和元年の港湾統計年報によりますと、東港に入港した船舶数は4,647隻あり、県全体の4分の1を占めるのに対し、船舶の乗降人員数は34,000人余、県全体のわずか3.5%と人流の減少が著しいことがうかがえます。

こうした現況を受け、県は三角港港湾計画に基づき、世界文化遺産に登録された三角西港区域と一体となった観光や地域住民の憩いの場としての三角東港整備を進めています。

また、市は、海の日のみすみ港まつりやオールドカーフェスティバルなど、三角東港を会場にイベントを開催し、地域住民や県内外からの旅行者が三角港を訪れ、港に親しむ機会の創出に取り組んでまいりました。

今後もこうした三角東港を核とした取組を続ける中で、地域と人の関わり合いを深めていくとともに、天草地域と連携した周遊型・滞在型の観光・定住・移住対策に取り組んでいきます。

○21番（石川洋一君） ただいまの答弁についても、いろいろな対策を講じてこられたということは承知をしておりますけれども、宇城市となった三角町が過疎化が非常に拍車がかかって、先ほど申し上げたように16年間連続で200人単位の人口が減っていると、高齢化率も45%近くという状況になってまいりました。

そこで再質問になりますけれども、港の活用について海上自衛隊の艦船の誘致をこれまでも何度も提言をしてまいりました。市長のお考えをお聞きしたいと思います。また、誘致が実現した場合の効果、どのようなことが見込まれるかについてもできればお願い申し上げたいと思います。

○市長（守田憲史君） 石川議員御提案の海上自衛隊誘致につきましては、みすみ港まつりに艦艇を派遣いただいた御礼を兼ね、毎年、海上自衛隊九州管区のトップの司令官に佐世保をお尋ねし、お願いをしているところでございます。

しかしながら、三角東港を艦艇の停泊地とすることは国防に関わる問題であり、検討にも時間を要する問題です。

定住人口一人当たりの年間消費額は127万円との観光庁の試算があります。停泊する艦艇の規模にもよりますが、乗員とその家族が移住することになれば、消費による経済効果はもちろん、地域に活気が戻るが大いに期待されますので、国県の協力を仰ぎながら、今後も三角地域の過疎対策に取り組んでまいります。

○21番（石川洋一君） この問題も旧三角町時代から進めておりますけれども、なかなか結果が出せないという中で、守田市長には御同意をいただいて、今まで都度都

度佐世保の方に足を運んでいただきまして、お話をさせていただいているということは十分承知をしているわけですが、やはり何かを変えないと90億円がまずもったいないと思います。そしてポータルネッサンス計画でも一応出ていたんです。この先ほど港湾計画がありましたけれども、港を造るときの計画ですね。ですからもう25年以上前になると思いますが、そういうことで実現に向けて、我々もやはり頑張っていきたいと思いますが、いろんな手立てがあると思いますので、知恵を出しながら執行部と議会と一緒に、実現に向けて進めていきたいと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

次に、最後の国道266号線冠水対策についてお聞きをしたいと思います。①の金桁川対策ですが、豪雨のたびに国道及び市道が冠水を繰り返しておりまして、地域住民や国道・市道を通行される方々に、長年にわたり被害や御迷惑をおかけしている現状、国道を管理する県と市道を管理する市は適切な対応をすべきと考えますが、市長は、どのような考えをお持ちになっているのかをお聞きしたいと思います。

○市長（守田憲史君） 金桁川流域の国道266号と市の管理する市道東港金桁線は、低い土地であることが要因で、満潮時と大雨が重なるときは3時間ほど道路が冠水し、通行ができなくなる状態が年に2、3回発生しております。よって大雨時は常に注意が必要な状態であります。

現在の大雨時の対応としては、市道についてはパトロールや監視カメラで河川の状態を常時確認し、氾濫が発生した場合は、必要な通行規制や市が設置する仮設排水ポンプの稼働などを行っております。国道についても管理者の県へ情報提供を行い規制の措置などがされている状況です。

また市の考えるハード整備についてですが、まず国道については、道路の改良による浸水解消の要望を管理者の県へ、期成会を通じて毎年度継続して要望しているところです。

県では、以前計画された経緯があると伺っておりますので、県と連携し再度地元の意向確認や、どのような整備が望ましいのか引き続きお願いしてまいります。

排水機場の設置と河川の大幅な拡幅により、国道の浸水解消が可能と思われますが、まずは国道の冠水は、国県の事業で対応していただくよう市としては考えております。

市道部分の浸水解消方法についても、総合的に判断し、まずは市道東港金桁線道路のかさ上げを実施します。また河川のしゅんせつ等も検討を行います。

○21番（石川洋一君） 国道についての話と市道についてかさ上げを実施したいという話も伺いましたので、大変安心といえますか安堵しているところですが、やはりあの地域は非常に広い流域がありますし、なかなか難しい問題もはらんでお

りますが、昨年は温泉施設を整備いただいて、多くの方に来ていただく施設となりましたけれども、こういった地域の環境を良くしていくことが、多くの方に来ていただく1つの環境整備ということになると思いますので、是非一つ一つ解決をしていただきながら、地域の方が安心して生活できるような環境をつくっていただきたいと思います。

市長の今のお考えを聞くと、やはり地域の防災の観点からもしっかり考えていただいているところが聞き取れましたし、安心をしましたけれども、長年にわたっているものですから、非常に長いです。何十年という歴史というとおかしいですけども、雨が降れば国道が通れないですね。ですから、やはりそれを解消するためには確かに県のお考えが必要なんですけれども、一度県の方も対策計画をつくられて地域の方に示したけれども、かさ上げすると冠水がひどくなるという、ちょっと科学的には分からないことなんですけれども、市民からすれば、ああ、壁ができるから水が流れないというような感覚になられたんだろうと思うんですけども、余り変わらないと私は思いますけれども、そういった科学的な話をしっかりされると地域の方もしっかり理解をいただけますし、もう一つは、やはり排水をしっかりやることだろうと思います。どれぐらいの量が必要なのかはまた調査をしなければ分かりませんが、そんなに大きな機械は必要ではないのではないかと思いますので、是非そういったことも含めて、今後市長から今お話があったような対応をしていただきたいと思います。

私は、宇城市の三角町の一番西側に住んでおまして、三角がどんどん人口が減っていくことに対して、三角から出ておられる議員はたくさんいらっしゃいますけれども、一緒になってやはり地域の発展を願う者の1人として、3つとも三角の話をお願いしましたけれども、やはり三角が発展しなければ宇城市の発展はないと思っています。そういう意味では、市長もそういう御理解をされていると思いますので、こんなにたくさん答弁をいただいたのは異例と思います。大変嬉しく思っているところですけども、今後とも三角地域の発展については、市長に頑張ってくださいようお願い申し上げまして、終わりたいと思います。

○議長（園田幸雄君） これで、石川洋一君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中でありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後1時30分

第 3 号

9月3日 (金)

令和3年第3回宇城市議会定例会（第3号）

令和3年9月3日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

2番 永木 誠 君	3番 山森 悦嗣 君
4番 三角 隆史 君	5番 坂下 勲 君
6番 高橋 佳大 君	7番 高本 敬義 君
8番 大村 悟 君	9番 福永 貴充 君
10番 溝見 友一 君	11番 園田 幸雄 君
12番 五嶋 映司 君	13番 福田 良二 君
14番 河野 正明 君	15番 渡邊 裕生 君
16番 河野 一郎 君	17番 長谷 誠一 君
18番 入江 学 君	19番 豊田 紀代美 君
20番 中山 弘幸 君	21番 石川 洋一 君
22番 岡本 泰章 君	

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川 康明 君 書記 桑田 祥一 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田 憲史 君	副市長 浅井 正文 君
教育長 平岡 和徳 君	総務部長 天川 竜治 君
企画部長 西岡 澄浩 君	市民環境部長 杉浦 正秀 君
健康福祉部長 岩井 智 君	経済部長 黒崎 達也 君
土木部長 梅本 正直 君	教育部長 豊住 章 君

総務部次長	元 田 智 士 君	企画部次長	坂 本 優 子 君
市民環境部次長	森 下 功 治 君	健康福祉部次長	植 野 修 君
経済部次長	浦 田 敬 介 君	土木部次長	平 木 恵 一 君
教育部次長	井 住 寿 宏 君	三角支所長	梅 田 徳 久 君
不知火支所長	岩 竹 泰 治 君	小川支所長	木 下 義 明 君
豊野支所長	赤 星 徹 君	市民病院事務長	坂 井 明 人 君
上下水道局長	木見田 洋 一 君	会計管理者	井 澤 ふ さ 子 君
監査委員事務局長	松 川 弘 幸 君	農業委員会事務局長	白 木 太 実 男 君
財 政 課 長	米 田 年 宏 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（園田幸雄君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、12番、五嶋映司君の発言を許します。

○12番（五嶋映司君） おはようございます。12番、日本共産党の五嶋でございます。議長のお許しを受けて一般質問をいたします。

菅首相は、海外の例を見てもワクチンを1回接種した人が人口の4割に達したら感染者の減少傾向が明確になるとワクチンの接種を急ぎました。8月30日時点で全国の接種率、1回接種が56.2%になっているにもかかわらず、感染爆発が一向に収まる気配は見られず、重症者は増え続けています。この宇城市でも昨日の答弁の中で、接種率が2回接種で56.4%ですが、収まる気配は見られません。そんな中、医療崩壊により自宅診療を余儀なくされて、十分な医療を受けられず死亡されるなど、悲惨な状況が盛んに報道されています。ころころ変わる施策や感染拡大を抑え込むメッセージと政府の行動の違いが、国民の不信感を拡大していると言わざるを得ない状況です。このような中、国民と接する最前線にある市の職員の皆さんも大変御苦労があると思いますが、感染拡大を防止するために一層の努力をお願いして質問に移ります。

まず最初にお断りしておきます。通告の中に図書館の運営についてを質問予定にしておりましたが、打ち合わせの段階で執行部から私の調査資料がネット上にある限られた資料で、信憑性に疑問が示されました。当然のこととして今までも資料の趣旨を明らかにしてきましたが、このような指摘には遺憾を感じますと同時に、改めて執行部の資料などを公開いただいて再度質問することにして、この問題は質問事項から取り下げることにいたしました。

それでは通告申し上げた、まずはICT教育について伺います。中学校は昨年4月から、小学校についてはこの4月から全生徒にタブレットが配布され、いわゆるGIGAスクール構想に向けての実践が始まっています。まず伺いたいのは、タブレット導入によるICT教育の現状、どのような教科でどの程度の時間数で行われているのか。学校間、各クラス間で格差は生じていないのか。先生の習熟度による課題はないか。また、先生たちに過重な負担になっていないかなどを伺います。

○教育部長（豊住 章君） 令和3年7月末時点のタブレットを利用した教育実践の現状について御説明します。

まず授業への活用についてですが、ほぼ全ての小中学校が、特別支援学級も含む全学年で活用が始まっています。最終学年の児童生徒に限ると、週に数回以上の頻度で活用されていると報告を受けていることから、徐々に利活用が進んでいると考えます。

次に、活用されている教科も国語・算数・社会・音楽・道徳など、総合学習や技術以外の活用事例が報告されています。しかしながら、活用されている教科に偏りがある学校も見受けられます。このため、授業支援を行っているICTサポーターから、ほかの学校で行われた授業事例や資料などの共有や研修を行うことで、偏りが解消され则认为しています。

最後に、先生方への負担につきましては、タブレットの配備前と比較すると、負担は増えていると認識しています。このため、極端な負荷がかからないように研修や実践についても一律的に進めず、学校とICTサポーターが相談しながら少しずつ進めています。

○12番（五嶋映司君） 教師の負担増については、今までもICTが導入される前も、いわゆる教師の多忙の問題が非常に大きな問題になっておりました。このタブレットの導入、ICT教育への進み方が国の施策もあって、一挙に進んでしまいましたので、たぶん教師の多忙化の問題に対する手当の問題が十分ではないのではないかとこの気がいたします。特に、このICT教育のタブレットの利用の問題では、教師の年齢層だとか得手・不得手などが、かなり大きな問題になるような気がします。そういう意味では今も答弁の中にありましたが、ICTサポーターの必要性が非常に大きいと思います。このICTサポーターは、提携しているベネッセの派遣がその基本になるんだろうと思いますが、ICTサポーターがどのくらい派遣されていて、そして研修がどの程度行われているのか、小学校はまだ半年、5か月ぐらいですからなかなか分かりにくいですが、中学校に関しては1年半近くですから、その辺がどうなっているのか御報告をいただければありがたいです。

○教育部長（豊住 章君） 令和元年度にベネッセコーポレーションと包括支援提携を結び、ICTサポーターを配置しています。令和3年5月より学校規模に応じて少ないところで月2回、多いところで月5回訪問を行っております。

○12番（五嶋映司君） 研修の回数などに関しては御報告いただきませんでした。いろいろ調べてみると、やはり先生たちの研修が非常に大事だというような報告もあるみたいです。サポーターが少ないところで月2回、多いところで月5回、クラス数が膨大ですね、先生の数もたくさんおいでになる。全クラスに配布されているから。その辺では、ちょっと人数の問題などは即答できなければあれですけども、十分と考えられるのか。その辺だけをこの件に関して御感想を伺いたいと思います。

○**教育部長（豊住 章君）** ICTサポーター数ですけれど、5人程度で各学校を回っております。今のところこの5人の人数で十分足りているとは思っております。

○**12番（五嶋映司君）** 是非、もう少し研修の密度を高めたりなんかをしながら、非常に御苦勞が多いと思いますので、準備が完全でない段階でどんと入ってしまったので、是非その辺はいろいろと御苦勞もあると思いますが、工夫しながら進めていただきたいと思います。

それでは、2番目の項に移ります。教育効果についてという非常に総論的に伺っておりますが、ICT、情報技術というのは、いわゆる人工知能というかAIがものすごく発達して、特に近年このところ将棋の藤井九段がこのICTをフルに活用してうんぬんというので、新しい考え方がどんどん出てきたということで話題になって、非常に急速に発達しています。そういう意味では、次世代を生き抜くためには避けて通れないこのICTの技術の学習課題だと思います。宇城市の教育委員会では、どのようなこのICT教育によって効果を期待されているのか。全国的にも政府もいろいろなことを言っていますが、これは地域格差がかなりありますから、全国一律にそれをやるということは非常に難しい。ある意味ではその教育委員会独自にそういう目標をつくっていかれるのがいいのかなという気がしますが、そういう意味を含めての教育効果をどのように期待して、このタブレットの全員配布、ICT教育に向かっておられるのかをまず伺いたいと思います。

○**教育部長（豊住 章君）** 短期的には、スマートフォンをはじめとした情報機器を日頃から扱う年齢がどんどん低下している現状で、ICT機器の扱い方を正しく学べることと、長期休校時の学びの保障として、家庭におけるオンライン授業などが選択肢となることだと考えております。

長期的には、利用記録から個別最適化された授業や家庭学習ができるようになると考えています。ただし、学校の先生方や家庭の保護者に、一定のICT知識や情報共有方法の習熟が必要となります。この部分については、ICTサポーターから支援ソフトの操作研修や活用方法提案等で推進しているところでございます。

○**12番（五嶋映司君）** 今の中では、例えば遠隔授業だとかそういうこともおっしゃっていますが、ある意味では、もっと明確にこういう目標でというのを決めてかかっていたかとありがたいという気が、今答弁をお聞きしながら思いました。確かに今おっしゃったように、このタブレットを全部持って帰ってやるわけですから、保護者の教育ないしはこの問題に対する習熟度の違いによって、個人格差が非常に拡大する可能性も感じます。そういうことも含めて、この導入についてはいろいろなメリット、デメリットがあるというような報道もあります。さっきも言いましたが、今導入から1年ちょっとと小学校はまだ5か月ぐらいですけれども、その段階

でのその辺の点検といいますか、こういうデメリットがあつてこういう改善が必要だとか、こういうメリットがあつて、こういう意味ではこう伸ばしていきたいというようなことがあれば、お答えをいただきたいと思います。

○**教育部長（豊住 章君）** 先ほど議員から御指摘がありましたように、学校の先生方であったりとか家庭の保護者の方々のICTに対する知識というものが、ある程度必要になってくるかと思しますので、その辺の研修を数多くこなしていかなければならないと思っております。

○**12番（五嶋映司君）** 答弁書をいただいております、答弁書の中には大体書いてあつて、今私が聞いていることは、ある意味では打ち合わせの中でいろいろ話しましたけれども、そういう用意をされていないからなかなか答えにくいのかなと思えますけれども、是非教育目標、教育効果に対する目標を御検討いただきたい。例えば今の段階ではコロナの問題で、いわゆるオンライン授業問題なんかが非常に課題になってきていますが、日常的には割とそういう問題は少ないですから、是非その辺の目標をしっかりと改めて御検討いただくことを要望して、次の項目に移ります。

有害サイトへのアクセス防止措置について伺います。先ほどの答弁の中にありましたが、子どもたちが小学生も高学年になると、スマホを持っている子どもも本当に多くなります。中学生になると、持っている割合は非常に高くなってしまふという状況があると思えます。そのためには、扱いは非常に若い子たちは高度な扱い方で、私なんかも孫に教えてもらつてスマホの使い方を習うというのが結構しょっちゅうだし、何か間違えて分からなくなったら修正がきかないから、そういうのは直してもらふという現実があります。そういう意味では、いわゆるスマートフォンよりもっと高度な情報ツールであるタブレット、これで有害サイトへのアクセスは、非常に容易にできる状況というのがあるのだと思えます。ただ、有害サイトへのアクセスの問題については、地方自治体によってはアクセスを余り制限してしまうと、本当の使い道が覚えられないという問題を提起して、アクセスをある程度ゆるめるという状況も分からないではありませんが、そういう状況もある。だから、そういう意味ではこの問題は悩ましい問題だと思います。ところで、ただ有害情報がたくさん流れている中で、子どもたちにいわゆるこういうサイトへのアクセスをいかにコントロールできるかというのは、今回のタブレットのICT教育の中でも全国的に大きな課題だということをつくづく思いますが、宇城市ではどのような制限をされているのか伺いたいと思います。

○**教育部長（豊住 章君）** 整備した端末から有害サイトへは、WEBフィルタリングソフトを利用して、学校種ごとに一律に閲覧制限をしています。制限している代表的なサイトとしては、犯罪、暴力、自殺、ショッピング、ギャンブル、不正ICT

技術などに分類されるサイトです。

ただし、学校から一部のサイトについては制限解除をしてほしいなどの要請があれば、協議の上、個別に細かな制限調整を行っています。また、アクセス記録についても90日間保管をしております。

○12番（五嶋映司君） 大体、いろいろな例を見てこれはネット上の情報がほとんどですけれども、各所がやられているようなことは、全て宇城市もフィルタリングは行われているということだと思います。そういう意味では、それ以上のことは期待するのは無理なのかなと思いますけれども、もう一つは、この有害サイトとまでは言い切れませんが、例えば、タブレットを教育的な部分でうまく使えない子どもたちが、授業中にSNSをつないでみたり、例えばネットでゲームを始めたり、そういうSNSにつながることによって犯罪に巻き込まれる問題だとか、ネット依存症になるという問題がかなり大きな問題になっています。特に高校生ぐらいになると、依存症になる子は非常に増えるんだという報道もあります。そのような事例はまだ始まったばかりですから、すぐはないかと思えますけれども、そういう事例のいわゆる端緒といいますか、事例があれば御報告をいただくと同時に、そういうものに対しても、ただ有害サイトへのアクセスのフィルタリングではなくて、どういような教育というか、子どもたちに指導をされているのかということもあれば伺っておきたいと思えます。

○教育部長（豊住 章君） 今のところ、そのような報告は学校の方からは受けていません。

○12番（五嶋映司君） なかなか表面に出てきにくい部分もあるかと思えますし、たぶんおっしゃるとおり、教育委員会、教育部としてはまだ把握されていないんだと思います。是非そういうところにもアンテナを張ってしっかり監視をしていく、そういうマニュアルないしそういうものを、是非考えておいていただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

次に、4番目の家庭での利用状況を伺います。先ほどの答弁にも多少ありましたけれども、家庭での利用をどのように使用されているかということですが、これは今おっしゃったように、学校での利用というのは教育的な利用の問題もありますけれども、なかなかそこだけの習得というのは難しい。持ち帰って家庭での利用が非常に長くなる部分もあると思えます。家庭で有効な使用法を子どもたちが習得するそういう時間も長いと思えますが、そのためには先ほどの答弁にもありましたが、お父さんやお母さんたちの理解と指導も必要だと思います。地域によっては、先ほどもありましたけれども、これに全員参加というのは非常に難しいですけれども、お父さんやお母さんが参加しての研修会とか、お父さんお母さん向けの指導要領と

いうものがあるのかどうか、そういうものをどういう形で実施されているのか。されていなければ、そういう実施をしようという計画ないし御要望があるのかどうかを伺いたいと思います。

○**教育部長（豊住 章君）** 令和3年4月から小中学校共に、家庭へ持ち帰って家庭学習に活用できるようになりました。家庭での利用については、必要に応じて利用履歴を学校が確認すること、学校から指示された用途以外の目的で使用しないこと、学校から示される使用ルールについて遵守することなどの事項が記載された同意書を、保護者から学校に提出していただくことで、家庭利用が可能となることになっております。

御質問の保護者等への指導につきましては、まだ回数的には研修等をこなしておりませんが、今後家庭と保護者等への研修を行う計画をしていく予定でございます。

○**12番（五嶋映司君）** 是非よろしくお願ひしたいと思います。それと、これは教育格差を生じる可能性を含んでいるような気がします。例えば、家庭内でインターネットを利用したり、こういうICT技術に関して非常に詳しい御家庭と、そういうものに余り縁のない御家庭、得意・不得意が非常にありますし、そうすると、この利用に対する習熟度はかなり個人差が生じる。最後の部分でも多少その辺に触れますが、そういうものをなるべく無くしていく、そうしないとタブレットを導入することによって、逆に個人差を広げてしまう結果になる。だから、優秀な部分は急激に優秀になって広く進んでいく。しかし、遅れた部分はなかなか追い付けないと。だからそれは、家庭環境を含めた地域環境もあるかもしれませんが、そういう状況が非常に危惧されます。是非その辺もしっかり御検討いただきたいと要望して、最後のWi-Fi環境のない家庭に対する対応についてに移ります。

一番最初に僕が問題だと思ったのは、これを導入することによってWi-Fi環境、要するに情報技術を受け取りできる環境のない世帯とあるところでは、これは随分違うなど。下手すると、今子どもの貧困化が言われていますが、子どもの貧困化と問題になっている世帯あたりとは、教育格差がかなり出てくるのではないかと非常に心配をいたしました。

そこでまず伺いたいのは、Wi-Fi環境がある家庭とない家庭の差がどのくらいあるのか。そして、Wi-Fi環境がない家庭にはどういう対応をされているのかを伺いたいと思います。

○**教育部長（豊住 章君）** 家庭のインターネットの整備状況は、令和2年5月に一斉調査したところ、全体の約36%が家庭にインターネットがない状況でした。

本年度は、低学年の持ち帰りの可否や情報モラル及び操作方法の習熟度、家庭の個別の事情などを考慮する必要があることから、各学校で調査を行っています。

現状、携帯電話のW i - F i にもタブレットを接続できるため、学校の安心安全メール運用状況から大多数の保護者の方が携帯電話を保有していますので、ほとんどの家庭でW i - F i 環境がある状況と考えています。

しかしながら、諸事情のため、児童生徒用のW i - F i 環境を持ってない家庭の保護者が希望する場合には、通信に係る契約や月額利用料について家庭負担ではありますが、モバイルW i - F i ルーターの貸出しを行っているところです。

通信費の負担の在り方については、今後、活用度が高まるにつれて通信費負担が増大する場合には、家庭学習の教材費の負担の在り方を含めて学校と協議してまいりたいと思っております。

- 12番(五嶋映司君) いわゆる学校メールをいろいろ出される。そうすると届いていない方が少ないということで、どのくらい携帯電話を持っていないというのが分かるとおっしゃったから、そういう意味では正確にどの程度どうなのかというのを調べてほしい。確かに携帯電話を持っていない方はほとんどいない感じがしますから、そういう意味では、そういう方に対してはW i - F i ルーターを無償で貸与して、みんながタブレットを使えるようにしているという意味では、少しは安心しました。是非本当にどの程度、そのメールは届くけどタブレットは使わせないというような状況がある家庭も無きにしもあらずです。この環境の違いによって教育格差が出てくることを非常に危惧していますので、その辺は是非しっかり調べて数字を出していただきたいと思えます。

それと最後になりますけれども、この導入はやはり画期的なものです。いわゆる日本の教育制度そのものが、下手するとシステムそのものが変わってくるのではないかという感じがするものですから、それによって教育格差が生じないようにするという必要性をすごく感じました。そして今おっしゃったように、モバイルW i - F i につなぐための費用はどのくらい掛かるのかを聞きたいと思えますが、もう時間が無いので、是非どのくらい掛かるのかというのをしっかり調べておいていただきたい。そして通信費がどのくらいになるのか。これはたぶん持っている携帯電話によってシステムがいろいろ違いますから、一律に言えないのかもしれませんがそういうのを是非調べて、その費用については検討するとおっしゃったが、教育には無くてはならない機器になってしまいましたので、この費用については是非就学援助などに含めて、そういうものも一緒に就学援助で使えるようなシステムも是非御検討していただくことをお願いして、私の一般質問を終わりたいと思えますが、この問題は安易に考えていくことではなくて、本当にしっかり考えていかないと遅れている子は本当にどうしようもなくなってしまう。しかも、そういう子たちは、学校の授業中にいわゆる依存症を生むような状況をつくり出している、そんな

らないようお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（園田幸雄君） これで、五嶋映司君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時31分

再開 午前10時40分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番、河野正明君の発言を許します。

○14番（河野正明君） 皆さん、こんにちは。会派公明党の河野正明でございます。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして3点について質問をさせていただきます。

まず1点目、地域気象防災支援のための気象庁等との取組についてということで質問をさせていただきます。近年、風水害や地震等の災害が各地で発生をし、政府や地方公共団体による適時的確な防災対応が一層求められております。気象庁では、地域防災支援の取組に力を入れて推進をしております。地域交流人材配置による担当チームを気象台にて編成をいたしまして、担当地域を固定することにより各市町村固有の課題への対応を含め、市町村に寄り添い、担当者同士の緊密な連携関係を構築するとされています。具体的な取組として、平常時には気象防災ワークショップ等の開催や防災気象情報の地域ごとの活用についての共有などが行われ、災害時には早い段階からの記者会見などを実施し、住民に見通しを使えるとともに、ホットラインによる首長への助言なども行うとされております。

そこで、我が市と地元気象台との連携状況についてお伺いをいたします。

○総務部長（天川竜治君） 熊本気象台からの取組といたしまして、県内の地域ごとに担当チーム「あなたの町の予報官」が設置され、平時から顔の見える関係を構築し、地域防災力の向上に直結する取組を推進されております。

宇城市においても、気象庁、気象台との連携で、気象・気候等における日頃からの解説や特性・災害リスクの共有、地域防災計画等の助言など、様々な情報を的確に市民に伝える対応を行っております。先月の8月11日から続いた大雨の中でも、三角地区や松合地区に避難指示を出した際も、今、河野議員から御指摘のホットラインによって熊本気象台と結び、早い段階で避難指示を発令することができました。

今後も気象庁、気象台とは積極的に連携してまいります。

○14番（河野正明君） 宇城市においても、気象庁、気象台との連携はしっかりやっ
ていらっしゃるということで理解をいたしました。様々な情報を的確に早く市民に

伝える対応を行っていらっしゃるということ、また、先月の8月11日から続いた大雨の中でも、三角地区または松合地区に避難指示を発令された際も、熊本气象台としっかりと連携を経て、そういった情報を市民に流されたということで、早い段階で避難指示を発令することができたということでもあります。高く評価をいたします。今後とも気象庁、气象台と積極的に連携をしていただいて、どうかしっかりと、また市民の安全安心のために頑張ってくださいと思います。

それでは、次の質問に移ります。防災気象情報の受け手であります市町村にも、気象災害情報の専門家を育成していくことが大切であると思います。内閣府消防庁等においては、地方公共団体の防災業務を担当する職員を対象とした研修や訓練を定期的実施しておられます。これらの研修等において最新の気象行政の動向や防災気象情報の実戦的な利活用方法等についても、情報の提供をしているということでもあります。このような研修や訓練について、宇城市の参加状況を伺いたいと思います。

○総務部長（天川竜治君） 先ほど申し述べたとおり、熊本气象台には、日頃から地域防災会議などに参加していただいております。しかし、現在コロナ禍で対面会議ができない現状です。そこで、WEBによる会議や研修内容で、解説等による助言をいただいております。実際に8月の台風や大雨に関する解説も、WEBによる顔の見える関係で説明をいただき、コロナ禍でも実践しているところでございます。

また、県主催による昨年の7月豪雨を想定した豪雨訓練でも、气象台も含めた各自治体職員で訓練を行っております。

今後も県・气象台とは研修や訓練を通して、防災対応など連携して取り組んでまいりたいと思っております。

○14番（河野正明君） 日頃から宇城市においては、熊本气象台から参加をしていただいているということで、現状ではコロナ禍において会議とか研修ができないといった状況であるということを確認いたしておりますが、その中でもWEBによる会議または研修内容といった解説等による助言をいただいております。8月の台風や大雨に関する解説も、WEBによって顔の見える関係で説明をいただいたということで、コロナ禍でも実践をしておられるということで、本当に評価をいたします。訓練においては、県主催ではありますけれども、昨年の7月豪雨を想定した豪雨訓練も行っているというのと、またその中には气象台も含めた、そしてまた各自治体職員で訓練を行われたということで理解をいたしました。今後も气象台との連携をやっていただいて、しっかりと市民の安全安心のために取り組んでいただきたいと思います。次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、災害時における聴覚障がい者への情報伝達についてということで質

問をさせていただきます。地震発生時や近年急増しておりますゲリラ豪雨など大雨による被害、また台風情報等とテレビやラジオからの気象、防災情報をはじめ、いざというときの避難情報は命に関わるとても重要なものですが、聴覚に障がいのある方々にとっては、画面に表示される文字や記号による情報に頼らざるを得ません。そこで、災害時における聴覚障がい者への情報伝達について、本市の現状と課題についてお伺いをいたします。

○総務部長（天川竜治君） 災害時における聴覚障がい者への情報伝達の現状は、防災無線での放送内容を宇城市情報メールやLINEなど、SNSによる情報発信を行っております。また、熊本県情報共有システムとの連携により、携帯電話へのエリアメール緊急速報、Yahooアプリから発信される防災情報、各テレビ局の画面に流れて表示されるテロップ情報など、様々な形で情報発信を行い、いち早く市民へ情報が伝わるよう取り組んでおります。

今後、1人でも多くの方に宇城市情報メール等の登録をしていただき、積極的に活用していただけるよう周知啓発を図ってまいります。

○14番（河野正明君） 災害時における聴覚障がい者への情報伝達の現状は、防災無線での放送内容を宇城市情報メールまたLINEなどで、SNSによる情報発信を行っておられるということで理解をいたしました。聴覚障がい者の方は、防災無線がせっかくありますけれども本当に聞こえない。また、停電等によってテレビが映らない場合は、その気象情報のテロップあたりを見て情報の収集をされるわけですが、それも見えないということ。もう音しかないわけですよね。ですから今言われたとおり、私は本当にメールやLINE、SNSによる情報発信というのが、もう聴覚障がい者の方にとっては命の綱であるということでございます。大変重要なことであると思います。

そこで、再質問になりますけれども、聴覚障がい者の手帳取得者数は現在何人おられるか。また、聴覚障がい者への情報伝達はどのように行っておられるのかということで、また聴覚障がい者の課題はどこにあるのか。またその課題に対して、行政はどのような対応をしておられるのかお伺いをいたしたいと思っております。

○健康福祉部長（岩井 智君） 本市で聴覚障がいによる身体障害者手帳を取得されている方は、8月18日時点で454人です。

聴覚障がい者への情報伝達については、防災行政無線などの音声による情報が伝わりづらいことから、市のホームページ、メール、LINEまたは熊本県ろう者福祉協議会や手話サークルの会員の方によるメール、LINE、FAXなどが主な情報伝達手段となっております。

また、災害が発生した際に、自力で避難することが困難な聴覚障がい者の方につ

いては、各行政区長及び民生委員などによる災害情報の伝達や移動等の支援が行われているところでもあります。

なお、災害時の避難に配慮を要する方については、事前に行政区長及び民生委員などからの情報を通して避難行動要支援者名簿に登録されており、8月末時点での登録状況は6,285人です。そのうち聴覚障がい者の方の登録者数は75人という現状です。

現時点において、聴覚障がい者の方の宇城市情報メールやLINE等への登録件数は把握できておりませんが、一部の聴覚障がい者の方から、宇城市のLINEに登録してすごく便利になったとか、助かっているなどという意見をいただいております。

聴覚障がい者の方にとって、メールやLINE等の活用は緊急時に必要不可欠な情報収集の手段であり、災害から自身の身を守る重要な通信ツールであります。今後は、本庁及び各支所窓口等においてメールやLINEのQRコードを設置し、一人でも多くの方に登録していただき、災害時の情報収集ツールとして活用していただけるよう、周知啓発を行ってまいります。

- 14番（河野正明君） 聴覚障がい者の手帳取得数ということで、8月18日時点で454の方が取得をされているということで理解できました。伝達方法については、防災行政無線等の音声による情報が伝わらないということで、市のホームページであったり、メール、LINE、そしてまた熊本県ろう者福祉協議会や手話サークルの会員の方などによるメール、LINE、FAXなどが、主な情報伝達手段となっているということで理解ができました。また、このもう一つの避難行動要支援者名簿に登録されておられる登録者数が、8月末時点で6,285人おられると、そのうち聴覚障がい者の方の登録者数が75人となっている。身体障害者手帳を取得されている方が454人おられて、避難行動要支援者名簿には75人と少ないですね。こういったところも今後の検討も課題になろうかと思っておりますので、しっかり取り組んでいただきたいということと、また現時点では、メールまたLINE等への聴覚障がい者の方の登録件数でありますけれども、今の時点では把握できていないということですね。この点もししっかりと今後把握をしていただけるようお願いをしたいと思います。また、聴覚障がい者の方にとっては、メールやLINE等の活用は本当に緊急時に最も欠かせない情報収集の手段であります。災害から命を守る非常に重要な通信ツールでありますので、どうか今後一人でも多くの方に登録していただき、災害時の有用手段としてしっかりと活用していただきますよう、周知の啓発というのもしっかりと図っていただきますよう強く要望いたします。次の質問に移りたいと思います。

最後になります。3番目の企業版ふるさと納税についてということで質問をさせていただきます。地域活性化に貢献した企業の税負担を軽くする企業版ふるさと納税の制度を使って、企業から寄附を集めようという自治体が増えています。寄附集めには国の認定が必要で、認定自治体の数は現時点で約1,194、実際に約1年間で2.8倍に急増をいたしました。昨年の春から税の軽減割合を引き上げ、手続きも大幅に簡素化して効果が出ているということで、本市としても厳しい財政運営の一助にと大いに期待をしていいのではないかと思います。

そこで、企業版ふるさと納税を活用した事業展開に向けての地域再生計画と推進状況についてお伺いをいたします。

○企画部長（西岡澄浩君） 企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に法人関係税から税額控除する仕組みです。

本制度は、令和2年度より、地方創生の更なる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から大幅に見直されました。これにより企業の損金算入による軽減効果、寄附額の約3割と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減され、実質的な企業の負担が約1割まで圧縮されるなど、より魅力的な仕組みとなりました。

また、企業にとってはSDGsの達成など社会貢献につながり、地域資源などを活かした新事業の展開ができるなどのメリットがあり、地方公共団体にとっては、地方創生事業の充実・強化などのメリットがあるなど、WIN-WINの関係が成立します。

本制度が拡充されたことを踏まえ、UKINISUMを基本理念として掲げている第2期宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略を踏襲した地域再生計画の申請が可能となったことから、本市では令和2年度に国に対して申請を行い、認定を受けました。実施期間は令和7年3月31日までとなっています。

これまでに、市の魅力を発信する事業や交流人口の拡大につながる取組に対して、2つの企業から寄附の申出があつているところです。第2期総合戦略の基本理念でもあるUKINISUMを踏まえ、誰もが魅力を感じるまちづくりの実現につながるよう有効に活用していきたいと考えています。

今後もプロジェクトの立案・磨き上げを行い、市の地方創生に資する取組ができるよう、積極的に推進していきたいと考えています。

○14番（河野正明君） 本市では、令和2年度に国に対して申請を行っておられます。そして認定を受けられました。これまでに、市の魅力を発信する事業であつたり交流人口の拡大につながる取組に対して、2つの企業から寄附の申出があつていると

いうことで、本当に評価をいたします。これは、答弁でもありましたとおり、企業にとってはSDGsの達成また社会貢献につながるということ。また地域資源などを活かした新事業の展開ができるといったメリットがあるということと、本市においては、地方創生事業の充実・強化等のメリットがあります。といったことで、本当にこの制度はお互いにメリットがありますので、大いに推進をしていただきたいと強く要望をいたしたいと思います。また、私が調べましたところ、これは企業版ふるさと納税の活用事例ということで1つ紹介をさせていただきますと、これは山形県南陽市の活用事例でございますが、コロナ禍で生活に影響を受けている同市出身の学生を支援しようと、企業版ふるさと納税を活用した食の支援事業を始められた。食は南陽産の米、南陽グルメセット、そして南陽スイーツセットのいずれかを学生に送ると。南陽市の公式LINEで7月末までに申込みとなっているそうです。南陽市では故郷南陽も食を送ることで、若い世代との新たなつながりをつくり、将来Uターンなどで人口を拡大する狙いがあるとしております。山形県内の5つの企業から各社10万円の寄附を受けて、南陽市出身で県外に居住しながら大学、専門学校などに在学をしている学生に食の支援を実施するというので、南陽市に住所がある保護者がいることが条件であるということでございますので、どうか市の貴重な財源となりますので、今後本制度の積極的な活用と企業の推進というのを期待いたしまして、時間はまだ余っておりますけれども、これで私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（園田幸雄君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番、高橋佳大君の発言を許します。

○6番（高橋佳大君） 皆さん、こんにちは。6番、高橋佳大です。議長のお許しを受けたので、大きく4つの質問をいたします。時間が30分ということで早速質問に入らせていただきます。

まず1番目の孤立・孤独についてです。このコロナ禍によって長引く自粛や交流を制限される中、ストレスや引きこもりなどの精神的な不安の解消などへの市民への対応や、学校生活における児童生徒は日頃の観察が必要であると思うが、学校での取組はどのようにされているのか。また、自ら訴えられない内向的な子どもへの

対応はどのようにされているのかお伺いします。

○健康福祉部長（岩井 智君） 市民、特に高齢者への相談対応について、まずは健康福祉部の方からお答えします。

令和2年2月21日に、熊本県内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認され、約1年7か月が経過し、市民、特に高齢者への支援が一時的・中期的に途絶える状況の中において、地域交流の場であるサロンや百歳体操などの活動制限がなされました。

これに伴い、高齢者のフレイルや認知機能の低下等を回避するため、またストレスによる精神的な不安を解消するための相談窓口として、総合相談センター、地域包括支援センター、民生委員等の地域での見守り、ケアマネージャーによる支援対応を行っております。

具体的には、1点目の総合相談センターは、宇城市社会福協議会内に令和2年4月から、生活困窮者等への生活支援を含めた総合的なワンストップ相談窓口として開設しております。

2点目の宇城市地域包括支援センターでは、介護保険法に基づく中核機関として、高齢者等の相談に対応できるよう24時間365日の相談窓口を設置し、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの利用につなげる等の支援を行っております。

また、3点目は地域支援として、民生委員児童委員の皆様方の御協力の下、避難行動要支援者名簿等による見守り支援や地域消防団等による見守りボランティアを通して、地域の互助力を活用した相談体制を整えています。

さらに、4点目の介護保険制度による要介護・要支援認定者については、それぞれケアマネージャーが相談窓口として、ケアマネジメントによる医療・介護・福祉サービスの支援がなされています。

一方、国においても新型コロナウイルス感染症の拡大により、高齢者等の孤立はさらに進むものと懸念しており、本年2月に内閣府内に孤独・孤立対策担当室が設置され、深刻化する社会的な孤独・孤立問題について総合的な対策を推進する体制が整備されております。

本市としても高齢者の孤独・孤立対策として、コロナ禍の状況を鑑み、関係団体等と連携を取りながら、現状の4点方向の支援体制をさらに充実させるよう対応してまいります。

○教育部長（豊住 章君） 学校における児童生徒への対応についてお答えいたします。

昨年度から続くコロナ禍の状況の中、児童生徒は制限された中で家庭や学校での生活が長く続いています。制限を長期間受けることで、ストレスを多く抱えている

児童生徒の増加が心配されています。

そのような児童生徒への相談窓口として、県と市が一体となって相談窓口を設置し、児童生徒が常時活用できるように整備しています。相談に関しては能動的なもの、受動的なものがありますが、自ら積極的に相談できない児童生徒のことを配慮する必要があります。

各学校におきましては、1つ目にアンケートの実施、2つ目にそのアンケートを基にした担任との面談、3つ目に必要に応じて養護教諭との面談、4つ目にさらに必要に応じて保護者の了解を得た上でのスクールカウンセラーによるカウンセリングなどを実施しています。

このような体制を整えていますが、一番大切なのは日々関わる学校職員が、児童生徒のわずかな変化に気づくことです。そして、児童生徒とのコミュニケーションから、不安やストレスを少しずつ取り除くことだと考えています。

学校では、朝の正門に校長等が立ち、児童生徒と挨拶を交わす中で、児童生徒の表情やしぐさの変化に気づき、担任や養護教諭等と情報を共有して早期の対応に当たっている例もあります。このように、全ての教職員が全ての子どもたちを見守っていくことが大切です。

日常の活動として一番大切なものが、担任やほかの教職員による観察や声掛けです。また、コロナ禍における工夫した教育活動の実施や、日々の児童生徒同士の感染防止を意識した中での交流は、ストレス解消を施す最たるものであります。感染予防は必須条件ですが、教育活動を止めないことも重要だと考えます。

自ら訴えられない児童生徒への効果的な取組としては、担任の観察、生活ノートのやり取り、アンケート、教育相談の実施等で対応しています。

なお、学校で実施しているアンケートは、熊本地震及び新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の心のケアに関する調査、心と体の振り返りシートを6月と10月の2回、また、いじめ早期発見等を目的とした心のアンケートを11月から12月にかけて1回の年間で3回ほど実施しております。

- 6番（高橋佳大君） 答弁の中で、ストレスによる精神的な不安を解消するための相談窓口として4点あり、1点目は、昨年4月から社会福祉協議会内に総合的なワンストップ窓口総合相談センター。2点目に、高齢者等の相談に対応できるよう24時間365日の相談窓口で、心身の状況や生活の実態、医療などの窓口、宇城市地域包括支援センター。3点目の民生委員児童委員の協力の下、避難行動要支援者名簿による地域消防団等の見守りボランティア。4点目は、要介護・要支援認定者には、ケアマネージャーなどの要望に応じて適材適所の配置の体制で、4つの充実した相談窓口を開設されています。これにもう一つ加えるならば、今までの行政は、困っ

たときには市民に来てくださいというような受け身の姿勢だったと思いますが、これからは地域の実情に詳しい民生委員たちと協力をされて、気がかりになるような住民の方がいれば、行政側からも先に手を伸ばす方法も考えていかれて、早期発見、早期対応が大事ではないでしょうか。

また、学校生活における相談窓口は、県と市が一体となって設置され、児童生徒が常時に活用できるよう整備されているようです。相談には能動的なものと受動的なものがあり、積極的に相談できない子どもたちへの配慮をする必要もあるとして、アンケートの実施、そのアンケートを基にした教育相談・担任との面談、必要に応じて養護教諭との面談、さらに必要に応じて保護者の了解を得た上でのスクールカウンセラーによるカウンセリングの4段階に分けての実施とあります。

私が前に聞いた話では、アンケートは年に2回ぐらいと聞いておりました。そして今コロナ禍の最中でございます。新しい生活様式の中で、今までにない不自由な生活と若年層へのコロナ感染が広まっており、子どもたちも見えない恐怖の中で、不安も一層高まっていると思います。アンケートも、孤立させない自分をさらけ出す1つの手段であると思います。せめて2か月か3か月に1回ぐらいの実施はいかがかと思います。心のケアをよろしくお願いいたします。そしてコロナ禍などによるいじめや差別は、絶対無きように指導を徹底していただきたいと思います。また、自分から訴えられないような児童生徒には、効果的な取組として担任の観察、生活ノートのやり取り、アンケート、教育相談の実施とあります。この点が最も重要なところで、内向的な性格の人はいろいろな問題、出来事を自分一人で抱え込み、発散できずにストレスをため込む児童生徒には、日頃の観察によって気配り目配りをしてもらい、SOSに早めに気づくことが問題解決につながると思います。コロナ禍における孤独・孤立の現状は、全国でも数多くの問題を醸し出しています。本市も例外ではないかもしれません。2日前の熊日の新聞でも、「不安、孤独なりやまず」といった見出しがありました。外出・交流の制限で人と会うことが難しくなり、家庭内のストレスの増加、困窮する子育て世帯、コロナうつ、オンライン授業による新入生に友だちができないと様々な弊害が生じています。多くの人が孤独や孤立を身近に感じているかもしれません。市民、教育の現場でもいつまで続くか分からない、このコロナ禍の状況を鑑みながら、更なる支援体制の強化、窓口の充実をお願いいたします。

次の質問に入ります。2番目のコロナ禍についてです。昨年1月から突然世界中にウイルスの感染が広まり、現在にわたっていまだに猛威を振るっております。そのために、国・県・市も社会全体で疲弊している現状に、昨年から数々の支援策を打ち出されました。そして現在至っております。本市も令和2年度は、独自の景気

浮揚対策として100%のプレミアム付商品券をはじめ、数々の救援策を講じられてきましたが、企業などの解雇、一時的な雇止めの経済的に苦しい中で生活をしていかなければなりません。特に緊急事態宣言の中で、行政の要請でやむなく時短営業をされている飲食業やそれに付随する事業者の方々は、断腸の思いでの日常生活を送っておられることだと思います。ある知事が、これはまさに災害であると言っておられました。災害にはそれなりの税金を投入する必要があると思います。

そこで、経済的に厳しい状況にある業種などに対して、令和3年度の支援策はあるのかお尋ねします。

○経済部長（黒崎達也君） まず、経済的に厳しい状況にある職種について、市が実施した事業結果を基にお答えいたします。

昨年度に実施した事業実績としまして、経済部におけるコロナに負けない100%プレミアム付商品券第1弾と第2弾及び健康福祉部における宇城市子育て応援商品券の大きな実績を見ますと、換金総額は22億5,355万7,000円です。

商品券が使用できる登録事業所は全体で599件ございました。そのうち実際に市民が利用した事業所は421件です。

また、業種別の上位を申し上げますと、小売業が19億4,309万8,000円で86.22%、飲食業が7,249万6,000円で3.22%、サービス業が4,281万6,000円で1.9%などとなっています。

1枚1,000円の商品券であり、小分けして使えるという特性から圧倒的に多くの小売業で使われたことが分かります。

また、先に述べました市民から利用された421事業所のうち、1事業所当たりの最大換金額は1億8,272万5,000円で、最小換金額は4,000円です。各事業所での利用数にも大きな差があることが分かります。なお、利用されなかった事業所は178件あるということです。これは実に全体の30%にあたります。

さらに、市が期待した飲食業での使用率は3%弱であり、厳しい状況にあることもうかがい知れます。

この結果は、市民が選択したものであり、これからも類似した経済の流れになるものと推測できます。

このことから、市としましては、経済的に厳しい状況にある職種は、商品券の恩恵を余り受けていない事業所や、新型コロナウイルス感染症の拡大により、早くから時短要請などの営業制限があった飲食店、また、飲食店に付随する各種の事業所であると判断しております。

具体策は現時点ではまだ申し上げられませんが、長期化する新型コロナウイルスの蔓延により、経済的に厳しい状況にある職種を支援するためには、国や県の交付

金など財源の確保も図りつつ、市民である消費者側の心理と経営者である事業者側の要望をマッチさせた施策を、いかにタイミングよく実施するか、しっかりと見極めつつ準備を進めてまいりたいと考えております。

- 6番（高橋佳大君） 昨年度の100%プレミアム付商品券第1弾と第2弾で、換金総額が22億5,355万7,000円とあり、約9割の使用率が小売業で、市の事業所にはかなりの経済効果をもたらした感じがいたします。しかし、その陰で市が期待した飲食業で使用されたのはわずか3%弱で、余り恩恵を受けていないことも察しできます。しかし、これはこれで市民が選択したことです。肝心なことは今後の取組だと思えます。答弁に、具体策はまだ申し上げられませんが、消費者側の心理と経営者である事業者との要望をマッチさせ、タイミングよくしっかりと見極め施策を実施する準備を進めていくという前向きな答弁で感謝申し上げます。もし次回本市の支援策が実施されれば、反省を踏まえて恩恵の少なかった業種やそれに付随する業者などに重点を置かれ、一時的な一過性に終わるような景気対策ではなく、なるべく持続的に応援できるような取組をお願いします。

次の質問に入ります。3番目の少子化対策です。県下2市15町村で実施されている結婚新生活支援事業は、少子化対策、子育て支援、定住・移住の促進などの要素を併せ持った事業である認識しております。この事業の概要と、今後本市でも検討される余地はあるのかお尋ねします。

- 健康福祉部長（岩井 智君） 結婚新生活支援事業は、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る家賃や引っ越し費用等を地方公共団体が支援する場合、その費用に対し国が補助する事業です。対象は、夫婦共に39歳以下かつ世帯所得が400万円未満で、1世帯当たりの支給上限額は30万円となっております。

この事業は、都道府県が主導して取り組む場合は、要件により補助率や補助上限額が上乘せされ、令和3年度は、熊本県でもこの取組が実施される予定です。県内においては、2市15町村が地域振興や定住促進等を目的に実施を予定されており、本市の本年度の実施予定はございませんが、高橋議員の御提案を受け、来年度以降国へ申請いたします。

また、少子化対策は、関連分野において多面的かつ継続して取り組む必要があると認識しております。少子化対策の中の1つである子育て支援施策については、現在実施している不妊治療費助成、子ども医療費助成、保育園や認定こども園などでの副食費助成やひとり親支援等を継続的に実施し、関係部署と連携を取りながら、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに今後努めてまいります。

- 6番（高橋佳大君） 新生活のスタートアップに係る家賃や引っ越し費用等を地方公共団体が支援する場合、その費用に対し国が補助する事業とあり、対象は、夫婦共

に39歳以下かつ世帯所得が400万円未満で、支給額の上限は30万円とあります。しかし、これに都道府県が主導して取り組む場合は、要件により補助率や補助額が上乘せされて、かなりの有利な額になると聞いております。令和3年度からは、熊本県でもこの取組が実施される予定となっており、本市でも本年度の実施予定はないけれども、来年度以降は国への申請を行うとあり、ありがとうございます。またこの事業は、ほかの15町村の現状から見て、過疎対策事業として取り組んでおられるようにも見受けられます。本市にも2町の過疎地域があり、その地域から人を流出させない、地域の活性化のために現状維持の人口振興策として取り組んでほしいと思います。

次の質問に入ります。4番目の公費負担選挙についてです。公費負担制度は、お金のかからない選挙を実現するとともに、立候補者の機会や候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、一定の範囲で国や地方公共団体が立候補者に選挙の一部を負担する制度とあります。先の定例会の一般質問で、公費負担について質問されましたが、自動車やポスター代を公費負担した場合、前回の予算の約2倍の額の予算が必要になってくるとあります。

そこで、一度に全額負担が財政上厳しいなら、部分的な公費負担の考えはないのかお尋ねいたします。

○総務部長（天川竜治君） 令和3年第1回宇城市議会定例会一般質問の際に答弁しましたとおり、公職選挙法では、お金のかからない選挙の実現、立候補者の機会均等や候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として、選挙公営制度が設けられています。

本市では、合併前の宇城西部五町合併協議会における選挙の取扱いの協議事項調整内容を見てみますと、新市議会議員及び新市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する取扱いについて、新市議会議員及び新市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例については当面制定しない。その具体的内容は、財政面での負担が大きいことや、税金を選挙運動へ支出することの住民感情から制定している市が少ないとあります。

今回、市長選挙及び市議会議員選挙において、公費負担対象となります自動車・ビラ作成・ポスター作成を基準限度額で試算しますと次のとおりとなります。

まず、市長選挙において、自動車7日間・ビラ16,000枚・ポスター241か所を公費負担した場合、立候補者一人当たり100万8,834円となり、仮に2人の立候補者で200万円強の負担となります。

一方、市議会議員選挙において、自動車7日間・ビラ4,000枚・ポスター241か所を公費負担した場合、立候補者一人当たり91万8,714円となり、現

在の定数22人に対し仮に27人の立候補者で2,480万円強ということになります。

この公費負担額は、前回の市議会議員選挙で支出した総費用と同額程度となり、公費負担制度を施行することで、これまでの2倍の額の予算が必要となることとなります。

なお、公費負担の対象となる得票数は、市長選挙においては、候補者の得票数が有効得票の総数の10分の1以上、市議会議員選挙においては議員定数をもって有効得票の総数を除して得た数の10分の1以上であり、届出のあったもので上限金額以内についての費用が負担されます。前回の市議会議員選挙を例に例えますと141票以上得票すれば、公費負担の対象となります。

様々な地域課題に対し民主的な合意形成を進めていくために、市議会の役割は大変重要なものであると認識しております。引き続き公費負担につきましては、調査研究してまいります。また、今回質問されております部分的な公費負担についても、併せて調査研究してまいります。

○6番（高橋佳大君） この問題は、平成14年から平成16年に行われた宇城西部五町合併協議会の中で、財政の負担の面から公費負担は当面はしないとあり、その当面とはいつまで続くのでしょうか。公費負担を導入されている県下5市のように、合併当初から決めるまではいかなくても、10年ぐらい経過したら一度議論して見直すなどを文書に明記があれば、この公費負担制度も議論の土俵に上がっていたのかもしれない。本市も合併して約20年、人間に例えるなら成人して一人前の大人です。本市も県南では面積、人口と県北の自治体と対等するぐらいの風格と誇り、プライドの自覚できる宇城市にしていかなければならないと思います。この制度自体が、選挙にはお金がかかるから立候補者が少なく、無投票にならないように、優秀な人材が埋もれないように、議会の活性化と選挙運動の機会均等を図るものであり、お金のかからない選挙の実現に向けて身分や経済的な格差に関係なく、若い方がどんどん政治に参加される環境づくりをするのも、我々議員の務めだと思っております。県内の町村でも、この公費負担制度を導入しているところが多くあります。部分的な負担と思っていましたが、まずは制度を広く市民の方々に周知し、理解してもらい、今後は議会改革特別委員会などで存分な議論をして、条例などの制定に前進したらいいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長（園田幸雄君） これで、高橋佳大君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番、坂下勲君の発言を許します。

○5番（坂下 勲君） こんにちは。5番、彩里、坂下勲でございます。通告に従い、質問させていただきます。

先月11日から停滞前線の影響により、全国各地で雨が降り続き、人的・物的被害が発生しました。お亡くなりになられた方に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。本市職員におかれても連日の災害警戒、避難所運営など、御労苦に対し感謝と敬意を表したいと思っております。災害時、現在基本的に6か所の防災拠点センターを開設しています。台風の際は旧松合小学校体育館を開設していますが、8月12日の17時00分、三角地区全域、不知火町松合地区に土砂災害のおそれがあるため、警戒レベル4避難指示を発令しました。そのことを受け、三角地区全域、不知火町松合地区におられる方は避難所や安全な親戚、知人宅などに避難してくださいと発令され、三角町では青海小学校体育館が追加されました。しかしながら松合校区には一人暮らしの老人が多く、また不知火防災拠点センターまで行けない人が多くおられます。旧松合小学校体育館は、土石流警戒区域内ですから外されたのだと思います。松合地区の住民からはどこに避難すればよいのか、不知火防災拠点センターまでの移動手段がないので行けないなど、平成11年の高潮災害が脳裏をかすめ、不安の声が挙がりました。気持ちには十分分かります。高潮災害から22年、体験された人の話によると、完全な防災は不可能、自分の命は自分で守る、早めの避難しかないと話しておられます。本市には、高齢者の一人暮らしが多数おられます。三角町郡浦大岳地区では287人、不知火町松合校区は181人、小川町海東地区は154人で、防災拠点センターまでは地理的要因、主要道路の冠水などで容易に避難できない可能性があります。今後、防災拠点センター以外に青海小学校体育館、海東小学校体育館、松合体育館の開設は是非必要かと思いますが、お尋ねします。

○総務部長（天川竜治君） 先月8月上旬の台風時には、6か所の防災拠点センターと旧松合小学校体育館を開設いたしました。旧松合小学校体育館の開設に至った経緯は、平成11年の高潮災害により甚大な被害が起きたことを教訓に、今回の台風最接近で海面の潮位が高く、高潮のおそれがあることから、沿岸部より離れた避難所として開設いたしました。

先月の大雨時に青海小学校体育館を急遽開設したのは、避難指示発令に伴い、国道266号三角分署周辺の道路冠水の懸念から追加で開設いたしました。しかし

ながら、避難指示発令において避難者なしの状況でありました。

今後も防災拠点センターを中心に、市民が安心できる避難場所として災害に対応できる施設を開設していきます。まずは、安全である各防災拠点センターへの避難をしていただくよう徹底周知を図ってまいります。

○5番（坂下 勲君） 三角町郡浦大岳地区、不知火町松合地区、小川町海東地区の高齢者などは、防災拠点センターまで容易に行ける距離ではありません。避難所が増設になると、職員の対応も増えることは心苦しいところもありますが、市民の安心・安全を守るため第一義として、是非とも御理解いただきたいと思えます。すばらしい松合体育館があります。なぜ開設しないのか。雨漏りが原因と聞き及んでおります。避難所に特化した場合、緊急事態を考えると早急な修繕が必要かと思えます。危機管理的に希薄に感じますがどうですか、お尋ねします。

○総務部長（天川竜治君） 松合地区において旧松合小学校体育館を開設しなかった理由として、土石流の危険区域内であり、また松合体育館においては、雨漏りで避難所としての使用が厳しい状況でありましたので、開設を行いませんでした。

○教育部長（豊住 章君） 松合体育館につきましては、体育施設としての統廃合の是非や利用状況等を踏まえながら、改修の是非を含めた対応策を今後検討してまいります。

○5番（坂下 勲君） 現在、社会体育施設として活用されていません。早く改修して利用できるようにしてください。住民は待ち望んでおります。また避難所として開設できるように修理を早急にしてください。平成28年4月の熊本地震では、宇城市全体で避難された方は一時約1万人以上を超えておりました。震災直後の車中泊避難、テント避難、軒先避難など被災者が多数発生しました。また、地域によっては指定緊急避難所以外の避難所として、区の公民館が使用されました。公民館、社会福祉施設などをはじめ、市が把握しているだけで27か所が使用されています。これらの施設は、区及び自主防災組織によって開設、運営されました。今後大規模災害が発生したとき、区及び自主防災組織によって公民館などを開設、運営する必要があります。市職員の負担を少しでも軽減できるよう、自主防災組織による公民館等の開設、運営を私は推進したいと考えておりますが、そうした場合、市としてどのような支援策があると考えているかお尋ねします。

○総務部長（天川竜治君） 公民館などの自主避難所におきましては、自助・公助・共助と叫ばれる中で、最も重要な避難場所として考えております。指定された避難所までは距離がある、また避難所まで行く手段がないなど、ハザードマップ等で安全の確認ができれば、地域の方が歩いてでも避難ができる地区の公民館も最も安全な避難所だと思われれます。

また昨年、自主防災組織へコロナ感染症避難所分散対策として補助金の交付も行っています。

自主防災組織の育成、自主避難所の運営や災害対策におけるアドバイスなど、本年4月に御領5区が実施した活動内容を参考に、組織の活性化へ向けた取組を進めてまいります。

○5番（坂下 勲君） 今後は地区公民館などを開設し、自主運営するためにも自主防災組織連絡会と連携を取り、地域の公民館などを含め指定避難所以外も緊急の避難所として活用し、地域住民の安心安全のために更なる防災体制の強化に努めてください。

本年、第2回定例会の自主防災組織についての一般質問の中で、災害協定により、救助用ボートは被災時企業から補充する形で対応、また、今後消防団とも協議を行い、想定される災害に向けて対応可能な体制づくりを進めていくと、総務部長の答弁がありましたが、現状は消防団と協議されず、まだ配置できてない状況です。

平成11年の不知火町の高潮災害では、小舟・ボート等で消防団及び住民により救助したことがあります。昨年の熊本豪雨災害をはじめボートの必要性が再認識されております。常備消防の各署・各分署に配置されておりますが、消防・警察・自衛隊が現場まで到着できないとき、また到着に時間がかかる場合、地元消防団員の初動動作が必要と思われます。救助隊が災害現場に到着できない場合あるいは時間を要する場合、浸水による歩行困難な道路で安全かつ迅速に避難・救出・救助をどのようにするかお尋ねします。

○総務部長（天川竜治君） 救助用ボートにつきましては、6月議会でも溝見議員の一般質問に答弁してまいりましたとおり、宇城市では河川の氾濫だけではなく、海上での人命救助等にもボートが必要だと認識してまいります。

実際に、8月の大雨時において、三角町中村地区の国道266号、同じく中村地区及び波多地区の市道東港金桁線など、数回にわたり道路冠水が発生し通行規制も行われております。このような実情を踏まえ、消防団とも早期協議を行ってまいります。

また、浸水による安全かつ迅速な避難・救助・救出については、命を守るために必要な人員・資機材の確保も必要となってまいります。想定される災害に向けての体制づくりを考え、まずは、避難場所への早期避難、建物内の垂直避難など命を守る行動に取り組んでいただくよう徹底周知してまいります。

○5番（坂下 勲君） 参考までにですが、歩行可能な水深は一般的には大人の男性70センチ、女性50センチと言われております。救助法の3S、シンプル（簡単な方法）、スピーディ（迅速に）、セーフティ（安全に）を原則とした救助ができる

よう有事に備えて訓練をしてください。

河川の氾濫による市街地の浸水、道路の冠水など、管内には波多・金桁地区をはじめ浸水・冠水箇所が多く、救助用ボートの配置が不可欠と思われますので、早急な配置が必要ではないかと考えます。救助用ボートの配置は是非必要と思いますが、市長、お尋ねします。

○市長（守田憲史君） 先ほど申し上げましたとおり、河川氾濫による浸水、海上での災害は、人命救助の1つとして救助用ボートも必要と考えます。今回の長雨による道路浸水などの災害を踏まえて、坂下議員の要望にお応えし、救助用ボートを配置いたします。

○5番（坂下 勲君） 日本でも世界でも記録的な高温や台風などの巨大化、豪雨、大洪水など気候変動が顕在化し、被害者や死者数も増大しています。今後線状降水帯による大雨が予想されますので、早急に救助用ボートの配置を市長、よろしく願いしておきます。

近年、サラリーマンの増加や過疎化、少子高齢化の進行などにより、消防団員数は全国的に減少傾向にあります。消防団員は、1955年は200万人近くいましたが、平成2年に100万人を割り込みました。若年層を中心に入団数も落ち込んでいます。総務省によりますと、2020年の全国の団員数は過去最少の81万8,000人、少子高齢化で減少傾向は止まらず、地域防災力の低下に危機感を強めています。

地域社会と消防団とのつながりが薄れていることや、普段はサラリーマンとして働く人が増え、消防団活動との両立が難しいのが実情です。団員の減少で運営が厳しい班もあります。消防団活動に参加しやすく、職場の理解や消防団に入団できるよう総合的な取組が喫緊の課題と思いますが、お尋ねします。

○総務部長（天川竜治君） 総務省より消防団員の処遇等に関する検討会の中間報告、最終報告と情報公開もされている中で、消防団員の減少は社会問題にもなっています。宇城市におきましても、団員数が減少傾向となっている状況でもあります。

このような団員減少の対策としまして、処遇改善などの話合いをはじめ、存在意義や役割など十分に理解していただき、新たな団員加入につながるような広報の在り方を含め、見直しを行っていく必要があると考えております。

○5番（坂下 勲君） 自らの地域は自らで守るという郷土愛護の精神の下、住民の安心・安全を守る消防団員は、地域社会に無くてはならない存在です。是非、総合的な団員確保策に取り組んでください。

現在、積載車は117台配備されておりますが、マニュアルミッション車は52台配備されています。若い団員の皆さんは、ほとんどオートマチック限定免許です。

災害現場に運転していけない状況に直面しています。近い将来、限定免許の団員になってしまいます。積載車は簡単に更新できません。市としての対策はどう考えているのか。また、車両の装備の充実が必要ではないかお尋ねします。

○総務部長（天川竜治君） 坂下議員が御質問された積載車の台数のとおり、約半分をマニュアルミッション車が占めていますが、合併後、新しく配備した積載車は、全てオートマチック車となっております。今後の対策として、消防団の班編成等に合わせ、計画的にオートマチック車へ更新してまいります。

また、出動装備におきましては、消防団各班で所持している装備品は、合併前から引き継がれ、明確化されていない状況でございます。現状を把握し、消防団協議を行い、計画的に整備を進めてまいります。

○5番（坂下 勲君） 災害時の出動に支障がないように対策を講じて、装備の充実を図っていただきたいと思います。

災害が多発化・激甚化する中、消防団の役割も多様化しており、一人一人の負担も大きくなっております。団員の労苦に報いるためにも年額報酬及び出動報酬の見直しを含め、消防団員の処遇改善が不可欠と考えられます。5年後、10年後を見据えた対策が必要になってまいります。本市としてどのように考えておられるかお尋ねします。

○市長（守田憲史君） 宇城市にとりまして、消防団員の減少は大変重要な課題であると私も認識しております。先の熊本地震におきましても、消防団員が一丸となって活動していただき、欠かすことのできない組織だと考えております。

宇城市としては、来年度に向けて、消防庁が定めた処遇改善等に適切に取り組んでいき、また、消防団員の確保、団員の士気向上につながるよう努めていきたいと考えます。

○5番（坂下 勲君） 市長は熊本地震を経験されておられますから、今の力強い言葉だと思います。今後とも更なる危機管理体制の構築を図っていただきたいと思います。

最後ですけれども、現在、不知火町ではNPO法人不知火クラブ、松橋町ではNPO法人総合型クラブSCC宇城、小川町では宇城小川クラブの3つのクラブが現在活動しております。多様目、多世代、多志向に対処するために、各種スポーツプログラムを用意し、日常的にスポーツに楽しめる環境をつくることにより、人々の交流を促進し、スポーツ実施率の向上とともにスポーツを通じた地域づくり・健康づくりを図るためにも、三角町・豊野町でのクラブ設立が不可欠と思いますが、本市としてどのように考えておられるかお尋ねします。

○教育部長（豊住 章君） 現在、本市では不知火地区・松橋地区・小川地区において

総合型地域スポーツクラブが設立されており、市体育協会やスポーツ推進委員協議会との連携の下、地域スポーツの中枢を担っていただいているところでございます。

なお、未設立の三角・豊野の両地区におきましても、他の地区と同様にその必要性は十分あるかと思いますが、指導者や会員数の確保・種目の多様化への対応など、設立に伴う諸問題解決へ向けて、今後も研究を重ねたいと考えております。

また、市民の皆様が日常的に気軽にスポーツに親しみ、スポーツを通じた地域づくりや生涯スポーツの推進が図られるよう、今後も支援を行ってまいります。

○5番（坂下 勲君） 是非、三角町、豊野町に設立できるように努めてください。

現在、3つのクラブが地域に密着した活動を行っていますが、会員数が増加しないのが現状で厳しい運営状況でもあります。地域における継続したスポーツ活動、誰もが実践できるスポーツ環境づくり、またライフステージに応じたスポーツ活動の推進を、総合型地域スポーツクラブなどと協働による普及啓発はどのように市として取り組んでいくのかお尋ねします。

○教育部長（豊住 章君） 市民の誰もが気軽にスポーツを楽しむため、各種スポーツ団体との連携・協働により、生涯スポーツの推進及び普及啓発に努めており、例年であれば、校区の運動会をはじめとして、各種スポーツレクリエーションフェアなど様々なイベントを開催し、誰もがスポーツに親しみ、楽しさや感動を分かち合える健康で活力のある生涯スポーツ社会の実現を目指しているところでございます。

しかしながら、昨年度及び本年度においては、コロナ禍の中、多数のイベントが中止となり非常に残念な思いでございます。

今後におきましても、アフターコロナを見据えたスポーツの振興のため、市体育協会・スポーツ推進委員協議会・総合型地域スポーツクラブ等との更なる連携と、誰もが楽しく参加できるスポーツの普及啓発を促進し、ひいては各団体の加入者数が充実したものとなりますよう、市民の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えております。

○5番（坂下 勲君） 地域づくり、健康づくりの普及啓発に努めてください。

学童スポーツが令和元年度17クラブで発足し、現在は1減の16クラブで活動しています。なぜ増加しないのでしょうか。指導者がいないからだと思います。今後、学童スポーツクラブの課題などについて、体育協会、スポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブが協働で支援体制を強化しなければなりません、教育委員会としての施策をお尋ねします。

○教育長（平岡和徳君） 学童スポーツクラブにつきましては、今議員申されたとおり、令和元年度から小学校部活動が社会体育へ移行した際に、運動やスポーツをする児童の減少が危惧される中、設立されたクラブでありまして、児童が通学している学

校で、それまでの部活動と同様に放課後に活動できる環境を整備したものでございます。この件につきまして、坂下議員におかれましては日頃から御意見と御助言をいただき、大変感謝をしているところであります。

今後、スポーツをする児童の減少を食い止めるためには、やはりこの環境面の充実と関わる指導者の養成が必要と考えております。そのためには、地域スポーツの中枢を担っておられる市体育協会やスポーツ推進委員協議会、総合型地域スポーツクラブ、一般のクラブチームなど、各種スポーツ団体が相互に連携を図り、交流を深めていくことができるように、教育委員会としましても国・県・各種目の協会等が開催する研修会や講習会等の一層の充実を図りまして、環境面の充実と指導者養成のための機会提供を積極的に推進し、子どもたちの笑顔が輝く場所づくりとその体制の強化を支援してまいりたいと考えております。

○5番（坂下 勲君） 子どもが運動をしたくても家庭環境で運動ができない、そういう子どもをつくらないためにも、また青少年期のスポーツ活動は体力を向上させるとともに、実践的な思考力や判断力を育み、人間形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたる健全な心と体を培い、豊かな人間性を育む基礎となりますので、是非学童スポーツクラブの育成が不可欠と思います。どうか社会体育環境の充実のためにも努めてください。

最後に、新型コロナウイルスの感染が止まりません。さらに、強力なインド由来のデルタ株の猛威が日本列島を覆っています。救える命が救えなくなる状況になり始めていると指摘され、医療体制の逼迫は深刻になっています。いま一度緊急事態宣言発出時の思い出し、市民一人一人が感染拡大防止策を実施し、大切な人、大切な家族を守る行動を実践することで、一日も早い終息を願い、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（園田幸雄君） これで、坂下勲君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中ではありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後1時29分

第 4 号

9月6日 (月)

令和3年第3回宇城市議会定例会（第4号）

令和3年9月6日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 一般質問 |
| 日程第2 | 報告第16号 | 令和2年度宇城市一般会計継続費精算報告について |
| 日程第3 | 報告第17号 | 令和2年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について |
| 日程第4 | 報告第18号 | 令和2年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告について |
| 日程第5 | 報告第19号 | 令和2年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について |
| 日程第6 | 報告第20号 | 令和2年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について |
| 日程第7 | 議案第57号 | 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第8 | 議案第58号 | 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第59号 | 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第60号 | 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第61号 | 令和3年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第62号 | 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第63号 | 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第64号 | 令和3年度宇城市市民病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第65号 | 宇城市個人情報保護条例及び宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第66号 | 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第67号 | 宇城市税特別措置条例及び宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第68号 | 宇城市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する |

		る条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第69号	宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第70号	宇城市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第71号	工事請負契約の締結について（小川中学校改築工事）
日程第22	議案第72号	宇城市過疎地域持続的発展計画策定について
日程第23	議案第73号	令和2年度宇城市下水道事業会計未処分利益剰余金の処 分について
日程第24	認定第1号	令和2年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第25	認定第2号	令和2年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について
日程第26	認定第3号	令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について
日程第27	認定第4号	令和2年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 について
日程第28	認定第5号	令和2年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
日程第29	認定第6号	令和2年度宇城市水道事業会計決算の認定について
日程第30	認定第7号	令和2年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
日程第31	認定第8号	令和2年度宇城市市民病院事業会計決算の認定について
日程第32		決算審査特別委員会の設置について
日程第33	陳情第1号	「沖縄戦の戦没者の遺骨を含む土砂を埋め立て等に使用 しないことを求める意見書」を国に提出することを求め る請願書
日程第34	請願第2号	新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願
日程第35	発議第3号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充 実を求める意見書の提出について
日程第36		休会の件

2 本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

2番 永木 誠 君

3番 山 森 悦 嗣 君

4番 三角 隆史 君
 6番 高橋 佳大 君
 8番 大村 悟 君
 10番 溝見 友一 君
 12番 五嶋 映司 君
 14番 河野 正明 君
 16番 河野 一郎 君
 18番 入江 学 君
 20番 中山 弘幸 君
 22番 岡本 泰章 君

5番 坂下 勲 君
 7番 高本 敬義 君
 9番 福永 貴充 君
 11番 園田 幸雄 君
 13番 福田 良二 君
 15番 渡邊 裕生 君
 17番 長谷 誠一 君
 19番 豊田 紀代美 君
 21番 石川 洋一 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川 康明 君 書記 桑田 祥一 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田 憲史 君	副市長	浅井 正文 君
教育長	平岡 和徳 君	総務部長	天川 竜治 君
企画部長	西岡 澄浩 君	市民環境部長	杉浦 正秀 君
健康福祉部長	岩井 智 君	経済部長	黒崎 達也 君
土木部長	梅本 正直 君	教育部長	豊住 章 君
総務部次長	元田 智士 君	企画部次長	坂本 優子 君
市民環境部次長	森下 功治 君	健康福祉部次長	植野 修 君
経済部次長	浦田 敬介 君	土木部次長	平木 恵一 君
教育部次長	井住 寿宏 君	三角支所長	梅田 徳久 君
不知火支所長	岩竹 泰治 君	小川支所長	木下 義明 君
豊野支所長	赤星 徹 君	市民病院事務長	坂井 明人 君
上下水道局長	木見田 洋一 君	会計管理者	井澤 ふさ子 君
監査委員事務局長	松川 弘幸 君	農業委員会事務局長	白木 太実男 君
財政課長	米田 年宏 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（園田幸雄君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、4番、三角隆史君の発言を許します。

○4番（三角隆史君） 皆さんおはようございます。4番、会派彩里、三角隆史でございます。緊急事態宣言の中ではありましたが、開催が心配されました東京オリンピック・パラリンピックが無事終了いたしました。たくさんの感動を選手の皆様からいただきました。母国を代表されて力の限りを出し尽くされた選手全員に敬意を表したいと思います。今後、我が国も一旦落ち着きを取り戻し、新型コロナウイルス感染拡大も減少へと転じることになるのかと思っていた矢先、菅総理の退陣表明があり、一気に世の中が再びざわつき始めました。新型コロナウイルスがいまだに猛威を振っている中での総裁選、衆議院選挙に突入するわけではありますが、国民の命を最優先に、自宅療養者で亡くなる方が出ないようにお願いをしたいと思います。熊本においても新規感染者の数がずっと3桁台が続いており、昨日やっと2桁になり減少傾向になっているとはいえ、一体いつ終息へ向かうのか全く出口が見えません。宇城市において65歳以上の約90%の方が2回のワクチン接種を終え、今後冬に向けて感染の度合いが鈍化してくれることを願っております。できるだけ早く接種を希望する宇城市民が接種を終え、感染が抑えられることを望むばかりです。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり大きく3点、経済対策、災害対策、教育行政について質問をさせていただきます。

まずは大きな1点目、経済対策について質問をさせていただきます。先ほども申しましたが、一向に終息の兆しを見せない新型コロナウイルス、ワクチン接種は進んでいるものの、なかなかすぐ終息へと向かっていないのが現実です。また、追い打ちをかけるように8月中旬に立て続けに降り続けた大雨、宇城市の商工業にただでさえコロナの影響で悪影響が各方面に及ぼされているのに、この長雨で更なる悪影響があると推測されますが、報告はありますか。また、この大雨の影響と新型コロナウイルス感染拡大において、打撃を受けた事業者に対する更なる支援策についてお尋ねをいたします。

○経済部長（黒崎達也君） 8月中旬から下旬にかけての大雨により、打撃を受けた企業については確認できておりません。また、どこからも相談はあっておりませんの

で、ないものと考えています。したがってここでは、新型コロナウイルスにより打撃を受けた企業に対する救済策についてお答えします。

高橋議員の一般質問でもお答えしましたとおり、新型コロナウイルスにより打撃を受けた企業といたしましては、昨年実施しましたプレミアム付商品券事業の恩恵を受けにくかった事業所や、飲食店とそれに付随する事業所と御理解いただきたいと思えます。

特に、今年度においては、5月16日から6月14日までの29日間、7月30日から9月12日までの44日間における熊本県蔓延防止等重点措置によりまして、飲食店への営業時間短縮要請がなされており、店内飲食店及び関連事業者は、非常に厳しい状況に置かれています。

これに対して、県では地方創生臨時交付金を活用し、営業時間短縮要請協力金事業を実施しました。本事業に関しましては、市も10分の1の負担をいたします。市としましても、補償期間が過ぎた後の救済策は必要であると認識しています。

現状としましては、新型コロナウイルスの感染症が終息しない状態での飲食店の利用促進策は無理がありますので、タイミングを図りつつ、国県の補助事業や交付金を活用し、飲食店等の利用促進策の実施に向けて尽力したいと考えています。

○4番（三角隆史君） 少ない人数で営業されている飲食店は、時短要請協力金で何とか維持ができると思うのですが、多くの従業員を抱えている事業者は、経営が非常に大変な状況になっているのではないのでしょうか。そういったところに利用促進策ではなく、支援が必要なのではないのでしょうか。また、飲食店を取り巻く納入業者やタクシー、代行業なども打撃を受けております。終わりの見えないこの状況で全国各地で緊急事態宣言、まん延防止が繰り返されている中で、一体事業者の皆さんは、よし、やるぞという気持ちを維持し続けるのにモチベーションを保つのに限界が来ております。このままだと廃業される事業者が今後加速度的に出てくるのが十分に考えられます。こういう状態を市もきっと理解をさせていただいているとは思いますが、市長、何か打つ手はないのでしょうか、見解をお願いいたします。

○市長（守田憲史君） 実は、8月末に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、半年前もこれでしたが、今回事業者支援分としてこの臨時交付金、宇城市は5,400万円をいただける予定でございます。その中にありまして、大きな事業をなさっている会社の社長さん方ともお話をする機会がありまして、その方が40万円いただいたのは大変ありがたかったと。しかしながら守田市長、ゼロが1つ足らなかったとおっしゃいます。400万円もらわないとちょっとなかなか厳しいんだという実情だろうと思えます。確かにそうだろうと思えます。自分も商売をしています、利益が半分減ったのではなくて売上げが半分減ったということは、それ

もう大変なことだろうと思います。しかしながら100万円単位を宇城市が事業主に対して支援するということは、現実的にはもうそんなお金もありませんし、全くありませんし、またその1事業主に100万円、400万円やること自体に市民感情が許すのかという大きな問題もあろうかと思えます。その中で宇城市として、市としての限界はもうそこに歴然として存在するところだろうと思います。その中、この12月に飲食券を配ったらどうだという考えもありました。しかしながら、まだこのコロナが落ち着かない段階で、市民の方々にどんどんお店に行き行って飲んでくださいというわけにもいかず、また飲食店への直接給付も1つとして考えなければなりません、そこにもある程度の限界がある。その中で二者択一とまではいきませんが、市民の方々に飲食券を配る、若しくは直接事業主の飲食店に配る、何とも難しいところの中で、今後、国県の補助事業や交付金を最大限に活用して対応を考えたいと考えております。

○4番（三角隆史君） 今苦境に陥っている事業者は、頑張りたいけれども、お客さんに喜んでいただきたいけれども、それがかなわない状況です。そういった事業者に支援の手を差し伸べ、コロナが終息した暁には宇城市繁栄のために共に努力していく、そういう宇城市になることが今やるべきことだと思います。やまない雨はない、アフターコロナに事業者の皆様が明るい希望を持って仕事ができるよう、今何を成すべきか知恵を出していただくことをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

熊本天草幹線道路のうち宇土三角道路が、令和3年3月にいよいよ新規事業化されることになりました。熊本天草幹線高規格道路整備特別委員会の委員の1人として、また三角町の住人の1人として非常に嬉しく思います。この宇土三角道路がいつ開通するのか、1年どのくらいのペースででき上がっていくのか、インターチェンジはどこにできるのか知りたいことだらけですが、先日の石川議員の答弁からも分かりましたが、まだ始まったばかりなので先の詳しいことは分からないということです、そこで完成後のもたらす効果についてお尋ねをしたいと思います。

○土木部長（梅本正直君） 宇土三角道路は、熊本天草幹線道路のうち宇土市上網田町から宇城市三角町を結ぶ約13.5キロメートル区間で、令和3年3月に新規事業化され、今後、国土交通省九州地方整備局により、走行性・速達性・定時性・安全性に配慮された道路整備が進められます。

宇城市としては、新規道路の供用開始により、3つの効果を期待しております。

1つ目は、防災・救急医療の向上です。これまで災害発生時に、国道266号や国道57号の通行止めを経験しましたが、信頼性の高い高規格道路ができることで、災害時にも安定した輸送や救援が可能になります。また、第三次救急医療施設である済生会熊本病院等へのアクセスも、走行性の良い道路で時間短縮が実現され、救

急搬送患者への負担が大きく軽減されるものと期待します。

2つ目は、地場産業の活性化です。三角町の代表的な特産品である洋ランや柑橘類は、これまで陸送の際に、運搬車の揺れにより品質の低下が問題視されておりましたが、走行性の良い道路で時間短縮が実現され、高品質の特産品提供が可能になり、地元産業の活性化につながるものと期待しております。

3つ目は、生活利便性の向上と観光振興です。熊本市への移動時間が短縮され通勤や通学の環境改善が見込まれます。交通事故発生時には、規制や通行止めにより渋滞に悩まされてきましたが、安定した移動が可能になり、熊本市からは三角・天草方面への移動時間が短縮され、移動時間を計算しやすくなることから、観光産業の活性化に期待しております。

○4番（三角隆史君） 今の答弁の地場産業の活性化と観光振興について、もっと詳しく聞きたいと思いますが、三角町に3つのインターチェンジが開設されると聞いております。それぞれのインターチェンジが重要な役割を担っていると言えます。人口減少が激しく若者の流出が止まらない三角町に、この宇土三角道路は衰退化への歯止めをかける一石を投じてほしいと願っております。宇城市においても、今後宇土三角道路がもたらす効果について分析を始めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○経済部長（黒崎達也君） ただいま土木部長から答弁がありましたとおり、三角地域の利便性はかなり向上するものと思われま。全線完成時における三角地区の経済情勢については、現段階では予測できておりませんが、今後、完成後の人の流れの予測や時代背景、地域ニーズを踏まえ、工事の進捗状況に合わせながら、適宜研究してまいりたいと考えます。

○4番（三角隆史君） 宇土三角道路は、今後の情報提供が非常に重要になってくると思います。インターチェンジの場所など情報が分かり次第速やかに提供していただくようお願いいたしまして、次の大きな2番、災害対策についての質問に移ります。

8月中旬に立て続けに降り続いた大雨で、どこそこの川が氾濫、または氾濫寸前にまでなったことだと思います。三角町においても金桁川が氾濫し、市道東港金桁線と国道266号線が冠水し、一時通行止めになりました。この道路は大雨、満潮が重なると必ずと言っていいほど冠水します。地球温暖化が進むこの御時世においてこれ以上の被害も十分に考えられます。人命に関わることがあったら手遅れであります。どうか早急な対策をお願いしたいところですが、いかがでしょうか。

○土木部長（梅本正直君） 市の管理する金桁川流域にある国道266号と市道東港金桁線は低い土地であることが要因で、満潮時と大雨が重なるときには3時間ほど道路が冠水し、通行ができなくなる状態が年に2、3回発生しております。よって大

雨時は常に注意が必要な状態でございます。

現在の大雨時の対応としましては、市道についてはパトロールや監視カメラで河川の状態を常時確認し、必要な通行規制や市が設置した仮設排水ポンプの稼働などを行っております。国道についても管理者の県へ情報提供を行い、規制の措置などがされている状況です。

また、市の考えるハード整備についてですが、まず国道については、道路の改良による浸水解消の要望を管理者の県へ期成会を通じて毎年度継続して要望しているところです。

県では、以前計画された経緯があると伺っておりますので、県と連携し、再度地元の意向確認やどのような整備が望ましいのか引き続きお願いしてまいります。

市道部分の浸水解消方法についても、総合的に判断し、まずは市道東港金桁線道路のかさ上げを地元と協議をしながら実施していきます。また河川のしゅんせつも検討を行います。

○4番（三角隆史君） 先日アメリカにおいてもハリケーンが上陸し、多数の死者が出ております。もう対岸の火事では済まされません。明日は我が身です。こういった冠水しやすいところの近くに住んでおられる方たちは、大雨や台風が近づいてくることが予想されるとき、夜は不安で不安で、落ち着いて眠ることができないと嘆いておられました。こういった方々の不安を取り除くためにも早急な対策を実施していただき、安心・安全な場所になるようお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

金桁地区の冠水の問題もそうなのですが、私の知る限り三角町において波多川、前越地区、野崎地区、内潟地区の冠水もたびたび見受けられます。こういった箇所に遊水地を設け、一時的にそこに雨をためて、天候に問題がないときや干潮時に流すということではできないのでしょうか。また、雨水の農業利用ということも考えられるのではないのでしょうか。

○土木部長（梅本正直君） 三角議員の御質問のとおり、水害のハード整備である遊水地については有効な手段でございます。雨水は速やかに海へ流せるなら問題はございませんが、水害は雨量と河川の流量、河川の流下能力、潮位の関係でどこかに無理が発生し、河川の溢水や氾濫、決壊、内水氾濫を引き起こします。遊水地の設置により、一度に河川に流れてくる量を調整することができれば、河川に係る負担を軽減することができます。

また、今後国の水害対策の指針として流域治水が打ち出されました。これは従来の河川拡幅が主体の水害対策に加えて、河川の流域全体で貯留し、一度に河川に流れる量を減らす取組です。今年度から宇城管内の中小河川についても、流域治水プ

プロジェクトを県や各関係機関と連携して策定することになりました。

これから各関係機関と連携し、どのような整備が望ましいのか総合的に判断し、治水計画の対策を行ってまいります。

○4番（三角隆史君） 50年に一度とか今までに経験したことがないようなとかいう表現が、テレビ・ラジオ等で最近よく使われます。そういったことが実際起きている状況からすると、早く手を打つに越したことはないと考えます。市民の皆様には被害が及ばないような対策をお願いいたしまして、次の大きな3番、教育行政についての質問に移ります。

不知火小学校が完成し、小川中学校の建設が決まり、学校施設の更新が進んでおります。そこでお尋ねをいたしますが、今後の施設更新の予定についてお伺いします。また、今回の大雨で、三角町において青海小学校体育館が避難所となりましたが、避難された方は誰もいなかったと聞いております。トイレの洋式化と空調設備がなされていないのが利用されなかった理由だと推測されます。できることなら体育館の新設をお願いしたいところですが、市としての計画もありますでしょうか、せめてトイレの洋式化、スポットクーラー導入をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○教育部長（豊住 章君） 施設更新の予定についてお答えします。

宇城市公共施設等総合管理計画では、既存の学校施設は、建築後50年をめぐりに建て替え、中間にあたる25年目で大規模改修を基本的な整備計画としております。また、下位計画にあたります宇城市公共建築物保全計画では、建設された年代や築年数の経過、状況に合わせた保全計画を進めていくところです。

そのような中、現在進めております更新事業としましては、不知火小学校の建替事業、小川中学校の建替事業、小中学校の屋内トイレ改修事業、それと、建て替えの検討に必要な松橋中学校の耐力度調査を実施しています。

今後の計画としましては、宇城市学校施設等長寿命化計画に基づき、計画的な整備を進めていくこととし、トータルコストの縮減と予算の平準化を図りながら、安心で安全な学校施設の整備に努めてまいります。

また、学校体育館は、災害発生時には避難所としての機能を有しておりますが、空調設備がないのが現状であります。学校体育館は断熱性能が確保されておらず、冷暖房効率が悪いことが課題となっているなど、空調設備の設置には多額の費用が掛かるとともに、維持管理経費も増大することから、設置率は全国的に見ても5.3%と低い現状にあります。

現在は、各学校体育館にビッグファン（大型扇風機）等を2台配備しております。今後につきましても、関係部署と協議・連携しながら、スポットファン設置の検討

等、避難所としての環境改善に努めてまいります。

- 4番（三角隆史君） 災害は台風・大雨など、暑い時期に多いのが通例です。空調設備のない体育館では避難所として果たして適しているのか、高齢者の多い地域では熱中症になられるおそれが十分にあります。重篤な状況になることもあり得ますので、避難所として指定する場合は、そういうことも考えて発令していただきたいと考えます。金桁が冠水したら防災拠点センターにも行けません。郡浦、大岳地域の方が安心して避難できる場所の確立をお願いし、次の質問に移ります。

令和元年第4回宇城市議会定例会の一般質問の中で、私は青海小学校の敷地内に青海保育園を建設していただいたら、子どもたちにとってすばらしい保育並びに教育ができ、住民の皆様が寄り添える場所として運動会の場所にもなり得るし、災害時には避難所として郡浦地区、大岳地区の心のよりどころになり得るのではないかと述べさせていただきました。その考えはいまだに一向に変わることはありません。子どもたちにとってより良い環境をつくってあげることが大人の役割であり、保護者、教師の成すべきことではないでしょうか。小学校の在り方、保育園の在り方についていろいろと議論があって然るべきです。必ず耳を傾けなければなりません。ただそれが、子どもたちの目線に立った議論をしていただきたいと痛切に思います。私は、この小学校、保育園が同一敷地内にあることで、地域のコミュニティスペースができ県内外に誇れる場所になり、小規模校ならではの教育環境を構築できると信じています。そこで、教育長はどういうふうにお考えか見解をお伺いいたします。

- 教育長（平岡和徳君） 小規模校における教育環境（幼・保・小学校の連携）についてお答えしたいと思います。

私は、幼児期から児童期にかけての連続的に成長する子どもたちにおきまして、円滑に小学校生活に適応しながら新しい環境になじみ、意欲的に過ごせるようになるための手助けが大人の役割だと考えております。

子どもを長い目で見て教育を共有しながら、連携継続して育てていくことが大切で、そこには子どもたちが越えにくい大きな段差が存在していることも事実です。それは、就学前教育から小学校の入学時に起こる小1プロブレムと言われる現象であったり、小学校から中学校への中1ギャップと言われるものです。

これらを解消する幼・保・小学校の具体的な連携は、近い空間に学びの場が存在するということで、それぞれの教育活動が可視化され、互いにリスペクトされる距離感によって、子どもたちや先生方の信頼感や安心感を創造するといった大きなメリットがあります。小規模校においては特にそれが顕著です。

私は、小規模校と保育園の連携教育につきましては、メリットとデメリットが表裏の関係にはあるものの、私たちが子どもたちファーストを念頭に置きながら、子

どもたちの可能性と地域のコミュニティを中心としたたくさんのメリットを伸ばすことで、デメリットへの対応が可能になりまして、オリジナル性に富んだ特色あるすばらしい学びの場を構築できるものと考えているところです。

○4番（三角隆史君） 青海小学校、青海保育園の子どもたちの数は減ってきておりますが、保育園と小学校が同一敷地内で連携し合い、情報の共有、相互交流を図りながら、保育・教育を進めていくことが、今後のすばらしい郡浦・大岳地区の未来へとつながっていくことだと思います。郡浦インターチェンジもできます。若い方たちが未来に希望を持てる環境ができつつあります。小規模校ならではの教育の充実、地域の振興が結び付くことで、そこに住む方たちの幸福度が増し、また移住・定住者が増えていくことを願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（園田幸雄君） これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

20番、中山弘幸君の発言を許します。

○20番（中山弘幸君） 20番、うき未来21中山でございます。時間が限られておりますので、早速質問に入ります。学校におけるいじめの対策について。1、いじめ事案に対する対応について質問いたします。いじめにつきましては、先の議会でも質問をしましたが、前回聞けなかった点について質問をいたします。教育委員会におかれましては簡潔な答弁をお願いいたします。学校においていじめと思われる事案が発生した場合、まず学校が調査をして、教育委員会に報告が上がるというふうに理解します。これはいわゆる被害者、いわゆる加害者双方に言えることですが、仮にその報告書に疑義がある場合、当事者はどうすればよいのでしょうか。例えば、教育委員会に申立てをすることは可能なのでしょうか、お尋ねをいたします。

○教育部長（豊住 章君） 学校がいじめを確認した場合、毎月報告されるいじめ事案一覧には、被害児童生徒の学年、性別、加害児童生徒の人数、いじめが行われた期間、発見のきっかけやその日、相談状況、いじめの態様、被害児童生徒や加害児童生徒への特別な対応が記載されています。

これらの内容は、学校職員が児童生徒から丁寧に聞き取りを行い、管理職より報告されています。この報告は、事案に対して学校総体として対応され、いじめられた側、いじめた側双方から確実に得た事実ですので、内容に対して疑義があること

はあり得ません。

また、その後のいじめの解消に向けての取組はもちろん、いじめられた側への寄り添いや心のケア、いじめた側への適切な指導を行い、解消を確認した後もいじめが再発しないように3か月の見守りを続けているところです。

2つ目の御質問につきましては、学校からのいじめ事案一覧に対しての申立てはできます。これまでにそういう申立てはありませんが、その場合は話を伺い、内容を検討して判断いたします。

○20番（中山弘幸君） 今のいじめ事案一覧については申立ては可能ということでしたが、学校が調査をして結果的にいじめと認定しなかった事案も、教育委員会には報告が上がってくると思いますけれども、その全てが対象になっていると理解してよろしいですか。

○教育部長（豊住 章君） 先ほどの答弁で申しましたとおり、いじめと認定しなかった事案についての報告は上がってきません。

○20番（中山弘幸君） 今の部長の答弁では、いじめと認定しなかった事案は上がってきませんということですか。それは、たぶん間違いだと私は認識しておりますので、その点はまた後ほど質問いたします。

次に、教育長にお伺いしますが、教育委員会に当事者から、学校から教育委員会に出された報告書について、事実と異なるなどの理由で何らかの意思表示があった場合、教育委員会はどのような対応をされるのかお尋ねいたします。

○教育長（平岡和徳君） ただいま教育部長が申し上げましたとおり、当事者より話を伺い、その場合疑義が出た場合については、対応を判断したいと考えております。

前回の答弁でも申し上げましたが、いじめは、時と場合によって生命、未来を奪う決して許される行為ではありません。これは私自身、教員生活を長くやりながら、徹底してこれまでにやってきた自覚している理念です。このことからいじめが認知された場合は、スピード感をもって対応し、早期の解決を図る必要、これが大変重要であります。

宇城市の学校では、いじめが起こらないように普段の全ての教科の領域を得まして、豊かな心を育む道徳教育の充実、そして児童生徒同士の人間関係づくり、また教師との信頼関係づくりを日々行っているところです。

しかしながら、前回も報告しましたとおり、昨年度は複数のいじめを認知いたしました。認知したいじめに対しては、双方の児童生徒からスピード感をもって丁寧に聞き取りを行い、必要であれば保護者の協力を得ながら学校総体組織で対応し、全てを解消した実際については報告をいたしました。いじめを起ささないのが一番良いのですけれども、いじめを早期に発見し対応していくことも重要であると考え

ております。いずれにしましても、児童生徒の生命や未来、心身の健康または学びの保障を守り抜くために、子どもたち、学校そして保護者、地域、行政、この5者が連携を強化し、協働の質を上げることによって丁寧に対応をしながら、その問題解決に努めていくことが大変重要であるというふうに考えております。

○20番（中山弘幸君） 先ほど教育部長から、内容に疑義があることはあり得ないという答弁がありましたけれども、もしそうであるならば、最近マスコミで頻繁に報道されるような問題は私は起きないと思っています。私は、そのようなときのために、国の法律で本人または保護者からの申立てがあつた場合には、速やかに調査委員会を設置するように定められていると認識をしております。

そこで確認しますが、当事者より話を伺い、内容を検討して対応を判断すると教育長は答弁されましたけれども、それはやはりいじめ事案一覧に限らず、教育委員会に報告に上げられたものについては、私は対処すべきと思います。先ほど教育部長がいじめと認定されなかった場合は、教育委員会に報告は上がらないと言われましたが、たぶんそれは私は間違いだと思って、それなりの学校で調査した結果は、教育委員会に報告は上がっていると私は思っています。ですからそれを含めて、教育委員会に上がった事案につきましては、本人からの申立てがあつた場合は、当事者から話を伺って対応を検討するというふうに理解をしてよろしいですか。

○教育長（平岡和徳君） 先ほど部長が申しました内容につきまして補足になるかもしれませんが、やはり様々な学校への要望ですね、基本的に。そういったものが相談も含めて入ってきます。その内容についての報告の必要性につきましては、それを共有しながら確認します。その共有の内容は、まず子どもたちからしっかり聞き取りを行う。そして関係する部活動であれば顧問、担任であれば担任、養護教諭、そういう学校総体の中で学校長が、管理職がそれをまた判断して教育委員会に上げます。教育委員会としましては、それを宇城教育事務所または県教育委員会、こういったものの必要性を受け止めたとしたときには、協議をした上で対応を速やかに行う。こういった形を取っております。

○20番（中山弘幸君） 私の質問の答弁になっておりませんが、時間がないので、この件は引き続き取り上げますとともに、個別でもいろんなことを議論させていただきたいと思っております。

では、時間がないので、次に移ってまいります。次に、三角駅周辺の環境整備についてお尋ねをいたします。まずは、三角駅裏の公園ですね、東港近隣公園について質問をいたします。現在宇城市には、旧町から受け継がれた公園があり、管理につきましては、それぞれ管理委託契約が結ばれるなどして適切に管理がなされていると思います。東港近隣公園は現在どのような管理になっているのか、また

今後どのような管理をされるのか対応をお尋ねいたします。

○**土木部長（梅本正直君）** 市内には規模の大小はありますが都市公園、条例公園が合計で62か所あり、その管理は行政区に30か所とシルバー人材センターに17か所を管理委託しております。そのほかは直営管理等で15か所を管理しています。

三角駅北側に隣接する東港近隣公園は条例公園で、令和元年度まではシルバー人材センターにトイレ清掃などを委託しておりました。また、地域のボランティアの方々の協力もあり、環境の維持ができていたと聞いております。

現在の管理状況ですが、シルバー人材センターへの清掃委託が人材の不足でできなくなったこと、建物の耐震性や利用状況からトイレを廃止したことなどに伴い、その他の条例公園と同様に、不定期での公園作業員による巡回管理としております。

今後は、東港近隣公園も他の公園で行っているように、地元に着用を持ってもらえるよう地元行政区等へ管理委託をする形で対応できないか検討しております。しかし、関連する行政区等も複数あるようですので、地元と慎重に協議を重ねてまいりたいと考えております。

○**20番（中山弘幸君）** 私は、地区の住民の方から要望を受けまして何度も現地を見ております。現在近隣公園は、公園の裏側に民家と接している部分と民家と接していない部分がございます。現在、民家と接している部分は、住民の方々の善意によりまして定期的に清掃が行われて、かろうじて景観が保たれておりますけれども、一部天草よりの民家と接していない部分に関しましては、現在、かなり草が生い茂っておりますして管理がされておられません。今後も地区の皆様もできる限りのお手伝いをしていただけたらと思いますけれども、近年では高齢化が進みまして、これまでどおりにできるかも分かりません。今後は地区の皆様の御協力をいただきながら、適切に管理ができるような管理体制を整えていただくように指摘をいたしたいと思います。

また、以前地元から、公園の路面が雨が降れば滑りやすく危険で、これまでも何人も転倒をした人がおられると聞いております。改善の要望が上がっていたと思いますけれども、最近土木部でも現地を確認されたら聞いておりますが、この対応についてお尋ねをいたします。

○**土木部長（梅本正直君）** 現地調査を行った際に、利用者、周辺住民の方から同様の情報をいただきました。現地は日当たりが悪く、コケの発生が見られるようですので、高圧洗浄機等を用いて除去ができないか現在検討中です。今後は、転倒事故等が発生しないよう対策を行ってまいりたいと思います。

○**20番（中山弘幸君）** 私も雨が降ったときに確認しておりますけれども、かなり危険な状態にありますので、早急に改善されますように指摘をしておきます。

次に、三角駅周辺の街灯の管理についてお尋ねをいたします。まずは近隣公園内の街灯についてでありますけれども、もう何年も前から雨が降るたびにブレーカーが落ちて真っ暗になり、特に今回は8月の台風以降、約2週間程度消えたままの状態が続きました。この街灯の管理がどうなっているのか、また今後どのように管理をされるのか。

2点目は、駅前商店街から東港2区、3区、4区に設置してある街灯の多くは、消えたままになっております。この管理はどうなっているのか。また今後管理はどうされるのかをお尋ねいたします。

○三角支所長（梅田徳久君） まず、三角駅裏の東港公園についてお答えいたします。焦げ茶色の金属製ポールに魚のモニュメント付きの街灯が約30基ありました。これは宇城市管理のもので、令和元年度に不具合のあった12基の上部灯具を撤去しました。現在は18基が点灯できる状態になっています。ただ御指摘のように、この公園の街灯については、老朽化等から地下埋設配線箇所の雨水によるショートと推測される原因により、梅雨時期など年数回の点灯不良が起こっています。これについては、今後ライフサイクルコスト面も含めた維持管理や補修方法を探っていきたくて考えております。

その他三角駅周辺の街灯についてお答えします。三角駅前通りや市役所三角支所通りに、先ほどと同じモニュメント付きの街灯が約70基あります。この街灯は、電気代、維持管理費など商工会の会員が負担し商工会が運営する約束で、旧三角町が昭和60年頃に宝くじ補助金を活用して設置しているものです。このうち、現在は26基が点灯し、点灯していないものは、会員の廃業やその他の事情で不要と判断され、電気配線を切断されている現状です。また電気料金は、1基当たり月額1,350円程度と聞いております。

この街灯の管理については、これまでも商工会と幾度となく協議し現在に至っております。今後も点灯中のものは引き続き商工会で維持管理をしていただき、点灯していないものは、再点灯させるのか、撤去するのか、防犯灯に切り替えるのか、その場合の費用は誰が負担するのかなど、今後も慎重に議論を重ねながら検討していく必要があると考えています。

○20番（中山弘幸君） まず近隣公園の街灯につきましては、現在対応していただいているようですが、雨が降ればまたブレーカーが落ちることも予想されますので、抜本的な対応をする必要があります。また、商店街の中の街灯につきましては、現在はスポンサーがある街灯だけがついているということで理解します。時代の流れで商店の廃業が進み、致し方ないことも理解できますけれども、だからといってこのままでいいとも思いません。昨日、再度現地を確認してきましたが、東港4区か

ら2区にかけての街灯は、点灯しているのはわずかでありまして、防犯灯がある程度機能しており、暗くて危険なところは少ないと感じました。一番暗いのが、三角駅からオリンピック衣料店前の踏切までで、防犯灯はほとんど設置してなく、かろうじて国道の照明灯で何とか明るさを保っております。それで真っ暗なところもありまして、特に三角駅前周辺ですね、三角の玄関としてまた防犯上も好ましくないと思います。

そこで、全ての街灯を点灯させる必要はありませんが、早急に現地を確認し、危険な箇所につきましては再度スポンサーを募集するなど、防犯灯の設置も含めて早急に対応する必要がありますけれども、いかがですか。

○三角支所長（梅田徳久君） 東港近隣公園の街灯の対応については、先ほど申し上げたとおりに進めてまいりたいと考えております。

三角駅通りの街灯のスポンサー募集については、通りの街灯自体、商工会が管理運営しているところがございます。スポンサー探しは、まずは商工会またはその会員が行うものと考えます。その上でより良い方向へ進むように、市としても引き続き商工会と協議・相談しながら進めてまいりたいと考えております。

○20番（中山弘幸君） 方法はいろいろありますので、とにかく現在危険箇所につきましては早急に対応をお願いしておきます。

次に、3番目の三角町金桁地区の大雨による冠水及び国道の冠水対策についてお尋ねをいたします。まずは、本年8月13日の大雨による金桁地区の国道の冠水状況について、通行止めの時間帯・市道、集落内の道路の冠水状況と住宅被害の状況を簡潔にお願いいたします。

○土木部長（梅本正直君） 先月8月13日の市道東港金桁線及び国道266号の状況については、市道・国道共に路面から30センチ程度の冠水があり、午前10時40分から午後1時40分まで通行止めを行いました。また住宅被害については、倉庫が2軒床下浸水したと把握しております。

その原因としましては、海水面の潮位が河川水位より高く、河川が流れきれないことにより、水路や路面の排水もできなくなる内水氾濫が発生しております。

また道路の路面も一部低い箇所が市道・国道ともにあり、その部分が冠水し一時通行不能となりました。当時の強い雨と満潮時刻が重なり、最も排水が困難なタイミングでございました。

○20番（中山弘幸君） 次に2番目に入りますけれども、平成30年第2回の議会で質問しました時に、答弁の中で金桁川流域浸水対策検討業務委託というのが出ましたけれども、その結果の説明と当時は排水ポンプも検討しているという答弁もいただいております。2番目に、これまでの問題解決に向け、国県とどのような協議が

行われてきたのか。3番目に、具体的かつ現実的な解決策についての試算や地元との協議は成されてきたのかを簡潔に答弁をお願いいたします。

○土木部長（梅本正直君） まず、調査の結果につきましては資料の中で説明しますが、被害の状況でございますが、平成8年6月21日に時間雨量90.5ミリの豪雨により、国道266号金桁地区の市道が冠水による通行止め、床上浸水3件、床下浸水6件が発生しております。原因としましては、河川の流下能力が低く、100年に1回規模の豪雨により、一部の家屋及び国道・市道の地盤高が低い部分が冠水しました。

対策としましては、河川改修、ポンプ設置、遊水池の設置が考えられますので、県事業での要望を検討したところです。以上の事業効果としましては、国道と床上浸水の解消、床下浸水は若干残るという結果でございました。

この事業に係る事業費につきましては、現段階では詳細な事業費を算出までに至っておりません。今後の対策につきまして、河川事業を補助事業で実施できるのかを検討いたしました。市としましては、国道の浸水解消を目的として道路、河川の検討を県へ要望するとしております。

以上が、金桁川流域浸水対策を検討した時点での報告でございます。

また、国県と協議をしたのかという質問でございますが、熊本県とは、国道266号の冠水対策として事業として実施していただけないかとの協議を行っております。

具体的な解決策という点でございますが、まずは市道等がかさ上げ可能な部分のかさ上げを計画しているところでございます。

○20番（中山弘幸君） 今回の質問の要点は、この問題は国道の冠水による通行止めと金桁集落内の道路の冠水による集落の孤立をいかに解決するかにあります。この課題の解決策はいくつかに絞られると考えます。1つ目は排水機場の整備、2つ目は国道のかさ上げ、3つ目は市道東港金桁線を国道のう回路としてかさ上げを含む整備を行う。同時に集落内のかさ上げなどの冠水対策を実施することだと考えます。

先日、石川議員の質問また本日の三角議員の質問、そしてただいまの答弁で市道のかさ上げあるいはしゅんせつという答弁がありましたけれども、これまでにない前向きな答弁だったと評価をします。しかしその方法は、国道のう回路としては機能しますが、残念ながら集落の孤立の解消には至りませんし、また川のしゅんせつの効果も未知数であります。また、単なるかさ上げでは逆に道路がダムの効果になり、集落の冠水が助長されることも考えられます。

そこで、それらを含めた総合的な対策が求められると思いますが、その点を含めて解決策があれば答弁をお願いいたします。

○土木部長（梅本正直君） 集落内の浸水、道路のかさ上げによる新たな浸水箇所の発生等が懸念されます。まず現地を確認して状況を見たいと思っております。

また、先ほど三角議員の質問にもお答えしましたが、国の治水対策の指針として流域治水が打ち出されております。先ほど言いましたとおり、従来の河川拡幅が主体だった水害対策に加えまして、河川の流域全体で貯留し、一度に河川に流れ込む水量を減らす取組でございます。今年度から宇城管内の中小河川についても、流域治水プロジェクトを県や各関係機関と連携して策定することになっておりますので、これらの各関係機関と連携、どのような整備が望ましいのか総合的に判断し、治水計画の対策を行ってまいりたいと思います。

○20番（中山弘幸君） 私は今回の質問にあたりまして、地区の区長また区民の方々から数回にわたり話を聞きました。区民の皆様にとりましては、集落内の道路が冠水し、長時間集落が孤立することが一番の問題だと感じました。これまでも県からも案が提示されたようですが、残念ながら実現をしております。長年にわたりなかなか前に進んでおりませんので、容易なことではないとは思いますが、今後は今答弁にありましたように、地元とも協議をされて市としてベストな方向性を出して、その上で国県と協議をして何とか前に進めていただきたいと思います。今回の質問を終わります。

○議長（園田幸雄君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了しました。これで一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時02分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

日程第2 報告第16号 令和2年度宇城市一般会計継続費精算報告について

○議長（園田幸雄君） 日程第2、報告第16号令和2年度宇城市一般会計継続費精算報告についてを議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第3 報告第17号 令和2年度三角町振興株式会社の経営状況の報告について

○議長（園田幸雄君） 日程第3、報告第17号令和2年度三角町振興株式会社の経営状況の報告についてを議題とします。

通告がありますので、発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 三角町振興株式会社の経営状況報告書によりますと、いわゆる株式会社の体を成していない、いわゆる債務過剰の状態、今後この会社はどうされるのかという質疑だったんですけれども、実は事前に説明いただきまして、また今この資料もお配りいただいているみたいで、今後どういうことが予定になっているのか、何かホームページにも載っているということで私の見落とししかもしれませんけれども、簡単に御説明いただければありがたいです。

○経済部長（黒崎達也君） 説明しましたとおり、経営報告書1ページでは比較貸借対照表に記載されておりますが、当期の純資産が314万79円となっており、単年度で見れば債務超過は解消しているのですけれども、御指摘のとおり以前から債務超過であったために、総務省の方から経営健全化のための方針の策定及び公表を求められておりました。そこで、昨年度第3セクター等経営健全化計画を策定いたしまして、令和3年3月11日に行いました執行部説明会で議員の皆様へは説明をさせていただきまして、3月23日に宇城市ホームページにて公表しているところです。議長の許可をいただき資料を配布させていただきました。第3セクター等経営健全化方針です。その裏面にあります色を付けていると思いますが、3)の財政的なリスクを解消させるまでのスケジュールといたしまして、令和5年3月指定管理期間終了時に三角町振興株式会社を清算し、令和5年4月以降は、宇城市が直営することを視野に進めるというふうに決定しております。これに基づきまして、清算する方向で準備を進めております。

○議長（園田幸雄君） これで、報告第17号の質疑を終結します。

-----○-----

日程第4 報告第18号 令和2年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告について

日程第5 報告第19号 令和2年度有限会社アグリパーク豊野の経営状況の報告について

日程第6 報告第20号 令和2年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告について

○議長（園田幸雄君） 日程第4、報告第18号令和2年度不知火温泉有限会社の経営状況の報告についてから日程第6、報告第20号令和2年度宇城市健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率の報告についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

これで、報告第16号から報告第20号までを終わります。

-----○-----

日程第7 議案第57号 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第4号）

○議長（園田幸雄君） 次に、日程第7、議案第57号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

通告がありますので、発言を許します。

○12番（五嶋映司君） 補正予算書の24ページ、款5農業水産費の農業総務費に、6次産業化市場規模拡大対策整備事業補助金として1億5,600万円ほど計上されています。総務部長の補正予算の説明の中で詳しい説明がありませんでしたので、どういう内容なのかを御説明いただきたいと思います。

○経済部長（黒崎達也君） 当該事業につきましては、議長のお許しを得てお手元に資料を配布しております。株式会社熊本中央食肉センターにおける台湾・シンガポール向け輸出の取組ということで記載されているA4横判になると思います。本事業は輸出拡大を目指す食肉販売業者が、輸出先国が求める商品衛生管理基準に対応するため、と畜解体と内臓処理に係る機械施設を整備する事業です。日本では、食品衛生法が改正され、本年6月から国際的な食品安全規格、通称HACCP（ハサップ）による衛生管理が完全義務化されていますが、諸外国によっては、日本の基準以上を必要とする場合もあり、今回の整備に至ったところです。

事業費の2分の1を国が県を通して補助をしますので、歳入と歳出に同額を計上いたしております。先ほど御質問がありましたとおり、歳出につきましては24ページの上段、歳入につきましては補正予算書10ページの款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金、節1農業費補助金の説明欄にあります6次産業化市場規模拡大対策整備交付金同額の1億5,604万8千円が歳入に記載されておりますので、10分の10の補助金になります。

○12番（五嶋映司君） 内容はよく分かりました。実はこれ、今農水省の農業施策が市町村を通さずに直接業者とやり取りする状況が増えています。そういう意味では、この補助金はいわゆるトンネル補助金と言ったらおかしいんですけども、予算上ただ市の予算を通るだけで、市は事業そのものに関しては関知しないというような状況になっているんだろうと思います。そういう意味では、これはしかも1社の企業だけにこういう補助金が出るわけですけども、個々の農家については、農家が独自に農水省とやり取りをしなければできないような状況ですから、この意味ではこの補助金自体に問題がうんぬんではありませんけれども、是非、建設経済常任委員会の方でも、こういう予算のやり方があるということを議論していただいて、今宇城市の農業予算は、具体的にはどんどん減っていくばかりです。だから、こういう農家が直接農水省とやり取りできるような農家をどう育てるのか。そういうことも含めて、是非委員会で執行部とも議論していただくことをお願いして、私のこの質疑は終わります。

○議長（園田幸雄君） これで、議案第57号の質疑を終結します。

-----○-----

- 日程第8 議案第58号 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第59号 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第60号 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第61号 令和3年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第62号 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第63号 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第64号 令和3年度宇城市民病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第65号 宇城市個人情報保護条例及び宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第66号 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第67号 宇城市税特別措置条例及び宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第68号 宇城市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第69号 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第70号 宇城市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第71号 工事請負契約の締結について（小川中学校改築工事）
- 日程第22 議案第72号 宇城市過疎地域持続的発展計画策定について
- 日程第23 議案第73号 令和2年度宇城市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（園田幸雄君） 日程第8、議案第58号令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）から日程第23、議案第73号令和2年度宇城市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

議案第57号から議案第73号までにつきましては、お手元に配布をしております令和3年第3回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれの常

任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第24 認定第1号 令和2年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（園田幸雄君） 日程第24、認定第1号令和2年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

通告がありますので、発言を許します。

○12番（五嶋映司君） ただいま議題となっております、令和2年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑をいたします。

まず歳入について、2ページです。款2の地方譲与税、項4森林環境譲与税が倍増しております。昨年の決算が544万7千円程度に対して、令和2年度の決算は1,164万円となっているんですけども、この理由とこの森林環境譲与税は令和6年度から本税になって、国税となって徴収をされるわけですけども、その使い道を教えていただきたいと思います。

2番目、款17寄附金、52ページ。予算に対して決算額が金額的に非常に少ない状況、例えば予算額は12億円程度に対して決算額は5億9千万円、半分にも満たないような状況になっていますが、これの説明をいただきたいと思います。

次に歳出について、款5農業産業費の127ページの分については、事前に説明をいただきましたので取り下げます。2番目の款6商工費、項2商工費、目3商工振興費、200ページ。いわゆるプレミアム付商品券の件です。これのある程度の説明は、高橋議員の一般質問の中でどういう使い方かというのは説明いただきましたので、ほぼ理解をいたしました。実際にどういう人たちが買えなかったのか、1割程度買えなかった人たちがおいでになります。そういう人たちがどういう層なのか。もし調査があったり、今後検討したいということがあれば御答弁をいただきたいと思います。

○経済部長（黒崎達也君） まず、認定第1号の歳入の款2地方譲与税、項4森林環境譲与税についてですけども、令和2年度から基金の積立てがありましたので、倍増というのはその期間の対象者の倍増ということです。面積の倍増という期間の倍増になりますが、この使い道なのですが、非常に厳しいところがあります。法律によって定められているものですから、使途としまして市町村におきましては、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用というふうな規定がございます。実際にその中身を我々で調べてみますと、対象につきましては私有林の間伐ということでございまして、個人の財産であるという部分になります。したがって初年度におきましては、調査をしてデータを集めたところではございました。その後はやはり個人個人の希望調査を図らな

ければならない、しかもそれがきちんと私有林で管理されている人、相続登記がきちんとできているかどうかというところまで問題になってきますので、ただ、ここで個別の個人のだけを優先してというのが、まだ今のところは額的にもそんなに多くはありませんので、今後その使い道を検討していきつつ、タイミングを見計らって実施しようと考えているところです。

○企画部長（西岡澄浩君） 歳入の2番目の款17寄附金についてお答えいたします。

ふるさと応援寄附の事業は返礼品や送料、事務委託費等の経費を寄附金で賄い、その残りを基金に積み立てる仕組みとしております。関係予算については寄附金額の見込みを立てた上で歳入予算を計上し、必要な経費を歳出予算で計上しております。令和2年度は4月から9月までの累積寄附金額は、前年度実績と比べて約1.8倍と好調に推移していたことから、12月の補正予算で返礼品等の必要経費を歳出予算に、寄附見込み額を歳入予算で増額補正し、最終的な歳入予算額を12億円としています。しかし、1年間でふるさと応援寄附金の見込みが最も多くなる12月の実績は、予測に反して伸びなかったところがございます。これは令和2年度上半期の増加要因が、新型コロナウイルス感染症の拡大による巣ごもり需要や、令和2年7月熊本豪雨の影響によるものだったことが要因の1つではないかと考えております。委託先から月例報告により、寄附の状況を把握できたのが1月下旬であったため、減額補正の時期を逸し、予算に対して約半分の決算額となった次第であります。

○経済部長（黒崎達也君） それでは、私からプレミアム付商品券の販売実績の方に回答させていただきますが、高橋議員の答弁でお答えさせていただいたとおりでございます。それ以外の今後の購入をされなかった方ということについて、実績を少し述べさせていただきます。

まず、令和2年7月7日から10月31日まで販売をいたしました第1弾のプレミアム付商品券は、対象者が58,573人に対して購入者が53,727人で、購入率は91.726%でございました。4,846人の市民が購入されておられませんでした。そのうち返送されてきたのが106通ございまして、これは宛先不明ということでございます。

次に、令和2年11月11日から令和3年3月26日まで販売いたしました第2弾ですけれども、対象者が58,408人に対し購入者は54,684人で、購入率が93.624%と第1弾より上がりました。3,724人市民が購入されませんでした。そのうち宛先不明で返送されたものが118通ございました。

第1弾第2弾共に、平均で全体の8%未満の方が購入されておられませんが、現段階ではどのような理由で購入されなかったのか把握はできておりません。1件

1件調査することは可能ですが、莫大な時間と労力、人件費が必要となるため現実的ではないと考えています。

そこで、今後はこの実行委員会を通じまして、購入資格のあった市民の方、無作為で1,000人抽出いたします。そしてアンケート調査を行います。その質問項目の中に購入されなかった方については、その理由を書いていただく項目を付けております。それを集計することによりまして、分析は可能かと考えております。

- 12番（五嶋映司君） ほぼ理解いたしましたけれども、森林環境税については、いわゆる森林に価値がなくなって、相続ができていなくて、誰の持ち物か分からなくて荒れてしまったやつをどうしようかというような目的で、この税金ができたというような記憶もあります。それと同時にSDGsに関してですが、やはり森林をいかに保持するかによって、二酸化炭素量の排出を抑えるための方策をどうするかということなんですが、ただ、本税は6,300万円ぐらいあるそうです。宇城市も平成6年から2,600万円か2,700万円ぐらいの金が入ってくるというような、これはただ本税ですから、宇城市にどれだけ配分されるか分かりませんが、これはしっかり今のうちにどう使うのかっていうのをある程度考えておかないと、今度来たときに、去年もほとんどわずかな金額を使っているだけ。今年もほとんどそのまま基金に積み立てているという状況ですから、是非どう使うのか。先ほど答弁にもありましたけれども、御検討いただいて有効な使い方、税金としてはまれに見る全人口課税みたいな新しく創設された税金なんですね。そういう非常に大きな大事な税金ですから、是非御検討をいただきたい。もし委員会でもそういう議論ができれば、議論をしていただきたいと思います。

ふるさと納税については、おっしゃったとおりなかなか難しい部分があったのかもしれませんけれども、しかしこんなに違うのは、やはり何か考えないといけないということだと思います。特にこれは業者に委託してもう3年ぐらいになるんですかね、そういう形になっている部分については、今後そういうずれでこういう予算上の違いが出てこないのかは、是非御検討していただきたいと思います。

プレミアム付商品券については、一番私が気にしているのが1万円をなかなか出せなかった人がいるのではないかという懸念があって、そういう懸念をずっと心配しております。ただそれは経済部長の答弁のとおり、全部調べるのは確かに大変な労力ですから、それを1,000人ぐらいの規模で傾向を把握するという事は非常に大事なことだと思います。是非、確かにこれはコロナの経済対策としては有効な施策だった、90%以上が使っているわけですから、そういう意味では非常に有効な施策だったと思いますが、その辺を是非御検討いただくと同時に、岸田さんが今回30兆円ぐらいの補正を組んでコロナ対策をやるんだと言うから、ひよっとす

るとさっきの答弁で、市長は5,400万円の8月末の補正が組まれたとおっしゃって、それをどう使うかと検討されるというお話ですけれども、もし次ひょっとしたらそういうことをやる可能性も出てくる、国がどの程度の補正を組んでくるのかという問題がありますけれども、是非今のうちにそういう検討をしていただいて、次のときには是非活かしていただきたいと思います。

以上で、私の質疑を終わります。

○議長（園田幸雄君） これで、認定第1号の質疑を終結します。

-----○-----

日程第25 認定第2号 令和2年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第26 認定第3号 令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第27 認定第4号 令和2年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第28 認定第5号 令和2年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第29 認定第6号 令和2年度宇城市水道事業会計決算の認定について

日程第30 認定第7号 令和2年度宇城市下水道事業会計決算の認定について

日程第31 認定第8号 令和2年度宇城市市民病院事業会計決算の認定について

○議長（園田幸雄君） 日程第25、認定第2号令和2年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第31、認定第8号令和2年度宇城市市民病院事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第32 決算審査特別委員会の設置について

○議長（園田幸雄君） 日程第32、決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

ここでお諮りします。認定第1号令和2年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第8号令和2年度宇城市市民病院事業会計決算の認定についてまでについては、宇城市議会委員会条例第6条及び会議規則第36条第1項の規定に基づき、19人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して地方自治法第98条の規定による議会の検査権を決算審査特別委員会に委任することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までについては、19人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して地方自治法第98条の規定による議会の検査権を決算審査特別委員会に委任することに決定しました。

ここで名簿を配布させますのでしばらくお待ち願います。

（名簿配布）

○議長（園田幸雄君） ただいま決算審査特別委員会が設置されましたので、特別委員の選任については委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元にお配りいたしましたとおり、私議長並びに議会選出監査委員の2番、永木誠君を除く19人を指名します。

-----○-----

日程第33 陳情第1号 「沖縄戦の戦没者の遺骨を含む土砂を埋め立て等に使用しないことを求める意見書」を国に提出することを求める請願書

○議長（園田幸雄君） 日程第33、陳情第1号「沖縄戦の戦没者の遺骨を含む土砂を埋め立て等に使用しないことを求める意見書」を国に提出することを求める請願書を議題とします。

本案は、所管の民生常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第34 請願第2号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願

○議長（園田幸雄君） 日程第34、請願第2号新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願を議題とします。

本案は、所管の建設経済常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第35 発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について

○議長（園田幸雄君） 日程第35、発議第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題とします。

ここで、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（長谷誠一君） コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について、議案提出の趣旨説明を申し上げます。

近年、地方財政は巨額の財源不足が続き、加えて昨年からの新型コロナウイルス感染症の蔓延により、令和4年度においても厳しい財政運営を余儀なくされるものと予想されます。その中で、地方自治体は環境問題など新たな財政需要にも対応し

ていく必要があります、その財源需要に見合う財源確保のため地方税財源の充実を国に求めるものであります。

次のページをお開き願います。意見書案でございます。紙面のとおり5つの項目を要請するものであります。

まず令和4年度以降3年間の地方一般財源総額につきましては、令和3年の地方財政計画と実質的に同水準を確保するとされていますが、社会保障関係経費が毎年度増加することが見込まれるため、他の経費での削減分を充てることなく十分な総額を確保すること。

次に、固定資産税につきましては、市町村の極めて重要な基幹税でありますことから、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこととし、現行の特例措置は期限の到来をもって確実に終了すること。

また、令和3年の税制改正におきまして講じられました、土地に関わる負担調整措置と軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長につきましては、令和3年度限りとし延長しないこと。

最後に、炭素に係る税を創設または拡充する場合には、その一部を地方税または地方贈与税として地方に税源配分することを令和4年度地方税制改正に向け、確実に実現がなされるよう国に対し強く要望することとなっております。

以上が趣旨となりますが、本議案に対しまして議員各位の御賛同をよろしく願ういたしまして、提案の趣旨説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 発議第3号の趣旨説明が終わりました。

これから、発議第3号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 質疑なしと認めます。

-----○-----

日程第36 休会の件

○議長（園田幸雄君） 日程第36、休会の件を議題とします。

ここでお諮りします。明日7日から13日までは、各常任委員会及び決算審査特別委員会の審査並びに議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、9月7日から13日までは休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時55分

第 5 号

9月14日 (火)

令和3年第3回宇城市議会定例会（第5号）

令和3年9月14日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第57号 | 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第2 | 議案第58号 | 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第3 | 議案第59号 | 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第4 | 議案第60号 | 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第61号 | 令和3年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第6 | 議案第62号 | 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第7 | 議案第63号 | 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第64号 | 令和3年度宇城市民病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第65号 | 宇城市個人情報保護条例及び宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第66号 | 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第67号 | 宇城市税特別措置条例及び宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第68号 | 宇城市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第69号 | 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第70号 | 宇城市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第71号 | 工事請負契約の締結について（小川中学校改築工事） |
| 日程第16 | 議案第72号 | 宇城市過疎地域持続的発展計画策定について |
| 日程第17 | 議案第73号 | 令和2年度宇城市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について |
| 日程第18 | 請願第2号 | 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願 |
- 追加議事日程（第5号の追加1）

- 日程第1 発議第4号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出
について
- 日程第19 発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充
実を求める意見書の提出について
- 日程第20 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(21人)

- | | |
|-------------|--------------|
| 2番 永木 誠 君 | 3番 山森 悦嗣 君 |
| 4番 三角 隆史 君 | 5番 坂下 勲 君 |
| 6番 高橋 佳大 君 | 7番 高本 敬義 君 |
| 8番 大村 悟 君 | 9番 福永 貴充 君 |
| 10番 溝見 友一 君 | 11番 園田 幸雄 君 |
| 12番 五嶋 映司 君 | 13番 福田 良二 君 |
| 14番 河野 正明 君 | 15番 渡邊 裕生 君 |
| 16番 河野 一郎 君 | 17番 長谷 誠一 君 |
| 18番 入江 学 君 | 19番 豊田 紀代美 君 |
| 20番 中山 弘幸 君 | 21番 石川 洋一 君 |
| 22番 岡本 泰章 君 | |

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川 康明 君 書記 桑田 祥一 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田 憲史 君	副市長 浅井 正文 君
教育長 平岡 和徳 君	総務部長 天川 竜治 君
企画部長 西岡 澄浩 君	市民環境部長 杉浦 正秀 君
健康福祉部長 岩井 智 君	経済部長 黒崎 達也 君
土木部長 梅本 正直 君	教育部長 豊住 章 君
総務部次長 元田 智士 君	企画部次長 坂本 優子 君

市民環境部次長	森 下 功 治 君	健康福祉部次長	植 野 修 君
経 済 部 次 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 次 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 次 長	井 住 寿 宏 君	三 角 支 所 長	梅 田 徳 久 君
不知火支所長	岩 竹 泰 治 君	豊 野 支 所 長	赤 星 徹 君
市民病院事務長	坂 井 明 人 君	上 下 水 道 局 長	木 見 田 洋 一 君
会 計 管 理 者	井 澤 ふ さ 子 君	監 査 委 員 事 務 局 長	松 川 弘 幸 君
農業委員会事務局長	白 木 太 実 男 君	財 政 課 長	米 田 年 宏 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

- 日程第1 議案第57号 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第2 議案第58号 令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第59号 令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第60号 令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第61号 令和3年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第62号 令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第63号 令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第64号 令和3年度宇城市民病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第65号 宇城市個人情報保護条例及び宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第66号 宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第67号 宇城市税特別措置条例及び宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第68号 宇城市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第69号 宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第70号 宇城市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第71号 工事請負契約の締結について（小川中学校改築工事）
- 日程第16 議案第72号 宇城市過疎地域持続的発展計画策定について
- 日程第17 議案第73号 令和2年度宇城市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（園田幸雄君） 日程第1、議案第57号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第4号）から、日程第17、議案第73号令和2年度宇城市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてまでを一括議題とします。

去る9月6日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査結果の報告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（豊田紀代美君） おはようございます。総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件2件、条例案件5件、その他案件2件の合計9件であります。委員会を9月8日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、次長、支所長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第57号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第4号）の中央図書館等外構工事費について、委員から「工事後の駐車可能台数は増えるのか。また、図書館の改修後には入館者の増加が見込まれるが、駐車場が不足する場合の対策はあるのか」との質疑に対し、執行部から「図書館の台数は整備前と同じであるが、近隣の体育館等に協力を要請し、駐車台数を確保する」との答弁がありました。

また、成人式会場設営業務委託料について、委員から「設営設備は何か」との質疑に対し、執行部から「フロアシート、椅子、音響設備等である」との答弁がありました。また、委員から「コロナの感染状況をどのように想定して実施するのか」との質疑に対し、執行部から「文化ホールより広い体育館に変更したことで密を避けられ、また、ワクチン接種も11月に終了する予定であるため開催したい」との答弁がありました。これに対し、委員から「今後の感染状況は分からないので、実施するならば、安全を保たれるようにして実施すべき」との意見がありました。

また、議案第66号宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についてと関連し、委員から「宇城市民病院在り方検討委員会の結論はいつ頃になるのか。また、市民への公表はどのような形でなされるのか」との質疑に対し、「委員会としての結論は1月頃になるが、その答申を受けてから病院の在り方を詳細に決定するにはある程度の期間が必要になり、その決定後に公表できるのではないかと。また、答申が出た後も、方針の決定は住民や議会に説明しながら進めていきたい」との答弁がありました。

次に、議案第72号宇城市過疎地域持続的発展計画策定について、委員から「地域の過疎化は切実な問題である。過疎からの脱却を本気で考え、民間ができないところを行政がどうやってできるかを考えてほしい。また、移住・定住について、コ

コロナ禍での現状に則した計画がなされているが、もっと全国に情報発信をお願いしたい」などの意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件2件、条例案件5件、その他案件2件の合計9件については、全て可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（園田幸雄君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（福田良二君） 建設経済常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件3件、条例案件1件、その他案件1件の合計5件であります。委員会を9月8日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長、局長並びに担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第57号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第4号）の農業総務費について、委員から「6次産業化市場規模拡大対策整備事業補助金について、事業内容はどのようなものか」との質疑に対し、執行部から「国内ではHACCP（ハサップ）の基準に対応した衛生管理が6月から義務化された。ただ、輸出先国によってはそれ以上を求められる場合がある。今回は、これに対応した施設整備を行うものであり、国の2分の1の補助となっている」との答弁がありました。また、委員から「補助事業の周知方法は」との質疑に対し、執行部から「主なものは文書で農家の方に配布している。しかし、補助事業は多岐にわたり、全てを配布することは難しい。農林水産省や県のホームページ等での確認をお願いしている」との答弁がありました。

次に、委員から「経営継承・発展等支援事業補助金についての事業内容は」との質疑に対し、執行部から「地域の中心経営体等の後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を補助するもの。同様の事業で当該事業より補助額が多い農業次世代人材投資事業補助金があるが、年齢制限や新規作目の導入など制約が多い。今回の事業は、継承が確認できれば対象となる」との答弁がありました。

最後に、議案第63号令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）について、委員から「予算減額のうち、人件費が2人分の減となっているようだが、減

員となった分、課員の方への負担が大きくなっていないか」との質疑に対し、執行部から「浄化槽関係の業務が衛生環境課へ移管したことで、係長が課長兼務となったため、極端に負担が増えたということはない」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託されました予算案件3件、条例案件1件、その他案件1件の合計5件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（園田幸雄君） 建設経済常任委員長長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） 皆さん、おはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件5件、陳情案件1件であります。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

議案第57号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第4号）の清掃総務費について、委員から「考え方として、ごみステーションの年間当たりの設置数の上限は定めているのか。それとも必要性が生じたらその都度補正予算を組むのか」との質疑に対して、執行部から「当然ながら当初に数の見込みをしているが、補助金申請が特に昨年度後半から顕著に増加しており、年度末前には予算が尽きてしまった。今年度は23基分の予算を組んでいたが、その積み残し分を含めて6月には早々に予算が無くなってしまった。ごみは人々の生活に直結していることもあり、今回は補正予算という対応を取ったが、予算は有限のため、来年度からは設置数など厳格な基準を検討する必要があると思っている」との答弁がありました。また、委員から「ごみステーションの現状として、地区の中での設置場所を決めるのに苦慮する場面がある。市管理の公園の片隅に設置できるようにしなければ、区の住民個人の土地に設置するよう相談することは難しいのではないか」との質疑に対し、執行部から「区長等と相談した結果、市管理の公園しか設置場所がないという場合は、土木部と協議をしていきたい」との答弁がありました。

次に、障害者福祉総務費について、委員から「委託料の減額と負担金の増額が同額程度だが、この違いは何か」との質疑に対し、執行部から「SNSを活用した心の悩み相談事業について、これまでは事業者と直接委託契約を締結しており、委託料で予算計上していたが、今年度から熊本連携中枢都市圏の代表市である熊本市が一括で契約を結び、構成市町村から負担金を徴収する形となったため、委託料から

負担金に予算の組替えを行った」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件5件については、全て可決すべきものと決定しました。

なお、陳情第1号「沖縄戦の戦没者の遺骨を含む土砂を埋立て等に使用しないことを求める意見書」を国に提出することを求める請願書については、継続審査とすることに決定いたしました。

以上、民生常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を終わります。

○議長（園田幸雄君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○7番（高本敬義君） 7番、高本です。自席にて質疑を行いたいと思います。

総務文教常任委員長にお尋ねをいたします。議案第66号宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、市民病院の在り方検討委員会の設置が追加されるという内容の案件であります。先ほどの報告と併せて、この検討委員会の委員の構成などに関する質疑や議論がありましたら、お願いをしたいと思います。

それと併せて、民生常任委員長の方には、この議案に関しては付託事項ではありませんが、市民病院に関わることということで関連して何か質疑等がありましたらお願いをしたいと思います。ただし、委員長報告に該当するものではないということであれば、その旨もお答えいただければと思います。

○総務文教常任委員長（豊田紀代美君） 自席にて答弁をさせていただきます。

ただいま上程されております、議案第66号宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、高本議員の質疑に対してお答えをしたいと思います。

宇城市民病院の在り方検討委員会の構成委員は、下益城郡医師会、宇土郡医師会、宇城保健所、松橋代表区長、豊福区長、宇城市老人クラブ、副市長、総務部長、健康福祉部長の9人です。なお、検討委員会は5回以上開催するという御説明でありました。

以上が、高本議員の質疑に対する答弁とさせていただきます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） 先ほど高本議員から質疑がありました、在り方検討委員会の件でありますけれども、民生常任委員会の中では、市民病院事務局長からの報告で、事務方としては、その在り方に「まだそこには参入していない」という意見が出ており、委員の中からも意見が出たのは、「そこに市民病院の事務局長が入っていないということ自体が、ちょっとおかしいのではないか」という意見も出て、今後その在り方検討委員会の中に、市民病院関係の委員も是非含んでいただき

たいという御意見があった旨を報告させていただきます。

○議長（園田幸雄君） ほかにありませんか。

○12番（五嶋映司君） 議案第66号宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての件で、委員長への質疑をしたいと思います。

今、民生常任委員会の方からもちよっと報告がありましたけれども、この在り方検討委員会については、医師や看護師などの現場の意見の反映が必要のような気がしますが、その辺の必要性は議論にならなかったのかどうかということが1点と、もう1点は、今まで市民病院の経営や運営については、議会が基本的に責任を持って議論をしてきました。以前、まだ合併前かもしれませんが、市民病院の在り方を議論する時も、議会が中心になって行っておりました。そういう意味では、市民の代表である議会が、この問題に関わることが非常に大事のような気がしますが、しかも選挙で選ばれた議会ですから、市民を代表するという意味でもその辺が大事だと思いますが、その辺の市民を代表する方の意見うんぬんという話は、この検討委員会の中では議論にならなかったのか。9人の委員で構成するというのはよく分かりましたが、結局充て職みたいなので、本当に市民を代表する委員の参加がないような気がしますが、その辺の議論はなかったかのお答えをお願いしたいと思います。

○総務文教常任委員長（豊田紀代美君） ただいまの五嶋議員の質疑に対して、御答弁を申し上げたいと思います。

その構成委員の中に、現場の医師あるいは看護師の選出はなかったのかというお話でございました。また、市民の代表である議会議員は、構成委員のメンバーにはいないのかという質疑でございましたが、委員会の中ではその内容についての質疑はございませんでした。

○議長（園田幸雄君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） これで質疑を終結します。

これから、議案第57号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第4号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第57号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第57号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第58号令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第58号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第58号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第59号令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第59号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第59号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第60号令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第60号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第60号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第61号令和3年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第61号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第61号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第62号令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第62号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第62号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第63号令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第63号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第63号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第64号令和3年度宇城市民病院事業会計補正予算（第1号）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第64号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第64号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第65号宇城市個人情報保護条例及び宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第65号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第65号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第66号宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。通告がありますので、これを許します。

○7番（高本敬義君） ただいま議題になっております、議案第66号宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について、これに賛成の立場で討論を行いたいと思います。

医療を取り巻く環境は非常に厳しい状況がありますが、国も人口減少や高齢化社会に向けての対策の中で、医療提供体制の見直しが行われています。その一環として一昨年9月には、宇城市民病院も含めて公立病院を含む公的病院、全国で約400か所余りの医療機関を公表して、地域医療計画に基づく医療の再編、削減、調整

などを各保健所単位の議論に委ねております。さらには、新型コロナウイルス感染拡大による医療逼迫と患者の激減などが、医療現場の厳しさにさらに拍車をかけております。宇城市民病院の経営状況も厳しく、令和2年度決算では経常損益が約1億900万円、当年末の未処理欠損金が約2億3,300万円となっております。

このような状況の中で、今回提案されております市民病院の在り方検討委員会の設置は、必要なことであると判断をいたします。しかし、先ほどの総務文教常任委員長の報告にもありましたように、検討委員会の委員に現場の市民病院関係者が入っておりません。また併せて民生常任委員会でも、病院関係者をこの検討委員会に入れてほしいという意見があったという、そのような報告も先ほど行われました。経営改善策を計画することはよしとしながらも、その検討段階に現場の声を入れない、そういう体制はいかかなものか疑問がわいてきます。検討の段階から市長部局と病院現場が共に協働して議論し、方向性をつくり出していく、そういう姿勢が必要だと考えます。

病院の在り方については、2014年、平成16年にコンサルタント委託した報告書では、地域包括ケア病棟の方向性が示されていたようですが、その取組は棚上げされております。御存じのように、地域包括ケア病棟といいますのは、急性期の治療を経過して病状が安定した患者に、在宅や介護施設への復帰支援の医療や支援を行う、そういう病棟の名称であります。その後2016年、平成28年度末の市民病院改革プランでは、地域包括ケア病棟に関する検討記述もあるものの、理学療法やリハビリなどに新たな投資が必要ということで、現状のままの経営体制ということでの改革プランとされてきました。今回、市長部局が主導され、病院の在り方検討のコンサルタント委託については、既にプロポーザル方式で契約されておりますが、今回の業者は、先ほど申しました2014年に報告書が出されているこの業者と同じとなりました。同じことを問題視するわけではありません。今回もそのコンサルが提示する検討課題の改善策が、地域包括ケア病棟方式なのかどうか、それは今後の議論の結果としてしか分かりません。

一方、病院側の改善策の検討はどうされているかといえば、先だっの6月議会の一般質問の答弁にもありましたように、総務省の令和3年度経営・財務マネジメント強化事業による支援が6月から決定をして、近くの天草市立病院事業管理者の竹中賢治医師が派遣され、これまで数回協議、助言を得て、また来る10月には、再度の協議予定だったというようなことも聞いております。竹中医師は、前任が福岡市立病院機構理事長で、全国の自治体病院協議会の副会長も務めておられ、自治体病院にも見識が非常に高く、これまでの市民病院との協議、助言の中でも、地域包括ケア病棟についても一部言及されていると聞いております。今回の市長部局に

よる病院問題に関する新たな取組にあたって、このような病院側の真摯な取組、これをどのように受け止め、またどのように評価し、その上で十分な協議の下に、市長部局と病院現場の協働した事業がスタートされればよいというふうに考えております。

市民病院の在り方検討委員会に現場、市民病院を入れるべきであるという意見を申し上げまして、賛成の討論といたします。議員諸氏の御賛同、よろしく申し上げます。

○議長（園田幸雄君） これで、討論を終わります。

これから、議案第66号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第66号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第67号宇城市税特別措置条例及び宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第67号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第67号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第68号宇城市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第68号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第68号は、委員長報告のと

おり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第69号宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第69号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第69号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第70号宇城市奨学金条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第70号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第70号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第70号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第71号工事請負契約の締結について（小川中学校改築工事）の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第71号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第71号は、委員長報告のとおり

決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、議案第71号は可決しました。

次に、議案第72号宇城市過疎地域持続的発展計画策定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第72号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。議案第72号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第72号は可決しました。

次に、議案第73号令和2年度宇城市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第73号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第73号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第73号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第18 請願第2号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願

○議長（園田幸雄君） 日程第18、請願第2号新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願を議題とします。

去る9月6日の会議において審査を付託しました建設経済常任委員会から審査結

果の報告がありますので、ただいまから建設経済常任委員会における審査の経過並びに結果について、委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（福田良二君） 建設経済常任委員会に付託された請願第2号の審査につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

委員会を9月8日に、大委員会室において開催しました。委員会には全員が出席し、審査を行いました。

審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

請願第2号新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願について、委員から「コロナ禍の中、外食産業への影響や外国人観光客の減等による影響を考えると、何らかのアクションを起こすことは必要だと思う」との意見や「農家の方のためにも賛成します」との意見がありました。

採決の結果、本委員会に付託されました請願第2号新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願につきましては、採択すべきものと決定しました。

○議長（園田幸雄君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 質疑なしと認めます。

これから、請願第2号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 討論なしと認めます。

これから、請願第2号新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本請願に対する委員長報告は採択です。請願第2号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、請願第2号は採択することに決定しました。

ただいま請願第2号が採択されましたので、建設経済常任委員長から委員会提出議案、発議第4号新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出についてが提出されました。

お諮りします。発議第4号を本日の日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とします。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号を本日の日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで、書記に資料の配布をいたさせますので、しばらくお待ち願います。

（資料配布）

-----○-----

**追加日程第1 発議第4号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出
について**

○議長（園田幸雄君） 追加日程第1、発議第4号新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

○建設経済常任委員長（福田良二君） 新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書についての趣旨説明を申し上げます。

コロナ禍における米の需要は、2019年度米の過大な在庫を生み、2020年度米の市場価格は大暴落し、年末年始における感染者拡大と自粛要請さらに緊急事態宣言の再発令により、需要減少に歯止めがかからず、2020年度米の販売不振と米価下落は底なしの状態になっています。

このようなことから、このコロナ禍で生まれた市場に滞留する在庫を政府が買い取るなどして、市場から隔離し、需要環境を改善するとともに、米価下落に歯止めをかけること。また、生活困窮者や学生などへの食料支援制度を欧米並みに創設し、政府が支援すべきであり、国内消費に必要な外国産米について、国産米の需要状況に応じ輸入数量抑制を直ちに実行することを要請するため、国に対し意見書を提出するものであります。

議員各位には、本趣旨を御理解いただき賛同賜りますようお願い申し上げ、趣旨説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 趣旨説明が終わりました。

これから、発議第4号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第4号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第19 発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実に を求める意見書の提出について

○議長（園田幸雄君） 日程第19、発議第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実に求める意見書の提出についてを議題とします。

これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、発議第3号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実に求める意見書の提出についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第20 休会の件

○議長（園田幸雄君） 日程第20、休会の件を議題とします。

ここで、お諮りします。

明日15日及び明後日16日は、議事整理のため休会にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、15日及び16日は休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前11時02分

第 6 号

9月17日 (金)

令和3年第3回宇城市議会定例会（第6号）

令和3年9月17日（金）

午前10時40分 開議

1 議事日程

日程第1	認定第1号	令和2年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第2	認定第2号	令和2年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第3	認定第3号	令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第4	認定第4号	令和2年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第5	認定第5号	令和2年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第6	認定第6号	令和2年度宇城市水道事業会計決算の認定について
日程第7	認定第7号	令和2年度宇城市下水道事業会計決算の認定について
日程第8	認定第8号	令和2年度宇城市市民病院事業会計決算の認定について
日程第9	議案第74号	令和3年度宇城市一般会計補正予算（第5号）
日程第10		議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について
日程第11		各常任委員会の閉会中の継続調査・審査の申出について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（21人）

2番 永木 誠 君	3番 山森 悦嗣 君
4番 三角 隆史 君	5番 坂下 勲 君
6番 高橋 佳大 君	7番 高本 敬義 君
8番 大村 悟 君	9番 福永 貴充 君
10番 溝見 友一 君	11番 園田 幸雄 君
12番 五嶋 映司 君	13番 福田 良二 君
14番 河野 正明 君	15番 渡邊 裕生 君
16番 河野 一郎 君	17番 長谷 誠一 君
18番 入江 学 君	19番 豊田 紀代美 君

20番 中山 弘 幸 君
22番 岡本 泰 章 君

21番 石川 洋 一 君

4 欠席議員はなし

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小川 康 明 君 書 記 桑田 祥 一 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田 憲 史 君	副市長	浅井 正 文 君
教育長	平岡 和 徳 君	総務部長	天川 竜 治 君
企画部長	西岡 澄 浩 君	市民環境部長	杉浦 正 秀 君
健康福祉部長	岩井 智 君	経済部長	黒崎 達 也 君
土木部長	梅本 正 直 君	教育部長	豊住 章 君
総務部次長	元田 智 士 君	企画部次長	坂本 優 子 君
市民環境部次長	森下 功 治 君	健康福祉部次長	植野 修 君
経済部次長	浦田 敬 介 君	土木部次長	平木 恵 一 君
教育部次長	井住 寿 宏 君	三角支所長	梅田 徳 久 君
不知火支所長	岩竹 泰 治 君	小川支所長	木下 義 明 君
豊野支所長	赤星 徹 君	市民病院事務長	坂井 明 人 君
上下水道局長	木見田 洋 一 君	会計管理者	井澤 ふさ子 君
農業委員会事務局長	白木 太実男 君	財政課長	米田 年 宏 君

開議 午前10時40分

-----○-----

○議長（園田幸雄君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から、追加議案が提出されております。提出議案は、お手元に配布しております議事日程記載の日程第9、議案第74号であります。

-----○-----

日程第1 認定第1号 令和2年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第2 認定第2号 令和2年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第3号 令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第4号 令和2年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第5号 令和2年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第6号 令和2年度宇城市水道事業会計決算の認定について

日程第7 認定第7号 令和2年度宇城市下水道事業会計決算の認定について

日程第8 認定第8号 令和2年度宇城市市民病院事業会計決算の認定について

○議長（園田幸雄君） 日程第1、認定第1号令和2年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第8、認定第8号令和2年度宇城市市民病院事業会計決算の認定についてまでを一括議題とします。

本件は、9月6日の会議におきまして、決算審査特別委員会に審査を付託しておりましたので、委員長に報告を求めます。

○決算審査特別委員長（岡本泰章君） 決算審査特別委員会委員長の岡本でございます。決算審査の結果の報告をいたします。

本特別委員会において審査した案件は、去る9月6日の本会議において、本委員会に付託された認定第1号から認定第8号までであります。審査については、常任委員会所管を分科会とし、各分科会の正副座長はその常任委員会の正副委員長において進めました。

審査の方法は、分科会では質疑及び意見のみとし、執行部に対し決算書とこれに付随する資料に基づき詳細な説明を求め進めました。決算審査は執行済みではあるものの、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、その行政効果や経済効果を測定し、住民に代わって行政効果を評価する極めて重要な

委員会であることを念頭に審査にあたりました。

中でも、昨年の決算審査特別委員会において指摘した事項にどのような改善が図られたか、そして予算執行がその目的に沿い、関係法令の規定に準拠し、適正かつ効率的に行われたか。また前年の意見、施策や事業目的がどの程度達成され、市民サービスや福祉の向上にどのように貢献したかなどの視点に立ち、質疑を行いました。

その質疑、意見については、先ほどの第2回委員会において、各分科会からの報告が終わっておりますので、内容は省略いたします。

採決の結果、認定第1号から認定第8号までについては、全て認定すべきものと決定しました。

なお、予算執行に伴う政策効果・経済性、また外郭団体の適正かつ効率的な運営管理、経営の安定性の観点から、今後の予算執行に際しては一層の検討を加え、改善、是正すべきであると、審査時において喚起したところであります。

執行部においては、今後、審査の結果を後年度予算編成あるいは執行に活かすよう努力すべきであり、市の行財政運営の一層の健全化と適正化に役立てることを切望します。

以上、決算審査特別委員会の審査の報告を終わります。

○議長（園田幸雄君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 質疑なしと認めます。

これから、認定第1号令和2年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第1号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第1号は認定することに決定しました。

次に、認定第2号令和2年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第2号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第2号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(園田幸雄君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田幸雄君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第2号は認定することに決定しました。

次に、認定第3号令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第3号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第3号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(園田幸雄君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田幸雄君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第3号は認定することに決定しました。

次に、認定第4号令和2年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第4号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第4号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(園田幸雄君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(園田幸雄君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第4号は認定することに決定しました。

次に、認定第5号令和2年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第5号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第5号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第5号は認定することに決定しました。

次に、認定第6号令和2年度宇城市水道事業会計決算の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第6号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第6号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、認定第6号は認定することに決定しました。

次に、認定第7号令和2年度宇城市下水道事業会計決算の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第7号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第7号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第7号は認定することに決定しました。

次に、認定第8号令和2年度宇城市市民病院事業会計決算の認定についての討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、認定第8号を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行いま

す。この決算に対する委員長報告は認定するものです。認定第8号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、認定第8号は認定することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第74号 令和3年度宇城市一般会計補正予算（第5号）

○議長（園田幸雄君） 日程第9、議案第74号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 今回追加提案しますのは、予算案件として、一般会計補正予算の1件で、新型コロナウイルス及び8月豪雨災害関連の補正予算になります。

詳細につきましては、総務部長が説明いたします。当案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます、提案理由とさせていただきます。

○議長（園田幸雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第74号の詳細説明を求めます。

○総務部長（天川竜治君） 議案第74号令和3年度宇城市一般会計補正予算（第5号）について説明します。

別冊で配布しております令和3年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（第5号）1ページをお願いします。

まず初めに、予算の総額について説明します。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7,120万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ347億7,409万6千円としています。補正の内容につきましては、国の施策に応じて、新型コロナウイルス感染症により経済活動に影響を受ける中小事業者等に対する支援を図るため、また8月豪雨による災害復旧を速やかに図るため、新たに発生した財政需要に対し早急な予算対応を行うものです。

2ページをお願いします。主な歳入費目では、款15国庫支出金で1億1,400万円余の追加、款16県支出金で2,035万1千円の追加、款22市債で9,600万円を追加しています。

3ページをお願いします。歳出費目では、款5農林水産業費で1,735万3千円の追加、款6商工費で5,504万7千円の追加、款10災害復旧費で1億9,8

80万円を追加しております。

続いて、4ページに移ります。第2表、地方債補正です。1追加で、水産施設整備事業費を追加し、2変更で、公共土木施設災害復旧事業費ほか1件について紙面のとおりに変更しております。

続いて、歳出の主なものとその特定財源について説明します。

9ページをお願いします。款5農林水産業費、項3水産業費、目3漁港管理費で、大規模漂着流木等撤去回収処理業務委託料1,735万3千円を追加しています。説明資料は2ページ、位置図①漁港海岸になります。8月11日以降の豪雨により、市が管理する漁港海岸などに漂着した流木等を回収し処分する業務委託料です。財源は、国2分の1補助金と起債を見込んでおります。

続いて、款6商工費、項1商工費、目3商工振興費で5,504万7千円を補正しております。説明資料は3ページになります。国のまん延防止等重点措置の適用等に伴い、時短要請に協力する飲食店や、飲食店の休業・時短営業または外出自粛等の影響を受け、売上げが減少した宇城市内の中小企業者、個人事業主及び小規模事業者に対し、事業全般に使える一時支援金10万円を給付するものです。財源は、国庫支出金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分、5,422万6千円を計上しております。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費で5,150万円を補正しております。8月豪雨で被災した施設の災害復旧事業になります。説明資料の2ページをお願いします。位置図②が、節14工事請負費の農地災害復旧工事費200万円、位置図③、④が、農業用施設災害復旧工事費950万円、位置図⑤が、節18負担金補助及び交付金の県営農地等災害復旧事業負担金3,500万円になります。

また、建設機械等借上料と農地基盤災害復旧事業補助金では、8月までの豪雨災害の対応に支出予定の予算と、今後の台風や豪雨災害に対応する必要見込額を補正しています。

同じく、目2林業施設災害復旧費で950万円を補正しております。説明資料2ページの位置図⑤、林道の上糸石線災害復旧事業になります。項1農林水産施設災害復旧費の財源は、分担金、県支出金、災害復旧の起債を見込んでいます。

10ページをお願いします。同じく、項2公共土木施設災害復旧費、目1公共土木施設災害復旧費で1億3,780万円を補正しております。8月豪雨で被災した市道、河川等の災害復旧事業になります。説明資料の4ページをお願いします。位置図①浦・石打線、②北部田白岩線が、節14工事請負費の道路災害復旧工事費5,630万円、位置図③早迫川、④松葉川、⑤白岩川、⑥萩尾川が、河川災害復旧工

事費 3,400 万円になります。

また、施設修繕料、測量設計業務委託料、建設機械等借上料では、8 月までの豪雨災害の対応に支出予定の予算と、今後の台風や豪雨に対応する必要見込額を補正しています。財源として、補助災害復旧事業は国庫負担金が 66.7%、残りを市債で賄う予定です。

今回の補正予算において収入が不足する財源については、財政調整基金繰入金で調整しております。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（園田幸雄君） 詳細説明が終わりました。

これから、議案第 74 号の質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 74 号は、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 74 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第 74 号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 74 号令和 3 年度宇城市一般会計補正予算（第 5 号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。議案第 74 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（園田幸雄君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（園田幸雄君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第 74 号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第 10 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出について

○議長（園田幸雄君） 日程第 10、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出についてを議題とします。

議会運営委員長から、議会運営委員会の調査中の事件について、会議規則第 11

0条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第11 各常任委員会の閉会中の継続調査・審査の申出について

○議長（園田幸雄君） 日程第11、各常任委員会の閉会中の継続調査・審査の申出についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査項目について、閉会中の継続調査・審査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（園田幸雄君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

令和3年第3回宇城市議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前11時08分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

令和3年9月8日

宇城市議会議長 園田 幸雄 様

総務文教常任委員長 豊田 紀代美

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第57号	令和3年度宇城市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第61号	令和3年度宇城市奨学金特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第65号	宇城市個人情報保護条例及び宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第66号	宇城市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第67号	宇城市税特別措置条例及び宇城市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第68号	宇城市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第70号	宇城市奨学金条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第71号	工事請負契約の締結について（小川中学校改築工事）	可決
議案第72号	宇城市過疎地域持続的発展計画策定について	可決

令和3年9月8日

宇城市議会議長 園田 幸雄 様

民生常任委員長 山森 悦嗣

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第57号	令和3年度宇城市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第58号	令和3年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第59号	令和3年度宇城市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第60号	令和3年度宇城市介護保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第64号	令和3年度宇城市民病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決
陳情第1号	「沖縄戦の戦没者の遺骨を含む土砂を埋め立て等に使用しないことを求める意見書」を国に提出することを求める 請願書	継続審査

令和3年9月8日

宇城市議会議長 園田 幸雄 様

建設経済常任委員長 福田 良二

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第57号	令和3年度宇城市一般会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第62号	令和3年度宇城市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第63号	令和3年度宇城市下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第69号	宇城市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第73号	令和2年度宇城市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	原案可決
請願第2号	新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願	採 択

令和3年第3回定例会 議案等賛否表

○:賛成

●:反対

欠:欠席

除:除斥

棄:棄権

件名	議員名											審議結果	賛成	反対										
	2 永木誠	3 山森悦嗣	4 三角隆史	5 坂下勲	6 高橋佳大	7 高本敬義	8 大村悟	9 福永貴充	10 溝見友一	11 園田幸雄	12 五嶋映司				13 福田良二	14 河野正明	15 渡邊裕生	16 河野一郎	17 長谷誠一	18 入江学	19 豊田紀代美	20 中山弘幸	21 石川洋一	22 岡本泰章
議案第74号 令和3年度宇城市一般会計補正予算(第5号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
請願第2号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める請願	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択	20	0
発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
発議第4号 新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書の提出について	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	20	0
認定第1号 令和2年度宇城市一般会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○		●	棄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	18	1
認定第2号 令和2年度宇城市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	19	1
認定第3号 令和2年度宇城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	19	1
認定第4号 令和2年度宇城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	19	1
認定第5号 令和2年度宇城市奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	20	0
認定第6号 令和2年度宇城市水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○		●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	19	1
認定第7号 令和2年度宇城市下水道事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	20	0
認定第8号 令和2年度宇城市市民病院事業会計決算の認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定	20	0